令和２年第１回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議　事　日　程（第１号）

令和２年３月２日（月曜日）　午前９時００分　開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　諸般の報告

第４　行政報告

第５　請願・陳情の委員会付託

第６　発議第１号　提案～採決

第７　議案第１号～議案第12号　提案～審議

第８　議案第13号～議案第18号　提案～付託

第９　議案第19号～議案第20号　提案～審議

第10　議案第５号、議案第７号　討論～採決

○出席議員（９名）

１番	百瀬輝和	６番	都志今朝一
２番	山﨑文直	７番	加藤泰久
３番	原　源次	９番	三澤澄子
４番	藤城栄文	１０番	丸山　豊
５番	笹沼美保		

○欠席議員

８番　小坂泰夫

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	住民環境課長	清水恵子
副村長	原　茂樹	健康福祉課長	堀　正弘
教育長	清水閣成	子育て支援課長	唐澤孝男
総務課長	藤田貞文	産業課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	藤澤　隆
会計管理者	松澤厚子	教育次長	伊藤弘美
財務課長	唐澤英樹	代表監査委員	原　浩

○職務のため出席した者

議会事務局長　松澤さゆり

議会事務局次長　髙木謙治

会議のてんまつ

令和２年３月２日　　午前９時００分　開会

事務局長（松澤　さゆり）　御起立願います。［一同起立］おはようございます。
［一同「おはようございます」］御着席ください。［一同着席］
議　　長（丸山　　豊）　お疲れさまです。
　ことしの冬は暖かく過ごしやすかったわけでございますが、３月に入り本格的な春を実感させるころとなりました。現在、世界を震撼させている新型コロナウイルスの感染拡大は、衰えることなく、県内にも及び影響は経済活動、教育現場など広範囲にわたり、いまだ収束の気配がありません。国の強いリーダーシップをもって早目の対策、対応により、さらなる安全・安心及び健康の確保を望むところでございます。
　本日開会の定例議会は、令和２年度事業や予算を審議する重要な議会であります。内容等しっかり議論・審議していただくことをお願いし、ただいまから令和２年第１回南箕輪村議会定例会を開会いたします。
　ただいまの出席議員数は10名です。９名です。失礼しました。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。
　会議に入る前に御報告いたします。８番小坂議員、体調不良のため欠席する旨の連絡がありました。
　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
　会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、４番、藤城栄文議員、５番、笹沼美保議員を指名します。
　日程第２、会期決定の件を議題といたします。
　過日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。
　山﨑議会運営委員長。
議会運営委員長（山﨑　文直）　おはようございます。
　議会運営委員会の報告をいたします。
　本日招集されました令和２年第１回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催いたしました。次のように決定しましたので、報告いたします。
　本定例会に付議された事件は、議案が20件、発議が１件であります。このうち議案第５号と第７号、発議第１号は、議案審議の関係で即決といたします。請願・陳情は、陳情が６件提出されております。
　会期は、本日３月２日から３月13日までの12日間です。この間で３日から10日まで本会議を休会といたします。
　また、最終日、13日の開会時刻は、午後３時を予定をしております。
　以上で、議会運営委員会の報告を終わります。
議　　長（丸山　　豊）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議　　長（丸山　　豊）　異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から３月13日までの12日間に決定しました。
なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。
ここで、村長の挨拶を求めます。
唐木村長。
村　　長（唐木　一直）　改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕
令和２年第１回議会定例会を招集を申し上げましたところ、大変お忙しい中、議員の御出席をいただき開会できますことに、お礼を申し上げます。
ことしの冬は、全国的に暖冬で平均気温も例年よりも高く、この地域では大した降雪や積雪もなく、暮らしやすい年で大変ありがたいことであります。しかしその反面、山の積雪量も少なく、農繁期の水不足を心配をするところでもあります。
また、中国湖北省の武漢に端を発し、世界中に感染が広まりつつある新型コロナウイルスの国内での拡大が危惧されております。この感染拡大を抑えるため、政府から示された自粛要請を受け、大規模なイベント等が軒並み中止や延期、規模の縮小といった対応がなされているところであります。学校も休校という、こういうことであります。
本村では、県内でも感染者が発生したことを受け、先月26日に対策本部を設置し、対応策を検討いたしました。住民の皆さんには、村広報誌やウェブサイト、メール配信、保育園、小中学校を通じて既にお知らせをしてありますが、過剰に心配することなく、手洗いやマスクの着用を含むせきエチケットの徹底等、感染症対策に努めていただき、不特定多数の集まるイベント等の参加や不要不急の外出は控え、発熱等の風邪症状がある場合の自己管理の方法や感染の不安がある場合の相談窓口や受診の目安等について周知を図っております。
また、村の相談窓口を健康福祉課に設置し、伊那保健所に円滑につなぐことのできる体制を整えております。役場庁内におきましても窓口対応等を行う職員にはマスクの着用を義務づけておりますので、御理解をお願いをいたします。
なお、村等が主催するイベント等の開催につきましても方向性を検討し、当面中止や延期、規模の縮小といった対応をとっているところであります。この辺につきましては、また、本日、議会全員協議会を開催をお願いしてありますので、報告をさせていただきたいというふうに思っております。
今後も感染の状況の推移を注視しながら、新型インフルエンザ等対策行動計画に準じ、状況に応じた迅速な対策を講じてまいります。
また、学校関係につきましてでありますが、３月５日から南箕輪小中学校３校休校とさせていただいたところであります。学童につきましては、予防対策を講じ、実施をしてまいります。これは、小学校の休校に伴う共働き世帯等への対応をしていかなければならないというこういうことであります。学校の休校に伴う面は、柔軟に対応をしていかなければならないと思っておるところであります。
学童につきましても、本当にこの人が多く集まるという、こういう面で心配はありますけれども、できるだけ過密状態にならないという、こういうことを心がけていかなければならないということで、学校施設におきましても、学童クラブ実施をしていきたいというふうに思っております。この辺の区分けにつきましては、また検討を今しておるところでございます。いずれにいたしましても、万能な対応に心がけてまいります。

また、特別支援学校等におきましても、これも休校ということでありますので、民間事業者等との調整も今しておるところであります。この辺も柔軟に対応をさせていただきたいというふうに考えておるところであります。

春の訪れもすぐそこまで来ております。感染症の拡大が早期に治まり、一刻も早く収束することを願っておるところであります。

さて、今定例会は、令和２年度の予算審議をお願いする機会であります。ここ数年は、子供の増加に対応するため、子育て教育関連施設の整備に注力してまいりましたが、ようやく人口増に伴う諸政策の推進を一定のめどはつきつつあり、給食関連施設等を残すところとなりました。令和２年度は、人口増加を踏まえた新たな村づくりの展望を見据えた積極的な予算とし、老朽化した学校施設等の改修、防災関係にも重点を置き、住民生活の安心・安全、福祉教育の充実、公共施設の長寿命化にも配慮した予算案とさせていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

細部につきましては、この後の挨拶で申し上げたいと思っております。

まず、経済状況であります。

内閣府が先日公表しました2019年10月から12月期の国内総生産の速報値は、物価変動を除く実質で、前期に比べて1.6％の減、年率換算では6.3％減で、５四半期ぶりのマイナスに転じました。この要因といたしましては、昨年の10月の消費増税に伴う駆け込み消費の反動で個人消費が落ち込んだほか、台風19号の自然災害や企業の設備投資の三、四半期ぶりのマイナス、輸出も世界経済の減速などからマイナスとなったことが影響しているということであります。政府は景気は緩やかな回復基調との判断を維持しておりますが、専門家によりますと、新型コロナウイルスによる肺炎の影響で、今後も日本経済の低迷が長期化する懸念が強まっているとのことであります。今後の日本経済や中国経済にどのような影響が出てくるのか動向を注視していかなければならないと思っております。

国内を見ますと、いよいよ春闘の季節となってまいりました。連合と経団連のトップ会談では、労使ともに賃上げの必要性では一致をしたものの、お互いの主張には異なる点もあり、賃上げの観点からは、労働者側には厳しいものになりそうだとのことであります。これからの山場を迎える交渉の歩み寄りにより、賃上げ幅がどの程度で決着するのか注目されるところであります。

日銀松本支店が発表しました２月の県内経済動向でありますが、幾分ペースを鈍化させつつも緩やかに拡大しているとの判断で、設備投資は増加し、個人消費は台風19号や消費税率引き上げの影響が見られるものの、底がたく推移している。また、生産は、弱目の動きが続いている。雇用、所得は、改善の動きが鈍化しているとのことであります。伊那谷の経済動向では、業況感は厳しさを増し、来期の業況予想では今期を上回る悪化を予想しているところであります。全国や国内におきましても、さまざまな要因により経済の停滞が危惧されているところでありますが、春闘での賃金ベースアップにより個人消費が拡大し、景況感の改善につながることを期待するところであります。

このような中、今年度の状況を若干申し上げておきたいと思います。

村税の収入状況であります。個人村民税につきましては、当初予算より1,000万円の増の７億9,000万円余を見込んでおります。その要因でありますが、人口増に伴う給与所得者の増加によるものが主なものであります。

次に、法人村民税であります。海外情勢への不安などから高額納税法人が減収となっており、当初予算より2,000万円減の２億1,800万円を見込んでおります。また、固定資産税は、９月定例会で3,400万円の減額をしておりますが、徴収率の増加によりまして300万円増の９億9,400万円を見込んでおります。軽自動車税では200万円増の5,700万円、入湯税も100万円増の3,900万円を見込んでおるところであります。また、過年度分も含めました令和元年度の村税全体といたしましては、22億2,500万円余りと30年度の決算額に対しまして5,600万円ほどの減収となる見込みであります。やはりこれは、法人村民税の落ち込みが大きいという、これ制度改正もありますけれども、本当に大きなところでございます。

さて、令和元年度も残すところ１カ月となりました。本年度予定しておりました事業は、おおむね予定どおり実施できるものと考えておりますが、現在の村の情勢につきまして若干報告をさせていただきます。

２月18日、村の日に合わせまして、その２日前の16日に議員の皆さんの御出席もいただいて、本年度の表彰式を開催させていただきました。各分野で村政発展のために御尽力をいただいた６名の方を表彰させていただき、22名の方に感謝状を贈らせていただきました。先人の皆様が築き上げていただいた歴史の上に、今、私たちがあり、表彰させていただいた方々を初め、村民の皆様の御協力により現在の村の発展があると感じており、感謝申し上げる次第であります。

また、当日の記念イベントといたしまして、伝統文化の伝承による大泉ばやしの披露や、小学生の太鼓演奏、ステージ発表など多彩な催しがあり、村の活気と活力が感じられる１日でありました。小学生のステージ発表や中学生のＣＭ大賞の応募作品と入賞作品の紹介では、村をもっと知りたい、村のよさを伝えたいという思いがひしひしと感じられ、最後の村民の歌の混声合唱では、見事な美しいハーモニーに魅了され、感動いたしました。毎年多くの方々がかかわりながら、郷土愛が育まれ、着実に後世につながっていくことを堪能した一幕でもありました。また、村の日関連事業といたしましては、村内の小中学校、保育園及び介護福祉施設への特別給食の提供や、就活、成年後見ワンポイントセミナーなどのイベントを開催をしたところであります。

こうした村の日を通じまして、郷土愛、ふるさとを思う気持ちというのは、高まっていくことを願っておりますし、こうした日を契機にしながら、さらにそういったことに努めてまいりたいと考えておるところであります。

既に、御承知のことと思いますが、昨年１年間の人口動態に関する数値が発表されました。県の報道として南箕輪村は155人の増加で、緩やかな増加傾向にあり、県下で増加数は２位、増加率も２位でありました。自然増減では、増加したのは本村のみで、ここ数年は一桁台でありましたが、15人の増加でありました。この傾向は、まだ続くものと思われ、全国的には人口が減少している中で、大変ありがたいことであります。しかし、人口減少が全国的な課題となっている中、本村におきましても、いつまでも人口がふえ続けることはあり得ません。さらなる移住定住施策に取り組んでいかなければと感じておるところであります。あわせまして、持続可能な村づくり、地域づくりという、このこともしっかりと捉えていかなければならないと思っているところであります。

地方創生関連では、子育て女性再就職支援事業による再就職者数が、事業開始から本年１月までに161名に上り、引き続き成果を上げております。中国経済の成長が鈍化しているこ

とや、米中貿易摩擦による経済の足踏み等により、昨年度より企業の応募状況が鈍くなってきているため、就業人数も鈍化傾向にあります。

若者回帰・定住増進支援事業につきましては、昨年の12月に保護者向け就活セミナーを開催し、56名の保護者の参加があり、関心の高さを伺うことができました。また、先月、昨今の就職活動において、インターンシップの重要性が増していることから、就職活動中の学生を対象に昨年までの地元企業訪問バスツアーにかわりまして、地元企業インターンシップの支援を実施しました。上伊那企業の36社が合同で２月９日から２月22日までの期間に集中してインターンシップを受け入れ、約40名の学生が申し込み、各企業の職場で体験を行いました。

移住定住関係では、新年度予算として今議会に御審議をお願いいたしますが、本村への若者の移住定住促進として、上伊那地域への就業の促進を目的といたしました。40歳未満の方で、大学在学中に貸与を受けた奨学金の返還に対する支援を来年度から予定をしております。

地域公共交通関係でありますが、伊那地域定住自立圏事業で取り組んでおります、伊那本線につきましては、順調に利用者が増加をしております。定着してきたものと考えております。村の巡回バス、まっくんバスとともに地域の足としながらも費用対効果や利便性の向上に向け、引き続き取り組んでまいります。

福祉関係の関連事業でありますが、地方創生交付金を活用し、建設を進めております生涯活躍交流センターは、計画どおり３月末には完成する運びとなっております。設置条例の制定及び指定管理者の指定につきまして、本議会に提案を申し上げますが、有効活用を図ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

また、高齢者福祉のさらなる充実のため、来年度の新規事業といたしまして、高齢者補聴器購入事業及び認知症高齢者見守り支援事業を実施すべく予算要求をさせていただきました。御理解をいただき、誰もが安心して暮らせる村づくりを進めてまいりたいと思っております。

次に、保育園関係であります。

令和２年度の保育園の入園希望者がまとまりました。令和２年度当初は714人、年度入園が加わる年度末には765人と、今年度に比べて４人ほど減る見込みであります。しかし、これは転入による途中入園の人数によっては、過去最高の人数になることもあり得る状況であります。特に、西部保育園希望のゼロ、１歳児につきましては、保護者の了解を得ながら第２希望の園に入っていただくようお願いをしております。今後の園児数が横ばいであれば、このような対応で受け入れが可能でありますが、今後の出生数や住宅造成、アパートの建築に伴う転入の動向を見ながら、保育士の配置や施設の整備の必要性について考えていかなければならないところであります。特に、本村の状況、最近は、アパート建設、大規模な建設が続いております。この辺の状況も注視をしていく必要があるんではないかと思っております。

土地開発公社が進めてきました南原住宅団地の焼却灰撤去工事でありますが、再造成事業も終了し、公園と道路用地は、村への寄附が終わり、公園管理は南原区の指定管理とするよう今議会に提案を申し上げます。７区画の住宅用地の分譲については、昨年12月より村ウェブサイトや広報誌、新聞等の折り込みチラシなど、多くのメディアを活用して行ったところであります。分譲価格は、近隣の分譲地より安く購入しやすい価格設定となっており、数件の引き合いがあります。さらにＰＲ等に努め、できる限り早期の完売を目指してまいります。

産業関係であります。

５月に計画をしております経ヶ岳バーティカルリミットは、交通の利便性のよさや、恵まれた自然環境、そして大芝高原の大会運営など、多くの面で参加選手の評価が高く、愛好家の皆さんにリピーターが多く定着をしてきております。この辺につきましては、また今後のコロナウイルスの状況を見ながら判断をさせていただきたいというふうに思っております。昨年は、４月の大雪によりまして頂上付近のコース整備ができず、距離を短くして実施をしました。ことしは、昨年の台風19号の影響でコース整備が大変になるものと予想されておりますが、本来のコースで開催できるよう、準備は進めております。暖冬傾向の中、昨年のような遅い時期に雪が降らないことを願っておるところであります。

そのセレモニー会場となる大芝高原の状況であります。大芝高原内にオープンをした道の駅大芝高原も他に例を見ない多目的に楽しめる道の駅として認知度も高まりつつあると感じております。経ヶ岳バーティカルリミット、大芝高原まつり、イルミネーションフェスティバルなどの大きなイベントに加え、週末等には地域おこし協力隊の活躍によりまして、味工房や森の交流施設を拠点にセラピーロードや大芝高原の自然を楽しむイベントが開催され、プリンフェスなど、大芝高原の楽しみ方がふえ、新しいにぎわいもふえてきておるところであります。

さらに、地方創生拠点施設整備事業によりまして、移住定住のためのお試し住宅、また観光に利用できる国産杉をふんだんに使ったログハウスのコテージ２棟を整備をしております。順調に工事が進んでおり、３月19日には建築確認検査を受け、年度内に事業を完成する見込みであります。公衆無線ＬＡＮ、フリーＷｉ－Ｆｉを整備し、４月10日から既設のコテージを含めましてコテージ周辺でフリーＷｉ－Ｆｉの利用ができる見通しとなっております。ただ、この大芝公園関係につきましては、新型コロナウイルスの影響で施設は大きなダメージを受けておるところであります。大芝荘の宴会は、ほとんど大半がキャンセルとなっております。これはまあいたし方がないということであります。大芝の湯も入浴者数は減少しており、早期の収束を願うばかりであります。本当に大変な状況が続いております。これは新型コロナウイルス収束をしない限り、この状況は変わらないというふうに思っておるところであります。しかし、野外施設につきましては、きょうの新聞報道にもありましたけれども、遊び場を求めて外の広々とした空間というようなことで、利用者がふえておるという、そんな記事も載っておったところであります。そういった皆さんに大いに利用していただければというふうに考えておるところであります。

また、健康増進法の一部が改正され、望まない受動喫煙を防止する取り組みが、マナーからルールへと変わり、４月１日から全面施行されます。大芝公園内の人が多く集まる味工房前の道の駅駐車場西側入り口付近と野球場西側に分煙区画として喫煙専用施設のマークをつけた喫煙場を整備しております。３月16日ごろには完成し、分煙の徹底が図られ、たばこを吸わない方々に大芝高原をより安心して楽しんでいただける環境が整ってまいります。

続いて、農業関係でありますが、村の水田農業の中心的な担い手である農事組合法人まっくんファームが、ＮＨＫ、ＪＡなどが主催し、農林水産省や都道府県が講演する第49回日本農業賞の集団の部で１村１農場構想の中、農業機械の共同利用の実績が認められ、特別表彰を受賞し、その表彰式が３月７日ＮＨＫホールで行われる予定でありましたが、昨今の状況がありまして、この表彰式につきましては、中止となってしまったところであります。まっ

くんファームが中心となって作付してきた特別栽培米、風の村米だよりは、昨年の試験栽培を経てことしから米ぬかを成分とする米の精を使用して栽培し、収穫した米の全量が東洋ライスへ販売されます。カロリーは控え目、栄養単価が高く、白米よりおいしいと言われ、洗わずに炊ける無洗米の金芽米として販売され、風の村米だよりのブランド力が一層高まるものと思っております。拡大に向けての助成措置は来年度が最終年度となり、さらに風の村米だよりの耕作面積がふえてきます。３年間の期間限定の施策で実施をした施策でありますが、栽培面積が大幅に拡大し、成果が大きな事業となったんではないかと思っております。

さて、今年度の除雪関連業務につきましては、暖冬の影響もあり、融雪剤散布は数回出動しておりますが、除雪は今現在出動がなく、委託料は例年よりも少ない状況であります。また、まだ降雪の可能性もありますので、引き続き道路状況に応じた交通機能の確保に努めてまいります。

橋梁の点検についてでありますが、５年に１回の頻度で点検を実施することが法定化され、昨年度で一巡目の定期点検は完了しました。今年度から二巡目の定期点検を実施しておりますが、この点につきましては、必要な修繕は財政状況を見ながら対応してまいります。

村計画の道路改良事業につきましては、現在、田畑駅前道路、黒川河川改修工事など、大規模な工事を実施しております。南原地区雨水排水対策工事及び北原ＫＯＡ前の村道3008号線道路改良工事等につきましては、用地交渉中であり、また塩ノ井地区から久保地区の村道1063号線の舗装修繕につきましては、国の補正予算がついたため、それぞれ予算が繰り越しをお願いしなければならない状況もありますが、引き続き事業の推進に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

地区計画事業につきましては、今年度は測量を含む35事業を実施をいたしました。令和２年度は、継続実施の11事業を含むやはり35事業について実施予定でありますが、早期完成を目指し、事業の推進を図ってまいります。

上水道関係の第２配水池薬注機械施設整備工事につきましては、建築土木関連と機械電気関連工事は完了し、配水は開始しておりますが、電気施設の設備の移設に時間を要するため、古い建物解体が残っており、３月中旬には全て工事が完了する予定となっております。

下水道関係については、３年計画で策定を進めております、ストックマネジメント計画で、今年度が最終年度となります。詳細の実施方針を県に提出したところであります。この計画が全て承認されれば、令和２年度から国庫補助事業を活用し更新や改築工事を実施をしていく予定であります。

また、今年度は、住宅建設が見込みより多かったため、昨年の12月議会で10件分の公共ます設置工事の増額補正をお願いをしたところでありますが、年度末に向け駆け込みの設置要望が多く、今議会にはさらに15件分の設置工事費等につきまして増額補正を提案申し上げますので、御理解をお願いをいたします。

県事業関係でありますが、下川原橋のクランク拡幅工事につきましては、昨年度から国土強靭化のための３カ年緊急対策事業として実施しており、今年度は地下に埋設されている伊那土地改良区及び伊那西部土地改良区所有の水路の補強工事を実施しております。来年度は、道路改良工事を実施し、令和３年度には全ての工事が完了する予定となっております。当初の予定より１年前倒しして通行の不便さが解消されることに大変ありがたく思っております。

大清水川と県道南箕輪沢渡線の交差点部分改修及び道路改良工事につきましては、今年度

設計し、来年度から用地買収を進める計画となっておりますが、さらに早期の完了に向けて要望をしてまいります。

教育委員会関係の施設整備でありますが、現在、大芝マレットゴルフ場のコース整備を行っております。ティーグラウンドマットやカップ等の改修を行い、よりプレーしやすい環境が整います。天候にもよりますが、ことし４月のオープンに間に合うように工事を進めてまいります。

学校関係であります。学校給食センターの整備につきましては、継続して方針を検討をしているところであります。来年度の早い時期に決定してまいりますので、御理解をお願いをいたします。

ＩＣＴ環境整備につきましては、今年度から来年度にかけての２年間で進めております。国の施策が新たに示される中、事業の遂行に難しさを感じておりますが、その動向に注意しながら環境を整えてまいりたいと思っております。

子育て施策につきましては、引き続き地域ぐるみで子育てを念頭に進めております。これまでも関係団体への説明や子供の巣立ちを考えるフォーラムなど開催をしてまいりましたが、来年度は子供を真ん中にした地域づくりの本格的な推進を図ってまいります。家庭・学校・地域が、これまで以上に連携をして子供たちの健やかな育ちを応援していきたいと考えております。今後も議員を初め、村民の皆さんの御理解と御協力をお願いをいたします。

さて、今議会は、新年度予算の審議をお願いいたします。各項目の中で説明した部分もありますが、予算編成の概要につきまして、簡単に申し上げます。

まず、一般会計予算であります。私の４期目の任期中最後の本予算の編成となります。予算編成方針でも示したとおり、当面は厳しい財政状況が続くが、攻めの姿勢をと申し上げてきましたが、結果、前年度当初予算と比較し、７億8,000万円、13.4％増の65億8,000万円と過去最大の予算規模となっております。

また、令和２年度は、第５次総合計画前期基本計画の最終年度であり、人口増加を踏まえた新たな村の展望を見据えつつ、後期計画の策定を行ってまいります。このほかにも、国土強靭化地域計画、村創生総合戦略、公共施設個別施設計画、障がい者福祉計画及び障がい児福祉計画、男女共同参画行動計画など、多くの計画を来年度策定をしていかなければなりません。計画策定の年ともなっております。

まず、歳入であります村税であります。

景気は緩やかに回復傾向にあるものの、海外情勢への不安等から景気は、厳しさが増してきているとの見込みもあり、法人村民税、固定資産税のうち償却資産については、伸びが期待できないことから、今年度の実績を考慮し、前年度比約3,800万、1.7％減の22億2,700万円余といたしました。

また、普通交付税につきましては、税収減などによる基準財政収入額の落ち込み等を考慮いたしまして、前年度に比べて１億1,000万円、8.5％増の14億1,000万円を見込んだところであります。これは、あくまで当初予算との比較であります。決算と比較すると、まだかなり小さな伸びとなっておるところであります。特別交付税につきましては、前年度と同額の１億6,000万円を見込んでおります。また、起債につきましては、大変有利な起債であります緊急防災減災事業債の最終年度ということもあって、大型の防災事業債事業を多く計画していることもあり、前年度は建設事業が比較的少なかったこともあり、５億4,000万円ほど

増の７億9,000万円余と大幅な増額となっております。なお、財源調整のため、財政調整基金の取り崩しにつきましては、１億1,000万円を予定しております。

次に、歳出であります。

会計年度任用職員制度移行により、前年度まで非常勤一般職員として物件費、賃金で計上していました費用が、人件費となったため、人件費全体では６億4,000万円増の17億8,600万円増の大幅増となっております。物件費につきましては、その分大幅減となったところであります。

主なハード事業といたしましては、防災研修センターの建設、指定避難所となっている村体育館及び各公民館への空調設備、災害時の非常用電源確保のためのソーラーパネルつき蓄電池26基の購入、中学校プール改修、南箕輪小学校南校舎のトイレ改修、南部小学校給食室の改修、また大芝湖に堆積した泥の除去のための浚渫工事などを計画しております。この大芝湖の浚渫工事につきましては、上と下、２つありますので、２カ年に分けて実施をしていきたいと考えております。20数年ぶりということになります。前年度では、財政面の体力の回復を図り、次へのステップにつなげるため抑制していました普通建設事業が大幅な増加となっております。

ソフト面では、従来の事業のほかに、わくわくクラブ加入、小中学生の助成金、小学校学校給食の補助を2,000円から3,000円に増額、高齢者の補聴器購入補助、外国語防災マップの作成などのほか、総合計画の目標人口を７年早く達成したことによる将来人口について、改めて分析し、推計を行い、情報修正をしてまいります。これは、各種計画策定の基礎となるものであり、その上で総合計画の後期計画、村総合戦略など多くの計画策定業務を行ってまいります。

また、今年度総合計画、後期基本計画策定に向けての住民アンケート調査を実施しました。その結果に基づき、計画を策定をしてまいりますが、村の愛着度、満足度は、平成26年度前回調査より若干向上しており、住みよい村、村づくりのさまざまな施策の効果があらわれているのではと感じております。また、10年後の村のあるべき姿といたしましては、第１位が高齢者や障がい者が健康で暮らしやすい福祉の充実した村47.6％、２番目が子育て支援が充実し、子供が楽しく充実した子供時代を過ごせる村46.7％、３番目が医療救急体制や防犯体制の整った安心して暮らせる村が38％の順となっております。

これは、前回平成26年のアンケート調査の結果と大きく変わっておりません。この結果からも最近の災害の状況を踏まえた防災や子育て、教育、福祉、医療を含めた生活面全般にわたる安心・安全な村づくりが求められているんではないかと思っております。来年度予算案は、全ての面での安心・安全な村づくりを推進する予算案、さらには農業振興を初め、産業の振興、公共施設の長寿命化を目指す予算案といたしました。今までの施策をさらに推進し、住んでみたい選ばれる村を目指してまいります。そんな予算案とさせていただいたところであります。

以上が一般会計新年度予算の概要であります。細部につきましては、予算審議の中で御説明を申し上げます。

また、私にとりましては、４期目最後の年度、ほぼ最後の年度となってまいります。初心を忘れず、行政とは誰のためにあるのか、何のためにあるのか、行政の存在意義を自問自答しながら気力を充実させながら行政の果たすべき役割を追求してまいりたいと思っておりま

す。就任当初から行政とは誰のため、何のためを常に自分自身、考えながら事業推進をしてきたところであります。さらに初心を思い出して頑張ってまいりたいというふうに思っておりますので、議員各位の建設的な御提言、また御理解、御協力をお願いをいたします。議会の役割というのも、いろんな役割があるかと思います。行政のチェック機関と言われております。正しい方向でのチェック、このことをもちろん必要でありますけれども、私自身は、行政と議会、一緒に住みよい村をつくっていく、いい村をつくっていく、このことが一番いいんではないかなというふうに思っておりますので、御一緒にすばらしい村をつくるためにお願いをしたいと思っております。

本定例会にお願いいたします議案は、条例改正及び各会計の新年度予算等20議案、報告が４件であります。いずれも原案どおりお認めいただきますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

議　　長（丸山　　豊）　日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の２第３項の規定により、令和元年11月分から令和２年１月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第４、行政報告を行います。これを許可します。

唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　行政報告を申し上げます。

報告第１号及び第２号は、経営状況の報告であります。

南箕輪村土地開発公社並びに一般財団法人南箕輪村開発公社の令和２年度予算が、それぞれの理事会、評議員会において議決されましたので、地方自治法第243条の３第２項の規定により報告をいたします。細部につきましては、それぞれの報告書をごらんいただきたいと思います。

報告第３号及び第４号は、１件50万円以内の損害賠償の報告であります。

別紙のとおり、地方自治法第180条第１項の規定により、２件の専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により報告いたします。細部につきましては、それぞれの報告書をごらんいただきたいと思います。

以上で、行政報告とさせていただきます。

議　　長（丸山　　豊）　これで行政報告を終わります。

日程第５、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理しました請願・陳情は、陳情６件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。今定例会の会期中に審査し、本会議において報告を行ってください。

日程第６、発議第１号「気候非常事態に関する決議」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

９番、三澤澄子議員。

９　　番（三澤　澄子）　９番、三澤澄子です。

本来でしたら小坂副議長が提案するところでありましたけれども、本日欠席ですので、かわりまして私、三澤澄子が提案理由を説明させていただきます。

近年、地球温暖化による大規模災害が世界各地で起こっております。また、ことしの冬は

南箕輪村でも一度も雪をかくことなく春の花が咲いております。こういう状況の中で、地球が悲鳴を上げているというふうに感じております。今、未来に向けて声を上げるときだというふうに思います。2019年９月に2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みパリ協定に基づいて地球温暖化対策を加速する方策を提示する国際気候行動サミットがニューヨークの国連本部で開かれました。そこで、16歳のスウェーデンの環境活動家グレタ・トゥーンベリさんは、世界に向かって次のように訴えました。被害を受けている人たちがいる、死につつある人たちがいる、生態系全体が崩壊しつつある、私たちは、大量絶滅の入り口にある、と訴えました。ＣＯＰ25の中では、気候変動問題で発言し、一番危険なのは、政治家や企業トップが実際は何もしていないのに行動していると見せかけていることだ。対策を実行しているとすばらしい言葉で言うだけでは利益以上に害をもたらすとして未来への責任ある行動と計画を求めております。１人の高校生が世界を動かしています。グレタさんの行動を見て、白馬村の高校生が私たちもと声を上げました。村に気象非常事態宣言を出すように求め、気候マーチを行ってアピールをしています。12月４日には、白馬村気候非常事態宣言を行いました。長野県では、昨年12月６日、阿部知事名で気候非常事態宣言2050ゼロカーボンへの決意を発表しました。それを受けて、村でも宣言をし、実行ある取り組みを未来に向けて行うことを求めるものであります。

決議文を読み上げて提案をさせていただきます。

近年、世界各地で地球温暖化が原因と見られる猛暑や豪雨などの異常気象が頻発し、また、海面水位の上昇により都市の水没が懸念されるなど、気候変動リスクは、私たち人類や全ての生き物の生存基盤を揺るがす非常に深刻な問題である。長野県においても昨年10月、令和元年台風19号による100年に一度と言われる豪雨に見舞われ、その甚大な被害により、かけがえのない生命と貴重な財産、人々の平穏な暮らしが奪い去られた。また、本村でも国道361号権兵衛トンネル出入り口の法面崩落による道路通行止めにより通勤・通院等の日常生活や観光面にも深刻な影響が出ている。気候変動問題に対する危機感が世界中で高まる中、新たな国際的な枠組みであるパリ協定が2015年に採択されるとともに、国内外の自治体等で気候非常事態を宣言し、脱炭素化を目指す取り組みが広がっている。本村もこうした国内外の自治体等の動きと協調し、気候変動への対策等について転換を目指し、行動していく必要があると考える。本村議会は、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す運動を村民一丸となって推進していくために気候非常事態を宣言することを強く求めるものである。

以上を、皆さんの御賛同で決議できるようによろしくお願いをいたします。

議　　長（丸山　　豊）　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議　　長（丸山　　豊）　質疑なしと認めます。

発議第１号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。

発議第１号を採決します。

発議第１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　全員起立です。
　したがって、発議第１号は原案のとおり可決されました。
　日程第７、議案の上程を行います。
　議案第１号「南箕輪村職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
　本件について提案理由の説明を求めます。
　唐木村長。
村　　長（唐木　一直）　議案第１号「南箕輪村職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。
　本案は、新たに制度化される会計年度任用職員の採用に伴う服務の宣誓の事務手続について、別に定めることを規定するため、一部を改正するものであります。
　細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いをいたします。
議　　長（丸山　　豊）　細部説明を求めます。
　藤田総務課長。
総務課長（藤田　貞文）　それでは、議案第１号の細部説明を申し上げます。
　新旧対照表によりまして説明をさせていただきますので、議案の２ページをごらんをいただきたいと思います。
　第３条の服務の宣誓に第２項としまして、法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず任命権者は別段の定めをすることができるとしまして、新たに条文を加えるものでございます。この改正につきましては、第１項の新たに職員となった者、この中には会計年度任用職員も含まれるということとなりまして、第１項の規定では、任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前で宣誓書に署名しなければ職務を行うことができないということとなっております。しかし、会計年度任用職員は、人数も多く、年度中途の任用もあるというようなことから、任用の都度、この規定どおりに署名を行うことは、困難な面がございます。このことから、会計年度任用職員の服務の宣誓につきまして、総務省のほうから任命権者が別段の定めをすることができる旨を条例で定め、任用形態や任用手続に応じた方法で行うことも可能との基準が示されております。この基準に従いまして、非正規の職員とは別の方法により服務の宣誓をすることを可能とするため、第２項を新たに加えるものでございます。
　１ページのほうへお戻りをいただきまして、附則としてこの条例は、令和２年４月１日から施行をするものでございます。
　以上、細部説明とさせていただきます。
議　　長（丸山　　豊）　議案第１号に対する質疑を行います。
　質疑はございませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（丸山　　豊）　質疑なしと認めます。
　議案第２号「南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。
唐木村長。
村　　長（唐木　一直）　議案第２号「南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。
本案は、南箕輪村特別職報酬等審議会の答申に基づき、議会議員の報酬、常勤の特別職の給与及び非常勤の特別職の報酬の一部を改正するものであります。
細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いをいたします。
議　　長（丸山　　豊）　細部説明を求めます。
藤田総務課長。
総務課長（藤田　貞文）　それでは、議案第２号の細部説明を申し上げます。
この改正は、南箕輪村特別職報酬等審議会の答申に基づく３件の条例改正を１件にまとめて改正をすることとなります。それによりまして、それぞれの条例を条建てにして改正を行うものでございます。
それでは、新旧対照表によりまして説明をさせていただきますので、議案の３ページをごらんください。
初めに、第１条関係、南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。第１条の議員報酬でございますが、報酬月額になりますが、副議長を24万1,000円に、常任委員長を23万700円に、議会運営委員長を23万700円に議員を22万1,500円に改めるものでございます。
続きまして、第２条関係、南箕輪村特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正でございます。村長を76万2,200円に、副村長を64万7,800円に、教育長を55万2,000円に改めるものでございます。
続きまして、おめくりをいただき、４ページでございます。
第３条関係の南箕輪村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。別表第１の改正でありますが、選挙管理委員会の委員長でございます。報酬の月額になりますが、１万2,000円に、監査員の議会議員でありますが、２万2,500円に改めるものでございます。
続いて、その下の消防団でありますが、一番下の行になります。新たに出動手当を設けまして、１回の出動につきまして1,000円を支給をするものでございます。
２ページにお戻りをいただきまして、附則としまして、この条例は、令和２年４月１日から施行をするものでございます。
以上、細部説明とさせていただきます。
議　　長（丸山　　豊）　議案第２号に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。
９番、三澤議員。
９　　番（三澤　澄子）　９番、三澤です。
特別職報酬審議会で、審議され答申されたものを受けたというふうに聞いておりますが、この金額の設定についてまで特別職報酬審議会で出されたものかどうかということと、あとこの改定によってどのくらいの影響が出るのかをお聞きしたいと思います。

議　　長（丸山　　豊）　答弁求めます。
　藤田総務課長。
総務課長（藤田　貞文）　まず、特別職報酬審議会で示された額という点でございます。基本的に議会議員の副議長、委員長につきましては、おおむね３％の増額、議員につきましては、おおむね５％の増額という答申がされております。それから、村長、副村長及び教育長につきましては、おおむね３％の増額というものでございます。あと監査委員、選挙管理委員会の委員につきましては、それぞれの市町村との比較の中で見直しが必要ということで、示されて答申がされております。
　それから、それにかかわる影響額という部分でございます。まず、議会議員にかかわる部分でございますけれども、議員報酬に関係する部分では、176万円ほどの増、それから、村長、副村長、教育長の常勤の特別職に関しましては、124万円の増の金額が増額が見込まれているというところでございます。
　以上です。
議　　長（丸山　　豊）　よろしいですか。
　ほかには質疑ありませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（丸山　　豊）　これで質疑を終わります。
　議案第３号「南箕輪村消防委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
　本件について提案理由の説明を求めます。
　唐木村長。
村　　長（唐木　一直）　議案第３号「南箕輪村消防委員会条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。
　本案は、条例の条文中において現状にそぐわない表記の部分を適切な表記に改めるため、一部を改正するものであります。
　細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いをいたします。
議　　長（丸山　　豊）　細部説明を求めます。
　藤田総務課長。
総務課長（藤田　貞文）　それでは、議案第３号の細部説明を申し上げます。
　新旧対照表によりまして説明をさせていただきますので、議案の３ページをごらんください。
　第２条でありますが、見出しの「（所掌事務）」を「（任務）」に改めるものと改正前の第１号の「及びその他消防に関して村議会に建議すること。」を「に関する事項」に改めまして、第１号中にあります「その他消防に関すること」を改めて第２号としまして、「（２）その他消防に関する重要な事項」として定めるものでございます。
　続いて、一番下の行の第５条の任期でございますが、これ３ページから４ページにかけてとなりますけれども、補欠委員の任期につきまして前任者の残任期間として追記し定めるものでございます。
　それから、４ページの改正前の一番下でございますが、第９条の「（書記）」に関する規定を見出しを「（庶務）」に改めまして、「委員会の庶務は、総務課において処理する。」

ということに整理をしまして具体的な表記に改めるものでございます。また、第10条に委任規定を設けまして、「この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が村長の同意を得て定める。」として新たに加えるものでございます。それ以外のその他の改正部分につきましては、字句等の表記を適正な表記に改めるというものでございます。

２ページにお戻りをいただきまして、附則としてこの条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議　　長（丸山　　豊）　議案第３号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議　　長（丸山　　豊）　質疑なしと認めます。

議案第４号「南箕輪村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　議案第４号「南箕輪村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、引用している法律名の改正等に伴い、所定の改正をするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いをいたします。

議　　長（丸山　　豊）　細部説明を求めます。

唐澤財務課長。

財務課長（唐澤　英樹）　それでは、議案第４号の細部説明を申し上げます。

議案書の２ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

先ほどの村長の提案理由でも申し上げましたが、第６条の中で、本条例に引用しております行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律と法律名が変わり、該当条項も第３条第１項から第６条第１項へと変更になったことによる改正であります。また、条例の第６条では、審査の手続について定めておりますが、第１項で弁明書の提出について紙ベースでの提出の場合は、正副２通を提出という規定になっております。電子情報組織を活用して提出があった場合には、正副２通の提出があったものとみなすという表現に改正するものであります。

議案書の１ページにお戻りをいただきまして、附則でありますが、この条例の施行日は公布の日からであります。

以上で、南箕輪村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

議　　長（丸山　　豊）　議案第４号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議　　長（丸山　　豊）　質疑なしと認めます。

議案第５号「南箕輪村ふれあい交流センター等設置条例の一部を改正する条例」を議題とい

たします。
　本件について提案理由の説明を求めます。
　唐木村長。
村　　長（唐木　一直）　議案第５号「南箕輪村ふれあい交流センター等設置条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。
　本案は、地方創生拠点施設整備交付金事業により整備してまいりました観光とお試し住宅２棟の完成に伴い、この使用に当たっての規定を整備するため改正するものであります。
　細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いをいたします。
議　　長（丸山　　豊）　細部説明を求めます。
　出羽澤産業課長。
産業課長（出羽澤　平治）　それでは、議案第５号の細部説明を申し上げます。
　既設の５棟に加え、地方創生拠点整備交付金事業を活用しまして、10人用の国産杉を用いたログハウスコテージ２棟を整備してまいりました。既設のログハウスの運営から得られた管理上のノウハウやログハウス展示場並びに他地域のコテージの施設や設備等を参考にし、年度内完成という厳しい条件のもと、完成後の利用方法なども検討しながら設備や備品、フリーＷｉ－Ｆｉ、環境整備等を進めてきました。多くの方々の御協力をいただく中で、３月上旬に建築確認の検査を行う予定となり、その後、建物に必要な家具等の備品類を整備し、年度内の完了の見込みであります。４月より一般向けに貸し出しができるよう、またあわせて既設のコテージやオートキャンプ場及びバンガローの管理費用等必要となる経費を考慮しまして条例を改正するものであります。
　新旧対照表によりまして説明いたしますので、３ページをごらんください。
　まず、第１条趣旨で、今回整備しましたコテージについて規定することとし、設置場所や施設名称を第２条で、それから使用時間及び休日を第３条で規定します。使用料は、第９条の別表で定めております。
　４ページ中ほどをごらんください。
　森の研修コテージ、５人から６人及び10人用につきまして、老朽化した建物のメンテナンス費用、建物内のＷｉ－Ｆｉ環境などの整備に要する費用、それから使用後のごみ処理や清掃費用等の増大分として値上げをし、使用料は、それぞれ２万円、３万4,000円とするものであります。また、灯油の値上がり分等としまして暖房費を値上げし、５人から６人用は1,500円、10人用は3,000円とします。新しく整備した10人用のコテージの使用料は、他地域のコテージの使用料を参考にしながら既設のコテージの使用料を考慮し４万4,000円とし、暖房費は3,000円とします。また、時間を超過して使用する場合の使用料についても備考１で規定をしていきます。
　オートキャンプ場、バンガローは、消費税の転嫁分、ごみ処理等の管理費の増加分としまして値上げをし、使用料それぞれ4,300円、7,600円とするものであります。
　２ページにお戻りいただきまして、附則としまして、４月１日から施行するものでございます。
　以上で、議案第５号の細部説明とします。
議　　長（丸山　　豊）　議案第５号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（丸山　　豊）　質疑なしと認めます。
議案第６号「南箕輪村生涯活躍交流センター設置条例」を議題といたします。
本件について提案理由の説明を求めます。
唐木村長。
村　　長（唐木　一直）　議案第６号「南箕輪村生涯活躍交流センター設置条例」について提案理由を申し上げます。
本案は、誰もが暮らしやすい共生の村づくりに向け、令和２年４月から供用開始する生涯活躍交流センターの設置について、条例で定めるものであります。
細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いをいたします。
議　　長（丸山　　豊）　細部説明を求めます。
堀健康福祉課長。
健康福祉課長（堀　　正弘）　それでは、議案第６号につきまして細部説明を申し上げます。
現在、国の地方創生拠点整備推進交付金を活用して大芝に建設中の施設でありますが、計画どおり３月中には竣工し、４月から利用可能となりますので、設置及び運用について条例で定めるものであります。
条例案に沿って御説明申し上げますので、議案１ページをごらんください。
第１条は設置の目的を規定しています。
第２条では、名称を南箕輪村生涯活躍交流センターとし、設置場所を規定します。
第３条には、開館時間及び休館日を明記します。
第４条では、使用者の範囲を、第５条では使用の許可、第６条で使用の制限について規定します。
第７条では、使用料について規定し、村長が認めるときは減免できるものとします。
２ページになりますが、第８条では、損害賠償について規定をし、第９条において本施設の管理を指定管理者に行わせることができることを規定します。
これにより第10条、第11条及び第12条で、指定管理者が行う業務及び管理の内容を規定します。
第13条では、指定管理者が管理を行う場合の本条例の読みかえ規定となります。
第14条は、規則への委任条項となります。
附則として、この条例は令和２年４月１日から施行するものであります。
以上で、細部説明とさせていただきます。
議　　長（丸山　　豊）　議案第６号に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。
９番、三澤議員。
９　　番（三澤　澄子）　９番、三澤です。
今度できる生涯活躍交流センター、ちょっと場所が一旦ちょっと離れたところに設置されるわけでありまして、管理全体は今までの指定管理で行うと思いますが、新たにそこを支援する人というか人員配置があるのかどうかをお聞きしたいと思います。

議　　長（丸山　　豊）　答弁を求めます。
　堀健康福祉課長。
健康福祉課長（堀　　正弘）　また、後で指定管理については、御提案申し上げることになりますが、今のところ社会福祉協議会が申し出ていただいているので、そこで管理をしていただくということになります。
　管理につきましては、それぞれ社協が独自で行う事業等については、その内部の人員体制の中で行われるものというふうに思います。一般の貸し出しにつきましては、社協が通常運営している中で貸し出し業務ができるということで話ができておりますので、それによって特段の人員増が必要ではないというふうに今は判断をしておりますが、運営をする中でまた検討してまいりたいと思います。
　以上です。
議　　長（丸山　　豊）　ほかに質疑はございませんか。
　これで質疑を終わります。
　ただいまから10時半まで休憩といたします。
　　休憩　午前１０時１４分
　　再開　午前１０時３０分
議　　長（丸山　　豊）　休憩前に引き続き会議を開きます。
　議案第７号「令和元年度南箕輪村一般会計補正予算（第11号）」を議題といたします。
　本件について提案理由の説明を求めます。
　唐木村長。
村　　長（唐木　一直）　議案第７号「令和元年度南箕輪村一般会計補正予算（第11号）」について提案理由を申し上げます。
　本案は、村税を初めとした歳入見込み額の調整と、歳出では、事業の完結等に伴う不用額の調整が主なものであり、決算額に近づけるための補正であります。
　既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,028万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億338万8,000円とするものであります。
　細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いをいたします。
議　　長（丸山　　豊）　細部説明を求めます。
　原副村長。
副 村 長（原　　茂樹）　議案第７号「令和元年度南箕輪村一般会計補正予算（第11号）」の細部説明を申し上げます。
　まず、第１条の歳入歳出予算の補正でございますが、追加、増額をお願いするものを中心に金額が大きなもの等について説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。
　事項別明細書により御説明申し上げます前に、歳出の各科目にわたりまして給与費の補正がございますので、59ページをお開きをいただきまして、給与費明細書により一括して御説明を申し上げます。
　１の特別職でございますが、比較の欄をごらんいただきまして、その他の特別職の職員数がふえておりますが、昨夏の参議院議員選挙で投票事務従事者の数が半日交代によりまして従事をしたというようなことで、ふえたことなどによるものでございます。次の報酬の減額

のうち議員の減額につきましては、昨年の一般選挙による議員の交代に伴うもの、その他の特別職の減額につきましては、それぞれ会議の開催の減、あるいは欠席等によるもの、議員の期末手当の減額につきましても新たに議員となった方がおられたことによる減額でございます。

次に、60ページの２の一般職でございますが、（１）の総括の表をごらんいただきたいと思います。

そこの比較の欄でございますが、給料、職員手当、共済費がいずれも減額でございますが、育児休業の取得ほか異動等によるものでございます。なお、職員手当の内訳につきましては、下の職員手当の内訳の表のとおりでございます。

以上の説明によりまして、各歳出科目の２節、給料から４節、共済費までの説明を省かせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

また、歳出の各科目にわたりまして19節のほうに広域連合負担金の不用額を計上しております。まとめた表をつけてございませんけれども、総務費等の一般関係で41万5,000円の減額、ごみ処理関係では、前年度繰越金が増となったこと等によりまして、1,309万1,000円の減額、情報センター関係では、システム導入の入札差金等によりまして、845万円の減額、合計で2,185万2,000円の減額となっております。負担金の額の確定によるものでありますので、こちらも各科目での説明は省かせていただきます。

それでは、予算書案の23ページをお開きをいただきたいと思います。まず、１款、議会費でございますが、全て不用額の減額でございます。

次のページからの２款、総務費でございますが、27ページまでお進めをいただきまして、１項12目、0244移住定住対策事務の７節ほかでございますが、移住定住対策に取り組んでいただく地域おこし協力隊員の募集を行ってまいりましたが、年度内採用に至らず委嘱が困難となったため減額をするものでございます。

次に、33ページまでお進めをいただきまして、３款、民生費でございますが、１項１目、0301社会福祉総務事務の13節、社会福祉施設指定管理者委託料の増額でございますが、村の社会福祉協議会のほうが指定管理者となっております松寿荘ほかの建物につきまして、建築基準法に基づく建築物等の定期点検を行いましたところ、排煙設備等の修繕が必要と指摘がありましたので、対応をいたしました。このことによる増額でございます。

次に、１事業飛びますが、0306障がい者福祉事業の20節、障害児給付費でございますが、サービス利用の日数の増等によりまして、増額となるものでございます。それから23節、過年度分補助金等精算金は、障害者自立支援給付費等の国庫補助金が翌年度精算となるということで、こちらにつきましては平成30年度分の確定による精算金を増額をお願いするものということでございます。

次の0360未熟児養育医療費給付事業につきましても同様ということでございます。

次に、0380プレミアム付商品券事業でございますが、19節のプレミアム付商品券事業費負担金不用額が大きくなっております。当初、対象として3,100件ということで想定をし、全ての対象者が５セットずつ購入できる額ということで予算計上させていただきましたけれども、実際の商品券の利用は、その30％ほどになる見込みということで減額をさせていただくものでございます。なお、全額、国庫補助による事業ということでございます。そのため一般財源の増減はございません。

おめくりいただきまして35ページの３目の２つ目の事業になりますが、0316高齢者福祉総務事務の20節でございます。介護サービス利用者負担額軽減措置費の当初計上額の全額を減額することとしておりますが、こちらにつきましては、国民健康保険の財政運営の責任主体が県になったという制度改正に伴いまして、軽減措置費の算定に必要な情報が得るまでに時間がかかるということになりました。事務手続上、年度内での措置が困難となりましたので今年度予算を減額をさせていただきますとともに、新年度予算に計上をしまして新年度予算の中で支出をすることとしたために減額となるものでございます。新年度できるだけ早い時期に支給できるようにしてまいります。情報といいますか、計算をする中でのそういった情報が得られないということでお願いを申し上げるものでございます。なお、次年度以降につきましても同様な事務処理というふうにしてまいりたいと思います。

２事業飛びまして、0327老人保護措置事業の20節、養護老人ホーム入所措置費不用額でございますが、入所される方が当初の想定より少なかったことによる減額でございます。中には特養へ移った方等もいらっしゃるということでございます。

次のページの２項２目、0340保育園運営事業の７節、賃金でございますが、園児増への対応、また、育児休業の代替え等で雇用をする方が多くなったということで不足が生じますので、増額をお願いするものでございます。補正後の７節、賃金の総額でございますけれど、２億6,130万円となります。おめくりいただきまして19節の施設型給付費負担金の増額は、幼稚園、認定こども園等に通う子供が対象となるものでございますが、幼児教育・保育無償化に伴いまして、新たに施設給付の対象となりましたいわゆる屋外保育園等に通う子供を含め、給付対象者が想定より６人増加をしたということによるものでございます。

次のページ４款、衛生費では、１項１目２つ目の事業になりますが、0401予防事業の13節で予防接種委託料不用額が大きくなっております。当初安全側にとったこともございまして、実績見込みにより減額をするものでございます。

おめくりいただきまして、0406市町村母子保健事業の７節、賃金の不用額でございますが育児休業の代替えの保健師確保ができなかったということで減額をするものでございます。

おめくりいただきまして42ページから６款、農林水産業費でございます。１項２目、0604農業総務事務の11節から19節までに地域おこし協力隊関係の補正がございますが、活動状況に合わせて組み替えるものでございます。この中で18節の備品購入につきましては、乾燥野菜を粉末化させるための粉砕機を購入ということでございます。

次の３目、0605農業振興事業の、おめくりいただきまして19節、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業補助金でございますが、国庫補助事業によりまして令和元年東日本台風の被災農業者の復旧支援を行うものでございます。パイプハウス等７件の再建に対しまして対象により補助率が異なりますけれど、被災者の負担で申し上げますと、10％から54％になるよう国、県及び村がそれぞれ負担をいたしまして補助をするものでございます。村の負担額は73万5,000円ということでございます。

１事業飛びまして、0611農業経営基盤強化推進事業の19節でございます。農業次世代人材投資事業給付金不用額でございますが、以前の青年就農給付金に当たるものでございますが、実績が当初の見込みより２人減となったために減額をするものでございます。

次のページ、２項２目、0651林業振興事業の18節でございますが、地元産木製品備品購入費として77万円の追加をしております。これは、県の森林県民税活用事業の中で新コテージ

及び味工房で使用をいたします木製家具、県産材の木製家具になりますが、机や椅子を購入するものでございます。シールを張ったりいたしまして、県産材のＰＲもするということで県からの全額補助となるものでございます。

おめくりいただきまして７款、商工費では、１項３目、0703観光振興事業に財源組替がございますが、地方創生拠点整備交付金事業で整備を進めております観光とお試し移住拠点でありますいわゆる新コテージ、それと南箕輪の新商品開発拠点、いわゆるプリン工房でございますけれど、整備の事業につきまして、事業内容が確定をし、それに伴いまして起債対象となる額の確定をしたということで起債の対象外となった分について一般財源に組み替えるものでございます。

次のページ、８款、土木費でございますが、一番下の２項２目、0806国庫補助道路改良事業の17節に村道3008号線ほか土地購入費不用額がございますが、北原の村道3008号線改良工事に向けた用地買収の中で、想定よりも取得する土地面積が少なくて済んだということによるものでございます。なお、工事請負費の関係で現計予算内での相殺となりまして、事項別明細書のほうには、あらわれてまいりませんが、国の補正予算分として社会資本整備総合交付金の追加交付がございました。これによって村道1063号線塩ノ井から久保への旧道の舗装工事、それと北部保育園周辺のお散歩コースへのグリーンベルト設置の工事を追加して実施をしてまいります。こちらのほうが現計予算の中でということになりますので、本補正予算の中には事項別明細書の中では出てこないということでございます。

それからおめくりをいただきまして、0808村単道路改良事業の22節の増額でございますが、村道1178号線、中学校北側道路の用地買収に当たりまして、補償物件の調査を行ったところ、移転補償の対象に墓地などがございまして補償費が増額になるというものでございます。

次のページから９款消防費でございますが、おめくりをいただきまして、１項５目、0930防災対策事業の19節でデジタル防災無線設備萱野中継局共同使用負担金の増額がございます。復旧工事が終了いたしまして、その上の15節、村単独分の工事につきましては、減額となるものですが、箕輪町のほうで実施をしていただきました共用の部分、これに対する負担金が増額になるということでございます。共用部分の工事が若干高くなってしまったということでございます。

次のページから10款、教育費でございますが52ページをごらんをいただきまして、２項３目、1013給食センター事業の７節、賃金の増額につきましては、療養が必要になった職員がおりまして、その代替えのいわゆる臨時職員を雇用したため不足が生じたものということでございます。

次に、56ページまでおめくりをいただきまして、７項２目、1063大芝公園管理総務事務の13節でございますが、引き続く燃油の高騰、増改築をした施設の増加分に伴う経費の増、経営上必要であった緊急の修理・修繕、その他の要因に基づきまして算定をいたしまして、大芝関連施設等指定管理者委託料の増額をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして12款、公債費は、政府資金の10年ごとの利率見直しを行ったことによる補正でございます。利率が下がりますので、公債費全体では減額となりますが、元利計算の関係で１目の元金は、若干の増額となるものでございます。なお、今回利率見直しの対象となりましたのは、20年度分の借り換えということの臨時財政対策債ということでございます。

次のページ14款予備費で歳入歳出調整をさせていただき、補正後の予備費の額は１億2,988万2,000円となります。これは、前年度の３月補正時と比べますと、１億円余り少ない額というふうになっております。

歳出は以上でございます。

次に、歳入でございます。

11ページをごらんをいただきたいと思います。

冒頭、村長挨拶から申し上げましたが、１款、村税でございます。１項１目の個人村民税、転入や前年の経済状況を反映し、増額を見込みます。２目の法人村民税は、海外情勢の影響等から想定を大きく下回り、現年度課税分で2,000万円の減額となりました。

２項、固定資産税は、７号補正で大きな減額をさせていただいておりますが、徴収率の微増ではございますが、徴収率が伸びたということで100万円の増額をいたします。

３項、軽自動車税は、登録台数が見込みを上回ったということによる増額、10項、入湯税は道の駅化の効果で、減少が続いておりました大芝の湯の利用者が増加をしたことによる増額でございます。

次のページ、６款、地方消費税交付金は、県から本年度の決算見込みの数値が示されましたので、減額するものでございます。

おめくりいただきまして14款、分担金及び負担金でございますが、１項９目、消防施設整備地元分担金の追加は、第３分団の各屯所のトイレ修繕に伴うもの、２項のほうでは３目２節の増額が大きくなっております。細節の05の広域入園児童措置費負担金については、村外に住所がある方が何らかの理由で村の保育園を利用される場合、当該市町村から負担をしていただくものでございますが、里帰り出産等ということで該当が２名ありましたので、追加をするものでございます。細節11の児童発達支援事業給付費負担金につきましては、たけのこ園での事業に対し国保連から支払われるものでございますけれど、本年度職員体制の整備等を行いまして加算の対象となったということによる増額でございます。また、細節の12の障がい児相談支援給付費負担金の増額でございますが、利用する子供さんが多かったことによるものでございます。

おめくりをいただきまして16款、国庫支出金でございますが、それぞれ事業の確定、あるいは実績見込みによる増減が主なものでございます。金額の大きいところでは、歳出でも申し上げましたが、実績によりまして２項３目１節のプレミアム付商品券事業補助金が1,300万円近い減額、また次のページ、２項８目の社会資本整備総合交付金につきましては、国の当初予算分につきましては、1,500万円ほどの減額となりましたが、先ほど申し上げましたように国の補正予算による追加交付分ということで355万円の追加交付がございましたので、差し引きで1,146万円の減額とするものでございます。

おめくりいただきまして17款、県支出金でございますが、こちらも事業の確定等による増減が主なものとなっております。18ページの２項６目２節の森林づくり推進支援金、歳出で申し上げましたコテージ、味工房で使用をする県産材の木製家具購入に対する10分の10の補助でございます。

おめくりいただきまして18款、財産収入、20款、繰入金、もう一度おめくりいただきまして22款、諸収入までは、お目通しをいただきまして、歳入の最後となりますが、23款、村債でございます。１項７目は、新コテージ、プリン工房の整備にかかわる事業債、９目は第４

分団第２部の消防可搬ポンプ積載車の購入及び防災研修センターの設計等に係る事業債でございますけれども、事業費及び起債対象額の確定によりまして、減額となるものでございます。また、３項につきましては、国の補正予算により実施をいたします村道1063号線舗装修繕工事の補助残につきまして、いわゆる補正予算債を借り入れるものでございます。充当率100％、交付税措置率が50％の起債になります。これらの地方債の補正、追加につきましては、第３条に規定をいたしまして、７ページに第３表、地方債補正の表をまとめてございますので、そちらをお目通しをお願いをしたいと思います。

歳入については以上でございます。

次に、第２条の繰越明許費でございますが、１枚戻っていただいて６ページの第２表、繰越明許費補正をごらんをいただきたいと思います。

国の補正予算に係ります工事、あるいは用地取得におきまして、相続の関係や所得税の税務署協議等で時間を要するということになりましたものでございます。そういった理由によりまして、上段記載の７つの事業について追加して繰越明許をお願いをするものでございます。年度内での支出が完了できないという見通しとなりましたので、繰越をさせていただき、使用させていただきたいというものでございます。また、下段の既定の２事業につきましては、事業費が固まったことによりまして、減額補正をさせていただくものでございます。９事業合わせた繰越明許費全体の額は、１億652万円というふうになります。

最後に、第４条の債務負担行為の補正でございますが、８ページのほうをごらんいただきまして、第４表、債務負担行為補正の表に記載のとおり、第５次総合計画後期基本計画策定支援業務につきまして、事業費が確定したことによりまして限度額を減額させていただくものでございます。

以上、議案第７号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議　　長（丸山　　豊）　議案第７号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

４番、藤城議員。

４　　番（藤城　栄文）　４番、藤城です。

歳出の賃金不用額に関して質問いたします。総務課、子育て支援課、健康福祉課、教育委員会事務局で100万円単位の賃金不用額が計上されていますが、その理由についてお伺いします。もし可能であれば、現場に近い所属課長の声をお伺いしたいのですが、これらの不用額はもともとの事業がなくなって不用になったのか、それとも募集をしたけど集まらなかったので不用にしたのか、集まらなかったのであれば、なぜ集まらなかったと分析しているのか、教えていただきたいと思います。

議　　長（丸山　　豊）　答弁を求めます。

藤田総務課長。

総務課長（藤田　貞文）　総務課関係の賃金の減額の御質問であります。

それにつきましては、これは臨時職員賃金不用額ということで、これは障がい者雇用分でございます。これ３名の方を雇用しております。その中でお二人、その方の特性等がございまして、体調不良等によりまして、ほとんど出勤できなかったということで、ちょっと大きな額となってしまっているという状況がございます。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　続いて、堀健康福祉課長。
健康福祉課長（堀　　正弘）　健康福祉課関係の臨時職員の賃金でありますが、保健師につきまして、産休により休暇に入る職員が想定されました。そのため、保健師の臨時職員を想定し募集を行っておりましたが、いろんなツールを使って募集をかけたわけですが、なかなか専門職の確保が難しいという状況の中で、応募がなかったことによる減額であります。
　以上です。
議　　長（丸山　　豊）　唐澤子育て支援課長。
　子育て支援課長（唐澤　孝男）　子育て支援課関係は、児童発達支援事業の関係なんですが、これは保育士等のやりくりの中で、ほぼ１年後不用になったということで、事業の実施はしているところです。以上です。
議　　長（丸山　　豊）　伊藤教育次長。
教育次長（伊藤　弘美）　教育関係でございます。学校関係につきましては、当初予算を策定する段階で、県費の先生方の配置の関係、まだ不明でございます。そういった中で、支援員でありますとか、介助員の皆さん、そういった形の人数につきまして、少し多目な数を盛らせていただいております。実際に、小学校では１名減と0.5人の減、そういったものが発生しております。それから教育委員会の事務局関係につきましては、体調不良による日数減というものでございます。
　以上でございます。
議　　長（丸山　　豊）　藤城議員。
４　　番（藤城　栄文）　お聞きしたところ、健康福祉課のみ本来必要な人材が不足していてサービスの低下が懸念される状況だと判断します。昨年の６月の議会で、副村長から基本的に抜けた分は充当する、ただしどうしてもの場合は、掛かり合い、支え合っていくという回答をいただきました。ただ、支え合いにも限度があると思います。普通は、１カ月から２カ月程度で人が補充されるのではないかと思いますが、そのあたりの感覚をお聞きできればと思います。
　また、この村は、年功序列で管理職になりますので、労働組合に影響力のある人が残りづらい環境で職員の訴えが届きにくい現状にあると思います。その分ですね、所属課長にもっとアンテナを張っていただいてですね、職員不足によるサービス低下を防ぐために職員の雇用について努力をしていただければと思いますが、その点についてお考えについて、いかがでしょうか。
議　　長（丸山　　豊）　原副村長。
副 村 長（原　　茂樹）　今、御質問の中で保健師ということでございますが、昨年いろんな形で保健師の雇用ができればということでさせていただいたわけでございますが、なかなかそういう今、専門職、保育士さんも含めてございますけれど、なかなか雇用ができないという実態がございます。これは当村に限ったことではなくてということで、この地域、もっと言いますと全国的にもそういった状況があるのかなと考えるところはございます。村のほうでも今年度の中では、今、議員おっしゃるように非常に職員に苦労をさせるという状況がございました。そこは何とかしなきゃいけんということで、保育士の採用、正規職員の採用につきましても募集をかけてということで、対応させていただいたところであります。それでも、なかなか採用が難しいというところもございましたし、予定といいますか、来ていた

だければと思っていた方が辞退をするというような状況もございましたので、追加の募集をかけさせていただいて、来年度の保健師の体制もきちっととっていきたいということで、対応をさせていただいているところであります。なかなか難しいところがあったということで御理解をいただきたいと思いますし、特定の保健師だけということはございませんけれど、職員のところにしわ寄せがいかないようにということで、ほかの部門も含めまして、対応させていただいております。来年度も全員で14名という採用の予定でございますけれど、そんな中で負担が軽減できるようにといいますか、十分な事務ができるように職員体制を整えてまいりたいということで考えておりますし、今後もそういうふうにさせていただきたいということですので、本年度の状況は確かに厳しいところがございましたけど、どうか御理解をいただきたいというふうに思います。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　労働組合の御質問がありました。なかなか意見が上へ通らないんじゃないかということであります。そういった面につきましては、通らないとこがあるとするんなら、また、職員の中で徹底をしていきたいというふうに思いますし、組合関係におきましては、かなりそういった部分、上がってきております。労使交渉もしております。本村ほどそういう部分で、いろんな意見交換しているところは余りないんじゃないかなと、交渉もいわゆる人員確保については、時間を割いてやっておりますし、常に我々のほうが譲歩をしながら、ふやしていくというこういう状況に来ておるところでございます。

組合との関係、良好な関係を築いております。従来から組合とは、かなり良好関係で来ており、そういったことは、これからも続けていきたいと、続けていけるんじゃないかというふうに思っておるところでございます。常々私、交渉の中で申し上げておりますけれども、私自身が職員出身であり、また、労働組合関係におきましても書記長や副委員長や委員長を務めてきた立場から十分働く皆さんの気持ちというのは、わかっております。民間の皆さんであれば、もう少し厳しいことも言うんだろうなという思いもしながら、そういった部分はできるだけ配慮させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　よろしいですか。

藤城議員。

４　　番（藤城　栄文）　やはり所属だけで募集をするには、限界があると思います。ぜひ総務で募集を協力するなども御検討いただければと思います。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　原副村長。

副 村 長（原　　茂樹）　総務課がいわゆる今までのところですと臨時職員という言い方をさせていただいておりましたけど、来年度については、会計年度任用職員ということで、これまでもそうなんですが、いわゆる保育士が不足、いろいろな媒体で、宣伝といいますか、広告も出さなきゃいけないというようなこともあります。そういうことも含めまして、一緒に総務のほうさせていただくということもやっておりますし、基本的には総務課のほうでもそこにかかわって募集をさせていただく、あるいは確保させていただくと、そういうことでやっておりますので、今後もそういうふうにやっていきたいと思いますし、決してその担当課だけに任せているという形ではございませんので、そんなふうに御承知いただければとい

うふうに思います。
議　　長（丸山　　豊）　ほかに質疑はございませんか。
　９番、三澤議員。
９　　番（三澤　澄子）　９番、三澤です。
　34ページのプレミアム商品券についてであります。もともとこれを行うときに本当に消費税増税への対策になるのかどうかということで、疑問を申し上げたわけでありますけれども、やってみるとやっぱり30％しか利用されなかったということで、このあり方は、後でまた検証する必要があるというふうに思うんですけども、１つにプレミアム商品券を使うところが、村内で十分用意できてないっていうか、そういうことで実際にそのプレミアム商品券をその他市町村へ向けて使える制度だったのかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたいというふうに思います。
　それから、あと次の35ページの老人ホームの措置費の不用額でありますけれども、いずれにしても施設利用の希望、多分これからも高くなると思います。そういうわけで、どのくらい現在のところ待機者がおいでになるのかどうか、その辺のとこだけお聞きしておきたいと思います。
議　　長（丸山　　豊）　田中地域づくり推進課長。
　最初にプレミアム商品券。
地域づくり推進課長（田中　俊彦）　プレミアム付商品券の特定事業所でありますが、これは国のほうからも村内の事業所の育成という意味も含めて、村内に限ると、各自治体内の事業所に限るということでありましたので、それに準じて要綱を設定させていただきました。
　以上です。
議　　長（丸山　　豊）　続いて、堀健康福祉課長。
健康福祉課長（堀　　正弘）　議員質問の、ここに減額として載せさせていただいたものは、養護老人ホームの措置費であります。ですので、特養等ではありません。この辺は、村がどうしてもそういう施設に入ってもらわざるを得ないだろうという方、村が費用をもって老人ホームに入っていただくという方であります。これ減額になったのは、先ほど副村長の説明にもありましたが、入所していた方がいわゆる介護状態が高くなって特養のほうへ移動していくという方が多くなったということで、新たに村が措置する人がなかったということで、減額になってきたということで御理解いただきたいと思います。
　また、特養等の待機者というところですが、今ちょっと資料が手元にないので、具体的な数字、今御説明できませんが、入所判定委員会というのを開きながら、どういう方を入れていくかという調整はしておりますので、大体40人ぐらいだったかなという気がしておりますが、ちょっとまた正確な数字は後ほど説明させていただければと思います。
　以上です。
議　　長（丸山　　豊）　よろしいですか。
　ほかに質疑はございませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（丸山　　豊）　これで質疑を終わります。
　議案第８号「令和元年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第３号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　議案第８号「令和元年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第３号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では年度末を迎え、保険料及び交付金等が確定したことによる変更が主なものであり、歳出では、実績見込みによる保険給付費の変更、また、事業費の確定見込みによる不用額の減額が主な内容であります。

既定の歳入歳出予算の総額に1,468万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億5,782万7,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いします。

議　　長（丸山　　豊）　細部説明を求めます。

堀健康福祉課長。

健康福祉課長（堀　　正弘）　それでは、議案第８号の細部説明を申し上げます。

予算書６ページをごらんいただき、歳入から御説明いたします。

歳入につきましては、これまでの保険料及び介護サービス給付費の額等の実績から、決算に近づけるための補正をするものであります。

まず、１款、保険料、１項１目、第１号被保険者保険料でありますが、実績見込みからの減額、７ページの４款、国庫支出金でありますが、２項１目の調整交付金では、国からの交付決定により増額、５目の保険者機能強化推進交付金は、同様に交付決定により減額をするものであります。

続いて、８ページになりますが、５款の支払基金交付金であります。１項１目、介護給付費交付金で289万7,000円を減額するものでありますが、事業の確定見込みによる減額であります。

９ページの６款、県支出金、１項１目、介護給付費負担金は、事業の確定見込みにより増額をするものであります。

続いて、10ページをごらんいただきまして、10款、繰入金の１項、一般会計繰入金では、１目の介護給付費分では、給付金の増に伴い、250万円の増額、２目、地域支援事業交付金から５目、その他一般会計繰入金までの減額、それから増額につきましては、それぞれの繰り入れに該当する事業の確定見込みによるものであります。総額で一般会計からの繰入金は、184万5,000円の減額となります。

11ページの13款、諸収入、４項７目、雑入は、ゆうゆうトレーニング等の講座参加者が予想より少なかったことによる参加者負担金の減額であります。

12ページからは歳出となります。

１款、総務費、１項１目、1301一般管理費で13節、委託料は、委託内容の見直しによる減額、また、19節では、情報センター負担金の確定による増額であります。

２項１目、1311賦課徴収費は、口座振替手数料の不足が見込まれるための増額、３項２目、1315認定調査費では、７節、賃金で臨時職員の賃金を今後の見込みにより、減額するものであります。

続いて、３項３目13ページをごらんいただきまして、1318認定審査会共同設置負担金では、

上伊那８市町村で共同設置しております審査会への各市町村の負担金が確定したことによる増額であります。

14ページの２款保険給付費、１項１目、1321介護サービス等諸費でありますが、19節、負担金で、介護サービスの利用が見込みより多かったことによる増額であります。

２項１目、1322介護予防サービス等諸費では、19節、負担金で、介護予防サービスの利用が見込みより多かったことによる増額、続いて、15ページの５款、地域支援事業費の１項１目、1364介護予防日常生活支援サービス事業費では、総合事業の利用が予想より少なかったことにより、13節、委託料及び19節、負担金補助金を減額するものであります。

２項１目、1361一般介護予防事業費の19節、補助金は、事業の確定見込みによりまして、減額するもの、３項１目では16ページをごらんいただきたいと思いますが、1362包括的支援事業・任意事業費の７節、賃金の減額でありますが、19節、負担金で、包括支援センターに社会福祉協議会からの出向職員ができなくなったことによる減額であります。その欠員補充として保健師と有資格者の臨時職員を募集しておりましたが、なかなか応募がなく、年度途中からの採用となったことによるものであります。その他は、確定見込みによる減額であります。

17ページの９款１項１目、1399予備費でありますが、歳入歳出調整を行いまして、増額をするものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議　　長（丸山　　豊）　議案第８号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議　　長（丸山　　豊）　質疑なしと認めます。

議案第９号「令和元年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　議案第９号「令和元年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、収入確定見込みによる国民健康保険税及び県からの保険給付費等交付金の減額が主なものであります。

歳出では、保険給付費の減額が主なものであります。

既定の歳入歳出の予算の総額から4,234万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億4,352万3,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いをいたします。

議　　長（丸山　　豊）　細部説明を求めます。

清水住民環境課長。

住民環境課長（清水　恵子）　それでは、議案第９号について、細部説明を申し上げます。

予算書の６ページをごらんいただき、歳入について主なものから説明いたします。

１款１項、国民健康保険税でございますが、確定見込み数字に近づけるため、640万円を

減額するものでございます。一般被保険者の現年度分については、当初予算見込みより被保険者数が減少したことや、税額更正によるもので、１から３節までの合計で460万円の減でございます。

滞納繰越分については、４から６節までの合計で130万円の減となっております。退職被保険者の現年度分については、50万円の減となっております。

おめくりいただき、７ページの３款、国庫支出金でございますが、資格管理の効率化や整備に関するシステム改修事業に対する補助金57万7,000円の補正となります。

次に、８ページの４款、県支出金でございますが、１項１目、保険給付費等交付金で3,669万7,000円の減額となります。この後、歳出でも説明いたしますが、保険給付費が4,000万円減少したことと、保健指導事業に対する交付金330万3,000円を追加したことによるものでございます。

次に、10ページの８款、繰入金でございます。１項１目、一般会計繰入金でございますが、村からの繰入分が確定したことによりまして、362万9,000円の減額となります。

おめくりいただき、11ページの10款、諸収入でございます。１項１目、一般被保険者延滞金は、70万円の増、２項１目、一般被保険者第三者納付金は160万円の増、３目、一般被保険者返納金150万円の増額となっています。

続いて、12ページからの歳出でございます。

ほとんどが決算数値に近づけるものでありますので、主なもののみ説明いたします。

１款、総務費の1501一般管理事務につきましては、情報センターの負担金136万3,000円を増額するものでございます。

おめくりいただき、13ページ２款、保険給付費の1504一般被保険者療養給付事業の負担金でございます。確定見込みにより2,000万円を減額するものでございます。1509一般被保険者高額療養事業の負担金ですが、こちらも確定見込みにより2,000万円を減額するものでございます。

以上、いずれも原因としては、被保険者数が減少したこと、高額レセプト件数が少ないこと等によるものでございます。

おめくりいただき、15ページ６款２項、1547特定健康診査事業の委託料でありますが、特定健診件数の確定見込みにより、102万1,000円減額するものであります。

次に18ページ10款、予備費でございますが、歳入不足の分、調整のため261万円を減額するものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議　　長（丸山　　豊）　議案第９号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議　　長（丸山　　豊）　質疑なしと認めます。

議案第10号「令和元年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　議案第10号「令和元年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予

算（第３号）」について提案理由を申し上げます。
本案は、歳入では、保険料の増額、歳出では、保険料の増額に伴う広域連合への納付金の増額による補正であります。
既定の歳入歳出予算の総額に590万円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれ１億4,547万3,000円とするものであります。
細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いをいたします。
議　　長（丸山　　豊）　細部説明を求めます。
清水住民環境課長。
住民環境課長（清水　恵子）　それでは、議案第10号について細部説明を申し上げます。
予算書の６ページをごらんいただき、歳入から説明いたします。
１款１項、後期高齢者医療保険料を令和元年度の保険料見込み額の確定により、590万円増額するものでございます。
おめくりいただき、７ページの歳出でございます。
２款１目、1804後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、歳入で保険料の増額がございましたので、保険料と同額の590万円を増額するものでございます。
以上で細部説明とさせていただきます。
議　　長（丸山　　豊）　議案第10号に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（丸山　　豊）　質疑なしと認めます。
議案第11号「令和元年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第４号）」を議題といたします。
本件について提案理由の説明を求めます。
唐木村長。
村　　長（唐木　一直）　議案第11号「令和元年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第４号）」について提案理由を申し上げます。
本案は、令和元年度の事業費等が確定してまいりましたので、決算額に近づけるため、各収入支出の補正をお願いするものであります。
収益的収入及び支出のうち、収益的収入の事業収益を136万円増額し、収入予定総額を２億8,336万9,000円とし、収益的支出の事業費を488万円減額し、支出予定額を２億6,947万1,000円とするものであります。また、資本的収入及び支出のうち、資本的収入を494万円増額して収入予定総額を１億3,404万円とし、資本的支出を1,620万円減額して支出予定総額を２億8,139万9,000円とし、資本的収支において、資本的収入額は資本的支出額に対し不足する額及び過年度分損益勘定留保資金で補填する額をそれぞれ１億4,735万9,000円に改めるものであります。
細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いをいたします。
議　　長（丸山　　豊）　細部説明を求めます。
藤澤建設水道課長。
建設水道課長（藤澤　　隆）　議案第11号の細部説明を申し上げます。

提案理由のとおり、令和元年度の事業費等が確定してまいりましたので、決算額に近づけるための所要の補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、予算実施計画明細書にて説明いたしますので、議案書７ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入、１款、水道事業収益、２項４目、雑収益136万円の増額は、３節、その他雑収益で、これは事故により破損しました大泉地区の消火栓１基の修繕工事に伴う保険料の収入でございます。

次に、８ページの支出でございます。

１款１項１目、原水及び浄水費318万円の減額は、４節、委託料から10節、負担金まで、入札差金、支払い額等の確定等に伴いまして、それぞれ減額をするものでございます。

２目配水及び給水費100万円は、漏水、破損等による排水管の修繕工事費が当初見込みより多く、６節、修繕費にて100万円の増額をお願いするものでございます。

３目、受託工事費17万円の減額は、事業の確定により不用額とするものでございます。

５目、総係費294万円の減額は、９ページに当たりまして、７節、印刷製本費から20節、補助金まで事業費等の確定によりまして、それぞれ減額をするものでございます。特に20節、補助金の伊那市水道事業区域補助金につきましては、昨年も同様でございますが、対象件数535件に対しまして、交付件数314件58.7％の交付にとどまっております。140万円の減額となるものでございます。

２項３目、雑支出、41万円につきましては、額の確定、２節の消費税及び地方消費税の増額するものでございます。

10ページの資本的収入及び支出の収入、１款４項１目、負担金494万円は、１節、加入金にて当初見込みに比べまして、約60件分の494万を増額するものでございます。

おめくりいただきまして、11ページ、支出でございます。

１款１項１目、配水施設拡張費880万円の減額は、第２配水池薬注機械施設整備工事費の入札差金等事業費の確定によるもの、１節、工事請負費800万円、２節、委託料80万円のそれぞれの減額となるものでございます。

２目、配水施設改良費、１節、工事請負費につきましては、県道伊那箕輪線下川原橋改良工事に合わせた配水管のループ化工事を予定しておりましたが、県の工事に合わせまして令和２年度に先送りし、また、減圧弁の取替工事を１件予定をしておりましたが、部品交換等の修繕で済んだために700万円の減額、また、２節、委託料では、北原地区の減圧弁設置工事の設計費用等の入札差金等40万円の減額でございます。

１ページにお戻りいただきまして、以上の説明によりまして第２条、収益的収入及び支出の収入、第１款、水道事業収益で136万円増額し、収入予定総額を２億8,336万9,000円、支出、１款、水道事業費用で488万円減額し、支出予定総額を２億6,947万1,000円とし、２ページの第３条の資本的収入及び支出の収入第１款、資本的収入で494万円増額し、収入予定総額を１億3,404万円、支出、第１款、資本的支出で1,620万円減額し、支出予定総額を２億8,139万9,000円とするものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額及び過年度分損益勘定留保資金で補塡する額をそれぞれ１億4,735万9,000円とするものでございます。

以上で、議案第11号の細部説明とさせていただきます。

議　　長（丸山　　豊）　議案第11号に対する質疑を行います。
　質疑はございませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（丸山　　豊）　質疑なしと認めます。
　議案第12号「令和元年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第５号）」を議題といたします。
　本件について提案理由の説明を求めます。
　唐木村長。
村　　長（唐木　一直）　議案第12号「令和元年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第５号）」について提案理由を申し上げます。
　本案は、令和元年度事業等が確定してまいりましたので、決算額に近づけるため、各収入支出の補正をお願いするものであります。
　収益的収入及び支出のうち、収益的支出の事業費用を1,000万円減額し、支出予定総額を６億1,180万円とするものであります。また、資本的収入及び支出のうち、資本的収入を847万5,000円増額して、収入予定総額を２億2,537万4,000円とし、資本的支出を450万円増額して、支出予定総額を４億6,026万2,000円とし、資本的収支において資本的収入額は資本的支出額に対し不足する額及び当年度分損益勘定留保資金で補塡する額をそれぞれ２億3,488万8,000円に改めるものであります。
　細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いをいたします。
議　　長（丸山　　豊）　細部説明を求めます。
　藤澤建設水道課長。
建設水道課長（藤澤　　隆）　議案第12号の細部説明を申し上げます。
　これも同じく予算実施計画明細書にて説明いたしますので、議案書７ページをお願いいたします。
　収益的支出の支出からでございます。１款、下水道事業費用、１項、営業費用1,000万円の減額は、１目、管渠費220万円の減ですが、これは12節、委託料でマンホールポンプ等の管理委託業務の入札差金による20万円の減額、22節、修繕費でマンホールポンプ等修繕工事を一括発注したことによる入札差金等200万円の減によるもの、また２目、処理場費780万円の減は、12節、委託料で処理場管理費、汚泥処分費、それから管渠調査費等の確定による630万円の減額及び22節、修繕費で処理場修繕費の確定によりまして、150万円の減額による、こうしたものの減額でございます。
　８ページの資本的収入及び支出の収入でございます。１款、下水道事業資本的収入、１項、１目、企業債で200万円の減額でございます。これは造成工事に伴う公共下水道事業の管渠工事の入札差金等の工事費等確定によるものでございます。
　同じく４項、分担金及び負担金1,067万5,000円の増は、１節、受益者負担金で25件分の負担金をお願いするものでございます。
　同じく５項、補助金20万円の減は、１目１節、国庫補助金で下水道ストックマネジメント基本計画業務委託の入札差金等に伴う不用額でございます。
　おめくりいただきまして、９ページの支出でございます。１款、下水道事業資本的支出の

１項１目、施設建設費450万円の増額につきましては、冒頭、村長挨拶で申し上げましたように、25節で15カ所分の公共ますの設置工事費をお願いするものでございます。

１ページにお戻りいただきまして、以上の説明によりまして、第２条、収益的収入及び支出の支出、第１款、下水道事業費用を1,000万円減額し、収入予定総額を６億1,180万円、２ページ、第３条、資本的収入及び支出の収入、第１款、下水道事業資本的収入を847万5,000円増額し、収入予定総額を２億2,537万4,000円、また、支出、第１款、下水道事業資本的支出を450万円増額し、支出予定総額を４億6,026万2,000円とするものでございます。

なお、資本的収入に対し、資本的支出で不足する額及び当年度分損益勘定留保資金で補塡する額をそれぞれ２億3,488万8,000円に改めるものでございます。

おめくりいただきまして、３ページ。第４条、企業債につきましては、以上申し上げた事業の確定に伴いまして、企業債の限度額を200万円減額し、1,700万円に改めるものでございます。

以上、議案第12号の細部説明とさせていただきます。

議　　長（丸山　　豊）　議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議　　長（丸山　　豊）　質疑なしと認めます。

ここで先ほど三澤議員からの質問がありました件につきまして、堀健康福祉課長より答弁をお願いいたします。

堀健康福祉課長。

健康福祉課長（堀　　正弘）　先ほどの三澤議員の御質問でありますが、現在の待機者は35名であります。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　日程第８、議案第13号「令和２年度南箕輪村一般会計予算」、議案第14号「令和２年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」、議案第15号「令和２年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」、議案第16号「令和２年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第17号「令和２年度南箕輪村水道事業会計予算」、議案第18号「令和２年度南箕輪村下水道事業会計予算」を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　議案第13号「令和２年度南箕輪村一般会計予算」について提案理由を申し上げます。

令和２年度は、南箕輪村第５次総合計画前期基本計画の最終年度であり、前期計画を締めくくるとともに、後期基本計画の策定を行ってまいります。

開会の挨拶で申し上げましたように、防災関連を初め、子育て、福祉、教育、全ての面におきまして、安心・安全な村づくりを推進するための予算、さらには学校施設等々、長寿命化計画により老朽化した施設を改修する予算等々を計上しております。予算総額につきましては、前年度当初予算比13.4％増の65億8,000万円と定めるものであります。

地方自治法第96条第１項第２号の規定により、議会の議決をお願いするのであります。

議案第14号「令和２年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」について提案理由を申し上

げます。

本案は、高齢者福祉のさらなる向上を図るため、平成30年度から令和２年度までの第７期介護保険事業計画及び令和元年度決算見込みに基づき、新年度予算を編成いたしました。

令和２年度の歳入歳出予算総額につきましては、前年度当初予算に対し、4.3％増の９億3,400万円とするものであります。

地方自治法第96条第１項第２号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第15号「令和２年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」について提案理由を申し上げます。

平成30年度から制度が大きく変わった国民健康保険事業特別会計でありますが、今年度の決算見込みを勘案した上で、令和２年度は、保険税率を据え置きといたしました。引き続き特定健診、保険指導のさらなる充実を図り、医療費の抑制と国民健康保険税の徴収率向上に努めてまいります。

令和２年度の歳入歳出予算の総額につきましては、前年度当初予算に対しまして2.6％減の12億3,679万6,000円とするものであります。

地方自治法第96条第１項第２号の規定により、議会に議決をお願いするものであります。

議案第16号「令和２年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」について提案理由を申し上げます。

平成20年度から始まりました後期高齢者医療制度は13年目となり、安定した医療制度となってきました。村が行う後期高齢者医療特別会計は、保険料の収納や高齢者医療広域連合への保険料納付が主な内容となっております。

令和２年度の歳入歳出予算の総額につきましては、前年度当初予算に対して16.1％増の１億5,847万6,000円とするものであります。

地方自治法第96条第１項第２号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第17号「令和２年度南箕輪村水道事業会計予算」について提案理由を申し上げます。

令和２年度水道事業会計の予算編成に当たり、基本的な方針につきましては、従来どおり安全で良質な水の安定供給と快適な居住空間の確保を目的に、水道施設の更新工事を計画しております。また、令和２年度の上下水道条件につきましては、上下水道事業運営審議会の方針を尊重し、昨年同様に据え置くこととしたところであります。御理解をお願いをいたします。

建設改良事業につきましては、新たに２トン級の給水車購入事業を初め、県道伊那箕輪線下川原橋、南原区村道2217号線、南箕輪中学校前村道５号線の配水管布設工事、また、下水道の排水管敷設に伴う水道補償工事、給水管の増径工事、検満メーターの更新、伊那市水道使用者補助金交付等の事業を予定しております。

こうした計画のもと、収益的収入及び支出の予定額で収入額を２億8,323万8,000円、支出総額を２億6,308万7,000円と定め、資本的収入及び支出の予定額は、収入額を1,550万円、支出額を8,209万3,000円と定めるものであります。

なお、資本的収入額は、資本的支出額に対し、不足する額6,659万3,000円は、過年度分損益留保資金で補填するものであります。

以上、地方公営企業法第24条第２項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第18号「令和２年度南箕輪村下水道事業会計予算」について提案理由を申し上げます。

令和２年度の下水道事業の予算編成に当たり、基本的な方針につきましては、快適な居住空間の確保を目的に、公共下水道への接続の推進、浄化センターの長寿命化、また事業経営の健全化と効率化を図ることを目的としております。特に建設改良事業では、下水道地震総合対策計画策定、都市計画事業変更認可申請、ストックマネジメント実施設計の策定を初め、宅地開発等に伴う下水道管渠整備、公共ます設置工事等を予定しております。

こうした計画のもと、収益的収入及び支出の予定額で、収入額及び支出額をそれぞれ６億783万3,000円と定め、資本的収入及び支出の予定額では、収入額を２億6,440万5,000円、支出額を４億9,738万5,000円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億3,298万円は、当年度分損益勘定留保資金２億2,939万4,000円及び当年度消費税資本的収支調整額358万6,000円で補塡するものであります。

地方公営企業法第24条第２項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

いずれの当初予算におきましても、この後特別委員会が設置されるものと思いますので、予算特別委員会におきまして、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いをいたします。

議　　長（丸山　　豊）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号から議案第18号につきましては、質疑を省略して、議員10人全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場　「異議なし」という者あり〕

議　　長（丸山　　豊）　お諮りいたします。

ただいま設置が決定しました予算特別委員会の正副委員長には、申し合わせにより、委員長に総務経済常任委員長、副委員長に総務経済副委員長がつくことが決定されておりますので、委員会での互選を省略して、議長が指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場　「異議なし」という者あり〕

議　　長（丸山　　豊）　異議なしと認めます。

予算特別委員会委員長には百瀬輝和議員、副委員長には藤城栄文議員を指名します。

日程第９、議案の上程を行います。

議案第19号「伊那市との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　議案第19号「伊那市との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について」提案理由を申し上げます。

本案は、定住自立圏構想推進要綱に基づき、伊那市との間で平成28年１月７日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定を変更したいので、南箕輪村議会の議決すべき事件に関する条例により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いをいたします。

議　　長（丸山　　豊）　細部説明を求めます。
　田中地域づくり推進課長。
地域づくり推進課長（田中　俊彦）　議案第19号の細部説明を申し上げます。
　説明資料により御説明申し上げますので、議案書の４ページをごらんください。
　伊那市との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更についてでございます。
　まず、１の協定変更の趣旨でございます。
　平成28年１月に伊那市との間で締結をいたしました当初の協定では、連携事業として産業振興分野では空き家バンク、地域公共交通分野では伊那本線ほかを、人材育成分野として合同職員研修を規定し、取り組んできております。その後、２回の協定変更をお認めいただき、福祉分野として本村のこども館ほか、子育て拠点施設の相互利用の充実、病児・病後児保育施設の整備・運用を、昨年７月には産業分野にふるさと融資など助成制度の周知、利用促進、地域公共交通分野にＡＩ最適運行・自動配車サービス、ドアツードア乗り合いタクシーの連携事業を追加してまいりました。
　そこで、今後、さらに圏域全体で必要な生活機能を確保していくために、定住自立圏構想推進要綱に示されている連携する具体的事項を全て規定し、より柔軟に連携事業を実施することを可能にするため、協定変更をするものでございます。
　続きまして、２の変更内容でございます。
　１の生活機能の強化の政策分野につきましては、変更後の表のとおり、医療、教育、土地利用分野を新たに追加をいたし、産業振興及び福祉の取り組み内容の文言を修正するものでございます。２の結びつきやネットワークの強化につきましては、情報インフラ、道路等インフラ、地産地消、移住定住促進・地域振興分野を新たに追加し、地域公共交通の取り組み内容の文言を修正するものでございます。
　おめくりをいただき、５ページをごらんください。３の圏域マネジメント能力の強化につきましては、人材育成・交流促進として取り組み内容の文言を修正するものでございます。
　以上、細部説明を終わります。
議　　長（丸山　　豊）　議案第19号に対する質疑を行います。
　質疑はございませんか。
　４番、藤城議員。
４　　番（藤城　栄文）　４番、藤城です。
　今回の変更でかなり具体的に示されたことが、抽象的な内容に、特に地域公共交通は変更されているんですが、この変更前に定義されていた一番期待されるのがＡＩ最適運行・自動配車サービスの導入なんですが、ここは実情では、これからもやっていくという認識でよろしいでしょうか。
議　　長（丸山　　豊）　田中地域づくり推進課長。
地域づくり推進課長（田中　俊彦）　御推察のとおりでございます。
議　　長（丸山　　豊）　ほかに質疑はございませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（丸山　　豊）　これで質疑を終わります。
　議案第20号「南箕輪村公の施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。
　本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　議案第20号「南箕輪村公の施設の指定管理者の指定について」提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村公の施設のうち、新しくできました南箕輪村生涯活躍交流センター及び南原公園につきまして、指定管理者の指定をするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いをいたします。

議　　長（丸山　　豊）　細部説明を求めます。

唐澤財務課長。

財務課長（唐澤　英樹）　それでは、議案第20号の細部説明を申し上げます。

村長の説明にもありましたとおり、新たにできました施設につきまして、それぞれ指定管理者の指定を行うものであります。

まず、南箕輪村生涯活躍交流センターでありますが、先ほど議案第６号で設置条例の提出をしてございますが、所在地は南箕輪村2380番地1179であります。指定管理者となる団体の名称でありますが、社会福祉法人南箕輪村社会福祉協議会であります。指定の期間でありますが、令和２年４月１日から令和４年３月31日までの２年間であります。これは平成30年に松寿荘ほか７施設を指定管理者として社会福祉協議会のほうに指定をしてございますので、この期間が令和４年３月31日までであります、周期をそろえるために２年間としております。

次に、南原公園でありますが、南原住宅団地焼却灰処理後の再造成に伴いまして、新たに設置した整備した公園でございます。所在地は、南箕輪村8306番地1623であります。指定管理者の名称は、南原区であります。指定の期間でありますが、令和２年４月１日から令和８年３月31日までの６年間であります。これにつきましても、先ほどと同様に平成28年に他の地区公園７公園を各区を指定管理者としてございますので、この期間が令和８年の３月31日までということでありますので、周期をそろえるために６年間としております。

なお、南箕輪村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づきまして、過日選定審議会を開催しまして、いずれも指定管理者として可であるとの答申をいただいております。

以上、細部説明とさせていただきます。

議　　長（丸山　　豊）　議案第20号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議　　長（丸山　　豊）　質疑なしと認めます。

日程第10、議案に対する討論、採決を行います。

議案第５号「南箕輪村ふれあい交流センター等設置条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。

議案第５号を採決いたします。

議案第５号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　全員起立です。
したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。
議案第７号「令和元年度南箕輪村一般会計補正予算（第11号）」の討論を行います。
討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。
議案第７号を採決いたします。
議案第７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　全員起立です。
したがって、議案第７号は原案のとおり可決されました。
以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれにて散会とします。
お疲れさまでした。
事務局長（松澤　さゆり）　御起立願います。［一同起立］礼。［一同礼］お疲れさまでした。

散会　午前11時53分

議　事　日　程（第２号）

令和２年３月１１日（水曜日）　午前９時００分　開議

第１　一般質問（質問順位第１番から）

７番　　加　藤　泰　久

２番　　山　﨑　文　直

３番　　原　　源　次

５番　　笹　沼　美　保

１番　　百　瀬　輝　和

６番　　都　志　今朝一

○出席議員（１０名）

１番	百瀬輝和	６番	都志今朝一
２番	山﨑文直	７番	加藤泰久
３番	原　源次	８番	小坂泰夫
４番	藤城栄文	９番	三澤澄子
５番	笹沼美保	１０番	丸山　豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	健康福祉課長	堀　正弘
副村長	原　茂樹	子育て支援課長	唐澤孝男
教育長	清水閣成	産業課長	出羽澤平治
総務課長	藤田貞文	建設水道課長	藤澤　隆
地域づくり推進課長	田中俊彦	教育次長	伊藤弘美
会計管理者	松澤厚子	代表監査委員	原　浩
財務課長	唐澤英樹	農業委員会長	髙木繁雄
住民環境課長	清水恵子		

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤さゆり
議会事務局次長	髙木謙治

会議のてんまつ

令和２年３月１１日　　午前９時００分　開議

事務局長（松澤　さゆり）　御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。
〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕
議　　長（丸山　　豊）　お疲れさまです。
　ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。
　日程第１、一般質問を行います。
　本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め１人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で、質問、答弁を終わらせるようお願いします。件名ごとに、それぞれ的確な質問、答弁をお願いします。また、発言は、挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。
　それでは、質問順に発言を許可します。
　議席番号７番、加藤泰久議員。
７　　番（加藤　泰久）　おはようございます。
　７番、加藤泰久です。通告どおり３件について質問をいたします。
　新型コロナウイルスが全世界に広まり、世界中を震撼させております。日本においては、政府・国民が一丸となって全力で取り組み、一日も早い収束を願うところであります。
　それでは、質問に入りまして、家庭ごみについて質問をいたします。
　伊那市に広域の上伊那クリーンセンターが新設され、ごみの分別ルールが変更となっております。
　私もちょうど、昨年４月より区の衛生部の役員としてごみの収集に参加してまいりまして、不燃ごみ、資源ごみの収集が月に２回、古紙の収集が１回ということで、年間36回を立ち会うことができ、よい経験ができました。
　その中で、区民の皆さんの意見や、私の感じた課題について質問をいたします。
　ごみの減量化が叫ばれる中で、プラスチックなどの、以前は燃やせないごみから燃やせるごみになったりして、それぞれの種類が増減があるかと思いますが、ごみ全体としての増減はどうなっているか、質問をいたします。
議　　長（丸山　　豊）　答弁を求めます。
　唐木村長。
村　　長（唐木　一直）　７番、加藤泰久議員の御質問にお答えをいたします。
　家庭ごみのごみの量の増減の問題であります。
　クリーンセンターが稼働してから、かなり変わってまいりました。このことは分別、出し方の方法の変更によるという、このことが大きいということであります。同時に、プラスチック等に当たるごみにつきましては、各店舗でも回収をされておるという、こんな状況もありますので、その辺も大きく影響してきておるというふうに思っておるところであります。
　本村のごみの量でありますけれども、平成31年４月から令和２年の１月までの状況となりますが、平成31年４月、このごみの分別方法が変更になったことに伴いまして、前年同期と

比較しますと、燃やせるごみ、これは可燃ごみでありますけれども、約170トン、12％の増加となっております。逆に、燃やせないごみ、粗大ごみにつきましては、約137トン、53％減少しておるという状況であります。また、資源プラスチックごみも約21トン、17％減少しております。このことは、先ほども申し上げましたけれども、ごみの分別方法の変更に伴ったことによるものであります。

主には、燃やせるごみがふえたという、このことは従来は資源となるプラスチックが、いわゆる不燃ごみ、資源ごみとして処理をされておったところでございますけれども、燃やせるごみとして提出されている、この傾向が大きなところであります。

燃やせるごみにプラスチック類が入ったということ、以前は洗って、資源ごみにしていた、このことが燃やせるごみになったことによりまして、可燃ごみ、燃やせるごみに入れるようになった家庭が多いんじゃないかと思っております。この辺は、さらに徹底をしていく必要があるなというふうに思っております。洗って出せるものは資源ごみに出してもらう、資源プラの関係でありますけれども、こういったことが必要かなというふうに思っております。

上伊那全体の家庭ごみの量でありますけれども、前年同期と比較いたしますと、燃やせるごみは12％の増、これは本村と同じような傾向となっております。燃やせないごみ、粗大ごみにつきましては42％の減少、資源プラスチックも20％の減少となっております。これはどこの市町村も同様な傾向となっておるところであります。

ただ、この上伊那の中で本村の傾向といたしましては、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみの合計の増減率というのは、辰野町に次いで少ない増加率となっておるところであります。郡市下で２番目に少ない増加率という、こういうことであります。

長野県自体は、いわゆる生ごみ、厨芥ごみにつきましては、全国でも２番目に低いという、こういう状況となっております。そういった点では、県全体で申し上げますと、そういった意識がかなり長野県は高いんではないかなというふうに思っております。したがいまして、この辺を徹底をさせていくことにより、より燃やせるごみ、減ってくるんではないかなというふうに考えておるところであります。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　加藤議員。

７　　番（加藤　泰久）　減少傾向にあるということで、今後ともごみの減少には心がけていかなければならないと思います。一番家庭で毎日生活する中では、ごみは出るのが、これ必然でございますが、できるだけ生ごみ等についても、上手に処分していきたいものであります。

続きまして、分別ルールにつきまして質問をいたします。

４月当初は新分別ルールに従って、燃やせないごみ、資源プラスチック等に分類して、収集しておりましたが、村で配りましたごみカレンダーには、細部にわたって、それぞれの種類のものが表示されております。これは、各家庭に全て配られてるものでございますが、これをやっぱり見てないのか、熟知してないのか、以前の分別法で持ち込まれ、現場では指導に大変苦労したところでありますが、また、違反するごみ、指導したルールに従っていないごみは、業者が持っていかないということで、それぞれの提出者の名前が書いてありますので、置いていかれたものに対しては、提出者のところへ持っていくというようなことがたびたびありました。その中でも、やはり組外、組に入っている方は、それぞれの常会、もしく

はそれぞれの立場の中で勉強したり、皆さんで話し合っていると思いますが、組外と言われる人の中には、違反が非常に多かったというふうに思っております。

そうしたところで、この組外という方には、組に入っている方は、この収集カレンダーは各戸に配布されるわけでありますが、組に入ってない方は郵送というようなことでありますので、その郵送の際には、より細かに、この注意項目をしっかり書き込んでおいていただきたいと思います。

現場では、そういうわけで大変な苦労があったわけですが、当然、いろいろと当初には苦情があったかと思いますが、このような苦情はどのように対応したか、その分別ルールについて質問をいたします。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　分別ルールの御質問でございます。平成31年４月から、この分別方法が変更になるということで、事前に各地区におきまして分別説明会を開催させていただきました。また、今御指摘にありましたようにチラシの配布、ごみカレンダーの配布等々もさせていただいたところであります。

随時電話や来庁時の相談等にも対応しております。実際、この１年間余りでありますが、かなりの相談は受けております。分別方法、そういったことによって、おおむね現在では浸透してきたかなというふうに思っておるところであります。分別方法の変更当初につきましては、かなり混乱もしたという、こういうこともお聞きをしております。その折に際しましても、しっかりと説明をしながらということで今までやってきておるところでございます。

この点につきましては、加藤議員も田畑区の衛生部の副部長さんということで御苦労もいただいたんじゃないかなというふうに思っております。地区の衛生部の皆さんには、大変な御苦労をいただいたところでございます。

村といたしましても、この分別方法が適正でない村民の方には、直接そのごみの内容を一緒に確認しながら、正しい分別方法を説明をするなどしておるところであります。

今後も引き続き、上伊那広域連合とともに、広報紙やホームページ、ケーブルテレビなどによりまして、周知に努めてまいります。また、ごみの資源化、リサイクル化によるごみの減量の協力についてもあわせてやっていく必要があるんではないかというふうに思っておるところであります。大分よくはなってきておりますけれども、まだまだ完全になっておるということは言い切れない部分がありますので、この辺は粘り強く周知をしていく努力をしてまいります。

燃えるごみの組成調査もやっておるところでありますけれども、先般は、この燃えるごみの中に乾電池が大量に含まれていたというような、そんなごみも発見されたところであります。まだまだ、浸透してないというか、モラルの欠陥といいますか、そんな状況がありますので、この辺もあわせて周知をさせていただきたいというふうに思っておるところであります。

以上でございます。

議　　長（丸山　　豊）　加藤議員。

７　　番（加藤　泰久）　今年度末、１年たちますので、あれですけども、最終的には大分改善されておりますので、これからもより一層の御努力をお願いしたいと思います。

続きまして、ごみステーションについて質問させていただきます。

宅地造成により、急に家が多くなったりして、現在は宅地造成から完成まで３カ月ぐらいで家が建つというような状況でありまして、既存のステーションに入り切れずに道路にはみ出したり、散乱しているというような状態となり、増設を希望したところですが、役場によりますと前年度設置希望がなかったので、ことしは無理だというような村からの答弁がありまして、田畑としては、仕方なく区が購入したというようなことでございますが、ステーション購入には村から２分の１の補助があるということであります。そうした中で、じんかい処理事業であるので、村がごみステーションを購入し、設置し、区に貸与し、区が管理運営に当たるべきではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議　　長（丸山　　豊）　答弁を求めます。

唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　ごみステーションの問題であります。ごみステーションの管理運営、所有、この点につきましては、村は補助金を出すという立場でありますので、当然区の所有ということになっております。その管理方法等につきましては、またさまざまな御意見をお聞きしながらというふうに思っておるところであります。ただ、現状の宅地といいますか、家庭、世帯数の増加によりまして、増設というのが当然出てまいります。増設希望は１年前にというか、新年度予算をする、予算づけをするときまでに要望は出していただくようにお願いしておりますけれども、緊急の場合につきましては、増設も認めておるというか、お出しをしておるというのが実態であります。補助金交付要綱に沿って申請をしていただければ、補助金交付をしてまいりたいというふうに思っております。

管理のほうにつきましては、また衛生部長会等で十分詰めていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

以上であります。柔軟にここら辺は対応しておりますので、よろしくお願いいたします。

議　　長（丸山　　豊）　加藤議員。

７　　番（加藤　泰久）　じんかい処理事業ということで、ごみの収集は村が行っているわけでありますので、ごみステーションの購入設置、村所有ということで考えるのはいかがなものかと質問をいたします。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　ごみの一般廃棄物につきましては、村が収集をするということで、これは義務づけられております。その過程の中で、各区にも御協力をいただかないと全村の部分というのは、なかなか大変な面もありますので、従来から各区に衛生部というものを設置をしていただきながら、管理もしていただいてきたところであります。この方法、ずっと定着をしておりますので、できれば今までどおりの方法ということを考えておりますけれども、この方法につきまして、かなり問題・課題あることも事実でありますけれども、それを解決しなければ、区で収集困難ということであれば、また衛生部長会等で十分協議をしていく必要があるというふうに思っておりますので、その点は、そんな御理解でお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　加藤議員。

７　　番（加藤　泰久）　今後の検討に委ねてまいるところであります。

次に、各区の衛生部への委託業務、それについて質問をいたします。

各区とも区長や部長は１年で交代であり、初めてのことが多い場合が多いわけでございます。年３回の衛生部長会では、説明が不十分でないかと思うところであります。各区とも、衛生部、事業が多くて、役員の負担が大きく、役員のなり手がないというようなことを聞いておりますが、村からの衛生部への委託業務はどんなものがあるのか。また、ごみ収集時には、今、各区、それぞれ違いますが、区とも立ち会っておりますが、これは村の要請があるものであるかどうか、その辺もあわせて質問をいたします。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　各区の衛生部の委託業務につきましては、村からお願いをしているというのが今の実態でございます。衛生部長さんを初め、衛生部の皆さんには多大な御苦労もいただいており、本当にありがたく思っておるところでございます。

この辺は、役員のなり手という話もありましたけれども、ほかの区からもそんなお声も聞こえてくるところであります。ただ、こういったことはみんなでやっていく、行政で全てをやるということではなくて、各区含めて、各団体含めて、大勢の皆さんの御協力をいただきながら、村の行政を進めていくということ、このことも大切なことであります。

南箕輪村、思い起こしていただければ、平成16年、自立を選択をいたしました。そのためには、汗もかく、手を出すけれどもというような、こんな機運もかなり広がっていたところでありますけれども、なかなかそれから十数年たちますと、そういった機運というのが若干薄れてきておるということになってきております。

問題点等につきましては、行政として、それぞれ課題解決に向けて努力をしていかなければならないというふうに思っております。

各区の衛生部の事業に対する取り組み方等々につきましても、先進的といいますか、うまくやっておるなと思っておるところもあるわけでありますので、そういったところの情報共有等もやっていく必要があるのかなというふうに思っております。衛生部長さんや、そういった皆さんが毎回立ち会うという、こういうことではなくて、各区の衛生部の皆さんが交代でやっておるというふうに思っております。私も何年か前に衛生部、組の係やりましたけども、年に３回立ち会いをさせていただきました。１年のうちの３回ということで、これはやりましたけれども、さほど負担にもならなかったのかなというふうに思っておるところであります。

この辺はまた、そういった横の情報共有ということをしながら、負担軽減ができていけばというふうに思っております。

衛生部の仕事といたしましては、ごみステーションの管理運営等々であります。そのほかには、村内一斉の美化運動などへの活動や、ごみ収集カレンダー等、指定袋等の配布が主な仕事となっておるところであります。

ごみのそういったことに対する委託料であります。これは、当時は分かれて出しておりました。平成27年度よりごみの部分として、いわゆる健康の部分の健やか係の部分、こういったものを一括して区に行政事務委託費ということでお支払いをさせていただいておるところでございます。当時出していたごみの委託の部分につきましては、各区均等割が２万5,000円、世帯割１戸当たり90円ということでお出しをしておりました。これは現在も変わっておりません。区の行政事務委託費の中で含めて各区にお支払いをしておるということでございます。

行政事務委託費も、世帯数もふえている関係、戸数もふえている関係で村全体といたしますと、年間にしますと各区にお支払いする部分、約でありますけれども、900万円近くになっておるというのが実態であります。

そのほか、区長さん、個々にお支払いをする嘱託員手当というのを含めますと1,000万円くらいの額が出ておるというのが実態でございます。この辺につきましては、またいろんな御意見をお聞きしながらということでありますけれども、いずれにいたしましても、各区の衛生部の皆さんに担っていっていただかないと、なかなか難しい面もありますので、そんな点はまた衛生部長会でもお願いをしてまいりますし、区長会からも、さまざまな御意見をいただいております。それらも参考にしながら、また検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、これは、村民、ごみの問題につきましては、村民全体にかかわる問題でありますので、それぞれの村民一人一人も考えていただく必要もあるのかなというふうに思っております。行政と各区と一体となってやっていかないと、うまくやっていけないということになろうかと思いますので、その辺はまたお願いもいたしますし、課題等につきましても、お互いに共有をしながらよりよい方向へ進んでいければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　加藤議員。

７　　番（加藤　泰久）　私も、村長の言われるように、各区、各戸で出すごみについては、それぞれ収集場所で収集し、取引業者の車まできれいに保存しながら、分別を上手にしながらということは、ごみを出す一人一人がそのつもりになってやっていこうじゃないかというような意見で、私も指導してまいりましたので、今後とも区民、村民全体でそういうものに取り組んでいく必要があるかと感じておるところであります。

それで、これは村報の３月の10ページにこういう記事があるんですが、これについて、ちょっとわからない部分があるんで、10ページのごみ収集カレンダー及びチケットの配布という欄の中で、「なお、本村に住民登録がない方は役場に申請していただく必要があります」という項目があるんですが、住民登録がない方が、役場へ来て、すればごみを出してもいい、これどういうふうに解釈したらいいかというようなことが、ちょっとわからないので教えていただきたいんですが、一番問題になっておるのは組外、もしくは区外と言われるような人たちが置いていくごみが分別、いろいろできていないという部分でありますので、この項についての解釈、どのようにしたらいいか、ちょっと説明をお願いします。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　村に住所を移してる場合には、住民登録、住民票を移していただく、住民登録をしていただく、このことが原則になっておりますけれども、主に学生さんは、なかなかそういうわけにいかないわけであります。本村にいる学生が外に出ていく場合も、ここに住民票を置きながら外部に出ていく人がおりますし、南箕輪村の場合には信州大学農学部があるわけであります。そういった皆さんにつきましては、全員が住民登録をして異動をしているという、こういう実態でないわけでありますけれども、そういった皆さんがおいでになりますので、そのような処理をさせていただいておるというのが現実・実態でございます。

以上です。
議　　長（丸山　　豊）　加藤議員。
７　　番（加藤　泰久）　それでは、この項目については、ただいま説明あったように、学生さんがそういうような状況にあるということで理解いたしました。
次に、高齢者介護について質問をいたします。
人口が増加し、保育園、小学校、中学校等の施設に目が向けられて、話題も集中しております。県下一若い村でありますが、高齢化率も23.6と、年々高くなってきております。毎年、今後も高齢者に対しては注視していかなければならないと考えております。これは、あすは我が身かというような思いであります。
それで、社会の変化に伴って核家族化が進んだり、独居や老老介護がふえております。村では、その人数や世帯数を把握しているのかどうか、またどのように対応しているのかについて質問をいたします。
議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。
村　　長（唐木　一直）　高齢者に対する質問でございます。子育て中心の村というような前段でお話がありましたけれども、本村の高齢者関係の福祉、決しておくれておるわけではありません。本当に進んでおる部分のほうがかなり多いということであります。
きのうも予算審議の中でもお話ししましたけれども、国保では結核検診に国保を適用させているのは本村のみでありますし、介護サービスの還元をしておるというのも本村のみであります。と同時に、老人医療につきましても、68歳以上の非課税世帯でありますけれども、償還払いとして負担金を出しておるのは本村特有な状況でありますし、介護しておる皆さんの介護手当につきましても、郡下で最高額を出しておるところでありますので、子育て、老人福祉、極めて先進的といいますか、進んだ事業をやっておりますので、その点は御理解をいただきたいなというように思っております。きょうは、傍聴者が大勢おりますので、そんな点は若干述べさせていただいたところであります。
現在の高齢化率、県下一若い村といいましても、23.6％であります。これ、年々高くなってきております。そのことは事実であります。ただ、この高齢化率も国の平均よりもかなり下回っておるのが実態であります。
住民基本台帳上の75歳以上の人口は、３月１日時点で1,906人であります。この率にしますと24.4％でありますので、全体の高齢化率よりも若干高い数値となっております。
このうち、ひとり暮らしの方が465人であります。
申しわけありません、この24.4というのは、75歳以上の人口のうちのひとり暮らしの方が465人ということで24.4％ということであります。
実態とすればそんな状況でございます。
以上です。
議　　長（丸山　　豊）　加藤議員。
７　　番（加藤　泰久）　高齢者介護にも大変力を入れているという村長の答弁でございましたので、それぞれの皆さん安心しておるかと思います。
続きまして、今後の対応についてということで質問いたしますが、新聞等で今出ている中で、こんなような記事がありましたので、ちょっと紹介したいと思います。
議　　長（丸山　　豊）　加藤議員、この２番の老老介護の世帯数はよろしいですか。

先に質問どうぞ。

７　　番（加藤　泰久）　中で、家族介護をする立場から、今大変だという中で、社会全体で支え合う介護の社会化ということを目指して誕生したのが介護保険だというように述べられております。そうした中で、制度を導入した機会に介護という概念は常に、急激に広がり、介護離職、老老介護などというような言葉がメディアで広く取り上げられております。そうした中で、要介護と認定された人数と、介護保険にかかる費用が急増しております。５年には、特養や介護施設の食費や部屋代は原則自己負担にということになってきており、12年では、掃除や洗濯をする訪問介護の時間の区切りが60分から45分というように短縮されて、負担がふえ、サービスが縮小するというような傾向にございます。そして、今後は高齢人口がふえる一方で、今後、15歳から64歳の現役世代が急減する、減るということで18年には高齢者１人を現役世代が2.1人で支えるというような計算になるというような報道もされております。

そして、独居や老老というような世帯がふえる中で、今までの介護の方式がちょっと変わってきてるというような傾向があると、同居の主な介護者を見れば、今までは息子の配偶者による嫁介護というようなことがありましたが、これが減り、男性介護、夫や息子ですね、これ、または実子介護、娘や息子たちがふえたというようなふうにも報じられております。

そうした中で、国は住みなれた地域で暮らし続けていけるように、地域包括ケアというようなことを進めるというように言っております。地域包括支援センターが期待されておりますが、大変難しい問題でありますが、その辺について質問をいたします。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　介護の問題、大変難しい問題であります。老老介護の世帯の御質問出ておりますので、若干申し上げておきたいと思います。

老老介護の定義というのは、幾つかあるわけであります。夫婦同士の介護、もちろんこれは老老介護でありますけれども、今多くなってきているのが65歳以上の息子が親を介護する、このことが多くなってきております。これも老老介護であります。65歳以上の人が親を見てる場合は老老介護になるという、こういうことであります。65歳以上の介護認定者、１月31日現在、要介護１から５が417人となっておるのが実態であります。

これからどうしていったらいいだろうかというのを、これはきのうの予算審議でも申し上げましたけれども、一番頭の痛い問題であります。本村の場合、医療、介護、福祉、この連携をどう構築をさせていくのか、これは本当に難しいなというふうに思っておるところでありますけれども、ただ難しい、難しいと言っていても前に進んでいきませんので、何とかしなければいけないという思いで、今一生懸命、地域のリーダーをまず、地域ごとに支え合う仕組みというものをつくっておるところであります。これもうまくいっているかというと、なかなか難しくて、前に進んでいないというのが実態であります。この辺は地域包括支援センターでやっておるところでございます。

民生委員さんの活動、このことにも頼らなければなりませんし、今、少し前に、まっくん生活支え愛事業というのも始めました。ちょっとしたことは、隣近所でという、こういうことで考えております。地域の皆さんのお力もおかりをしておるところでございます。自主的なサロンとか、自主的なそういった場所というのは必要になってくるというふうに思っております。この辺をどうつくっていくのか、検討しながら今やっておるところでありますので、

これは長い目で見ていただかなければならないかなというふうに思っておるところであります。在宅介護、施設介護、両方あるわけでありますけれども、できれば在宅でという、こういう国の方針であります。しかし、どうにもならない皆さんは施設介護という、このこともやむを得ないだろうというふうに私は思っておるところでございます。

医療、介護、福祉の連携、しっかりと構築していく必要があるという認識は持っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

その中で一番問題なことは、医師不足であります。本当に、家庭を回って診ていただけるような先生方がいなくなってしまったという、このことが一番大きな問題かなというふうに思っておりますので、この辺はまた村の制度も考えながら、医師確保をどうしていったらいいかということも、これから真剣に考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　加藤議員。

７　　番（加藤　泰久）　大変難しい問題であるわけですが、現在では、御近所の皆さんやら、民生委員の方に見守っていただきながら、地域で見守っていくというような感じの中で、村としても確実なる前進をお願いするところであります。

続きまして、小・中学生の体力測定について質問をいたします。

文科省は、毎年全国で小学校５年生と中学２年生対象に、体力測定を行っております。その結果を発表しております。私も２年前に同じ質問をいたしましたが、そのときの答弁は、おおむね平均水準であるということでありました。２年たちましてどうなったのかということが気になりましたので、質問をいたすところでありますが、この結果は、数値で発表されるものであります。お手元の資料は教育委員会からいただいたものでございます。字がちょっと細かくて見にくいわけですが、小学校が１年から出ておりますが、中学生については、後で資料をいただきましたので、その次のページというようなことになっております。

それを見ていただいた中で、また話進めてまいりますが、健全なる精神は健全なる身体に宿ると、この言葉がありまして、私も大変いい言葉だと思って、これはローマの詩人のユウェナリスが言ったと言われております。小学校、中学校時代には、学力、体力、精神力が伸びる大変な時期であると思います。当校のある場所は地理的によい環境であると思うところでありますが、資料を見ていただきますと、小学校５年の男子・女子においては、全てにおいて平均値以下、中学２年においては、握力、50メートル走が平均値より上でありますが、ほかは全て平均値以下であります。

この理由については、さまざまあるかと思いますが、今現在は屋外での活動が少なく、屋内でのゲーム等の時間が多く費やされているというようなことが影響しているんじゃないかというような報道もされておりますが、この理由についてお尋ねをいたします。

議　　長（丸山　　豊）　答弁を求めます。

清水教育長。

教 育 長（清水　閣成）　小学生の体力測定についてということで、御質問をいただいております。議員今お話しされましたように、全体的に本村の小・中学生の体力測定の結果、今回、低い状態にあります。少し詳しく見ると、今お話しされましたけれども、高い数値でいいますと、長座体前屈、体を前に曲げる、それが男子でいいますと小学校１、３、４年生、

それから、女子は１、６年生が高い数値になってるかなというふうに思ってます。
　それから、50メートル走ですが、男子１、２、３年生、女子３、４年生、それからボール投げが女子１、２、３年生が高いというか、平均より上という状況になりますが、ほかの多くの項目が低く、体力合計点は、どの学年、項目とも若干から数ポイント、最大では7.7ポイント低い状態が見られます。
　先ほどお話しされましたけれども、2017年度に同様の御質問をいただき、５年生のみが対象でしたが、平均と比べて、でこぼこがありながらも、平均的かなという、そういう答弁をさせていただきました。
　ことしは、全学年実施しており、全体として、先ほど申し上げましたけれども、低い状態であります。
　当時５年生、今２年たっているので、中１になるわけですけれども、中１の体力テストの結果がございません。で、２年間の育ちの状況を見ることができないという、そういうこともありますので、来年度は２年間たったといいましょうか、今の５年生にあった、その結果がどうなるかという、そこを注視していきたいなというふうに思っています。今年度の中学２年生の状況ですが、男子は握力、それから50メートル走が国・県平均よりも若干高い、あとはほぼ同じか、２ポイント弱低い状態。女子は男子と同じく、握力、50メートル走が国・県よりも若干高く、あとは若干、あるいは最大6.59ポイント、これは20メートルのシャトルランでございますが、低くなっております。
　その理由についてなんですけれども、このことが大きな原因、あるいは要因という明確な答えを私自身持ち得ていません。子供たちの状況というのは、２年前と余り変わらない、体育の時間は積極的に体を動かします。すごくいい顔をしてね、動くんですけれども、その他の時間では、余り体を動かさない、そういう状況も見られます。特に女子が休み時間など、体を動かすことが少ないかなと、そんなことも感じているところであります。
　女子の場合は二極化といいましょうか、動かす子と動かさない子、そういうこともやはり傾向として見られてきてます。今始まったことではないんですけれども、小学校のときから、だんだん中学へと学年が進むにつれて運動離れ、特に女子はその傾向があるかなと、そんなことも特徴です。
　先ほどおっしゃられたように、外で遊ぶ機会が非常に減ってるかなという、そんなことあるわけですけど、それも一因かなと、そんなことを思っております。
　中学生の部活動なんですけれども、じゃあ、運動系が少ないかなというと、学年によって若干文科系が多かったり、運動系が少なかったりとか、あるいは逆に多かったり、そんな傾向があるわけですけれども、全体としては運動系に入っている生徒、それから文科系に入っている生徒、大体ずっと同じ傾向で、割合的には入っているかな、そんな状況がございます。
議　　長（丸山　　豊）　加藤議員。
７　　番（加藤　泰久）　そういう結果の中で、今後の対策はということで質問いたしますが、この理由からいっても、家庭に頼っては体力が上がるということは、まず無理だというふうに考え、これは体力増強は学校に頼るしかないというように考えるものであります。
　そして、２年前の結果が出たときの新聞を読んだところ、記憶の中で、長野の学校で劣っている部分のものを学校の授業前だか、休み時間だか、５分間とって、全校でやったところが、結果としてはいい結果が出たというような報道もされております。そんなようなことで、

教育長、今後の学校での取り組みみたいなものがありましたらお話しを願いたいと思います。
議　　長（丸山　　豊）　清水教育長。
教 育 長（清水　閣成）　学校という限られた時間の中、またカリキュラムといいましょうか、固まっているというか、当然整えられている、その中で運動にかなり力を入れるというのは若干難しさがあるかなという、今議員おっしゃられたように、例えば、朝とか、あるいは業間の休み時間とか等々の取り組みというのは、これから検討してまいりたいなというふうに思っておりますが、いずれにしろ、子供たちがどう体を動かすか、そこを大事にという、そういう意識を持ちながらというふうに思っています。
　今後の取り組みとして、私考えるに３点、今思ってることありますのでお伝えします。
　１点目ですが、今までとこれは同様でありますが、体育の時間を中心に体を動かすこと、子供たちも本当に体を動かすことはやっぱり好きですので、それを大事にしていく。それから、縄跳びの奨励、あるいは校地内の、先ほどのランニング、あるいはマラソン大会も例年行われている、あるいは経ヶ岳強歩の事前練習等々、学級内でも体を動かしてのレクとか、そういうようなものをやっぱり大事にしていく必要があるかなというふうに思っています。
　やはり家庭でも、そこはいろんなところで体を動かす、それをお願いしたいなというふうに思ってます。
　それから２点目ですが、今回、数値的なもの、体力、運動能力、これ数値で出てますが、生活実態アンケートも行っています。この結果は、子供たち一人一人に返していくものですので、自分はどうだろうという、そこを子供たちが丁寧に、自分の体を知っていく、体力について知っていく、それを大事にしながら、学校で、あるいは家庭でしっかり話して生活していく、そこが大事かなというふうに思ってます。
　もう少しください、時間を。２年生の結果なんですが、先ほどの生活実態調査アンケートと体力の数値のクロス集計が出ています。そこで、注目したのは、わくわくクラブが大きな存在になっているという、男子生徒はわくわくクラブの運動系に入っている、部活に入っている生徒がすごく体力の合計点は高いです。次に、４ポイント差で文科系、わくわくの中の文科系、そしてどちらにも入っていない生徒が10ポイント以上の差と、そういった意味合いで、わくわくの持つ意味は大きいかなというふうに思っています。
　女子の場合も、運動系が高くて、それから文科系、それで横並びで所属していない、そういう状況になっているので、わくわくクラブを大事にしながら、入会してしっかり活動していく、そこが大事かなというふうに思っております。
　それから、もう少し、村は運動遊びを14年間続けてきています。運動遊びの成果というのは、例えば、ボールを投げるとか、速く走るとか、そういうところに観点というか、中身的なものはない、ないというか、関連するんですけども、もっと脳の発達とか、いわゆる調整力を育てるという、そこに関与しているかなというふうに思っています。聞いたところでございますが、村の子供たちは、しっかりこうやってパスとか、体がしっかりしている、きちんと立っているとか、そういう言葉を外の方からいただいていることもあったりしてますので、運動遊びは引き続き継続してというふうに思っています。
　済みません、時間ない中でございますが、駆け足で申しました。
議　　長（丸山　　豊）　加藤議員、時間来てますので、まとめてください。
７　　番（加藤　泰久）　学校においては、今後とも学力の向上、体力の向上に向けて、ぜ

ひとも子供たちに教えていっていただきたいと思います。
残念ですが、私のひとり言を言おうと思いましたが、時間がございませんので、ひとり言は次回に持ち越すことにいたします。
傍聴ありがとうございました。以上で私の質問を終わります。
議　　長（丸山　　豊）　これで、７番、加藤泰久議員の質問は終わります。
ただいまから10時まで休憩といたします。
休憩　午前　　９時５１分
再開　午前　１０時００分
議　　長（丸山　　豊）　休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。
議席番号２番、山﨑文直議員。
２　　番（山﨑　文直）　議席番号２番、山﨑文直です。きょうは東日本大震災からちょうど９年目で、たしかこの９年前のときも、ここで議会が開かれてたわけであります。いまだに復興が進まない部分でありますけれども、一日も早い復興を願うところでありますし、９年後のきょうこのごろは新型コロナウイルスの影響で、日本中、世界中が大変な状態に陥っていると、こういう中でいろんな関係者の方々、企業の皆さん、非常に大変な目に遭ってるなと、こういうことで一日も早い収束を願うところであります。本当に、この村の中でも教育関係者の皆さんも、初めての学校の休校と、こういうようなところで大変かなというふうに思っております。同時に、こういう機会ですので、子供たちがどんな生活をしていくのかと、こういうことも調査というか、いろんなところで見守っていくことが大事かなというふうに思うわけであります。
今回、私は２点について質問をいたします。
１点については、大芝高原に関する質問であります。
大芝高原は、近年非常に注目をされてきているところであります。道の駅の開駅後、それから、これからはまた県の防災支援の拠点施設にもなるということで、いろんな意味で、かつて私がかかわった部分では、かつて大芝高原で建物が１つもない、山また山の中の状況から、すばらしい発展を遂げてきているこの大芝高原です。これからも、この大芝高原、大事な資産ということで生かしていくことが必要じゃないかなということに思い、提言とも、また質問ともいう感じでするところであります。
この議会で示された、お配りいただきました南箕輪村開発公社の経営状況も見させていただきました。事業計画書にもなっております。それによりますと、道の駅の効果があらわれてきているということで、それから今後はこの大芝高原をいわゆる観光ですね、行楽の目的地となる道の駅を目指すという計画にもなっております。そういう意味で、現場を初めとする関係者の皆さんが、これからも頑張っていく姿を頼もしく感じているところであります。そういった意味で、４項目にわたっての提言等をしてみたいというふうに思います。
大芝高原や、村長が前々から発言しております、いわゆる癒しの森、これも引き続きセラピーロードを初めとして、進めていくわけでありますけれども、それにこれからは観光面でも積極的にＰＲすることが重要ではないかなというふうに思います。
その点で、１番目の質問であります。道の駅というのは、いわゆるトイレだとか、駐車場だとか、そういう部分で24時間の対応という面があります。そういうところで、この今ある大芝高原では、いろんな施設の中で食事等を提供する場所が大芝荘からパル大芝、味工房、

それから大芝の湯という、４カ所の食事を提供するというところがありますけども、今までのシステム、それから令和２年度の事業計画書でもありますが、木曜日の中で、毎週ではありませんけども、木曜日の中で一斉にこの食事を提供するところが休みになっておるところがございます。従来どおりということであります。そういう点では、道の駅でいろんな人が遠くから、県外からも、いろんな方が訪れるようになったという話もあります。そういう中で、木曜日一斉に食事をするようなところがなくなってしまうというのも、今後においては寂しいものがあるんではないかなということで、これについては、今後、観光の面でもＰＲをしていくという立場の中からは、何カ所かは食事が提供できるような箇所を、営業するという、そういう体制にしていくことが必要ではないかなというふうに考えますので、これについての考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

議　　長（丸山　　豊）　答弁を求めます。

唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　２番、山﨑文直議員の御質問にお答えをいたします。

大芝高原の道の駅に対応した一斉休業のシステム、この問題でございます。

道の駅効果、確かに出てきているところであります。大芝の湯なんかを見ますと、入場者もふえてきておりました。ただ、ここに来て、この新型コロナウイルスの影響が出まして、２月、３月は全くだめです。本当に悲惨な状況であります。これは、うちの施設ばかりではありません。この辺は、また対策、対応をとっていかなければならないというふうに思っておるところであります。

道の駅につきましては、これは道路利用者の休憩スペースであります。これに加えまして、買い物だとか、食事等のさまざまな楽しみ方ができる施設が付随しているという位置づけとなっておるところであります。駐車場、トイレ、情報コーナーについては24時間利用ができること、このことが必要であります。その他の付随する施設につきましては、事業に合わせて設置者が運営することとなっております。そんな位置づけになっておるところであります。

大芝の湯につきましては、これは保健所の指導もありまして、週１日の休みにして、安全対策を行っております。したがいまして、大芝の湯の食堂も休みとなっております。

ほかの施設につきましてであります。大芝荘味工房は、基本的には第１、第３、第５の木曜日が休みになります。したがいまして、２週間に１日、全施設が休みになってしまうという、こういう実態で今はあります。

しかし、利用状況によってでありますけれども、８月であるとか、イルミネーションフェスティバル期間中につきましては、休みなし、あるいは夜間でも営業をしておると、こういうこととしておるところであります。

このことは今、かなり定着をしてきておりまして、第１、第３、第５週の木曜日は公園内を散歩する人以外の姿はほとんど見られないという実態でございます。

そういったことから、これからどうしていったらいいだろうかということも考えていかなければならないということは御指摘のとおりであろうというふうに思います。とりあえず、令和２年度につきましては、パル大芝、公園の利用状況などから、営業時間を延長いたします。これも利用者の利便向上ということで、１時間延長をするという試みでやってみたいというふうに思っております。

ただ、問題は食事をするところがないという、この部分と施設の運営の効率化という、こ

のことも考えていかなければならないところであります。１カ所を開きますと、管理するその分野も人が要るという、こういうことになってまいります。大芝荘、味工房自体が、かなり営業成績がよければ、そのことができるわけでありますけれども、それを山﨑議員の御指摘のあったことをすることによって、さらに営業が厳しくなっていくという、このことは考えていかなければならないというふうに思っておるところであります。

例えば、大芝荘のパル大芝をやっている場合は、その皆さんだけではなくて、管理部門、事務分野も１人は必ず必要になってまいります。味工房につきましては、食堂部門は委託をしてあるところでありますけれども、ジェラート部分は一緒にやっておりますので、この辺もなかなか難しいかなというふうに思っておるところでございます。

委託をしてある面で、ほかの施設が休みで、本当に営業として成り立つのかどうかという、こういったことも考えていかなければならないところであります。もう少し知名度を上げる、このことは必要でありますんで、そういったことが知名度が上がり、大勢の皆さんが訪れていただけるようになれば、当然、そういうふうになっていく、していかなければならないというふうには思っておりますけども、現状では、それは効率化の面からいって不可能かなというふうに考えておるところであります。

そして同時に、通常の維持管理だとか、点検だとか、そういったことをしていかなければなりませんので、一斉休業のほうが効率的に行うことができるという、こんな利点もあるところであります。

同時に、今、こういった職種につきましては、人がなかなか来ていただけないという悩みがあるわけであります。開発公社の職員、休日を確保する必要があります。現行の一斉休業日に休んでいただいておるというのが実態であります。これをあけるということになると、またどこかで休みをとっていただかなければならない、ただでさえも少ない人数でやっているところに、また職員の負担がかかってしまうという、こういうことも出てまいります。今の状況で考えますと、これ以上職員をふやせないというのが実態であります。そういったことをとることによって、職員数をふやさなければならないという状況も生まれてくるんではないかというふうに思っておりますので、その辺は、そんな御理解でお願いができればというふうに思っておるところであります。人手不足という、このことも影響しておるところでございますし、また、今盛んに、この働き方改革というのが言われるようになってまいりました。この辺も、公社職員につきましても、働き方改革というのは必要でありますので、その辺も加味すると、なかなか御提言をいただきましたけれども、御提言どおりには、当面の間は、これは難しいというふうに考えておりますので、そんな点は御理解もいただきながらということであります。

さらに、大芝高原、魅力をアップしながら、大勢の人が訪れていただけるという、こういうふうになれば、当然そうなってくるという、この前段の努力をまずしていく必要があるというふうに思っております。

開発公社の経営状況もお出しをして、計画もお出しをしてあります。また、経営状況もお出しをしていかなければならないというふうに思っておりますけれども、今年度の場合は、この２月、３月の痛手、これは本当に痛かったなというふうに思っております。開発公社自体につきましては、多くの指定管理料を支払っておりますけれども、公園管理を含めてということになっております。同時に、健康プラザ、もっと活用方法を考えていかなければなり

ませんけど、このプラザの運営管理を含めてという、こういうことになっておるわけであります。そういったことを除けば、そこから上がる収益で十分賄っていける、入湯税だとか、たばこの売り上げの費用だとか、そういった部分で賄っていけるというような、そんな状況も生まれておりますので、その辺はぜひそんな御理解もいただければというふうに思います。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　山﨑議員。

２　　番（山﨑　文直）　既に令和２年度の事業計画が示されてるところでありますので、今すぐというわけではございませんが、今の答弁の中で、パル大芝を時間を延長して運営するという１つの前向きな姿勢が示されましたので、それについては非常に期待をしたいというふうに思います。

かつても、パル、長くやったこともありますし、今、味工房も予約すれば、夜も営業してもらえるという、そういう形にもなってます。いろんな意味で前向きな取り組みを、人手不足もありますけども、されることを期待をしたいというふうに思います。

それで、次の２番目の質問であります。大芝高原、総合的なガイドという部分の点であります。

昨年、私どもも上伊那の議員研修の中で、大芝が当番になりまして、その中で協力隊の方からも大芝高原のガイドをしていただいて、とてもありがたかったわけであります。そういう意味で、私どももいろんな観光地、今行きますと、いろんなところでボランティアも含めてガイドをされるようなシステムができてきております。私も以前に天地人の関係で新潟へ行ったときにも、春日山城のところを何人かのボランティアの皆さんがグループを組んで、当番で予約があれば観光客の皆さんに、一緒にガイドをしてくれるというような形でありました。いろんなところでそういうことがされてきております。そういう意味で、これからも大芝高原が言ってみれば一流な観光地を目指して、そういったガイドの方を養成してみてはどうかなというふうに思います。

そうするには、やはり勉強もしなければなりません。大芝高原には数百種の植物、これはパンフレットになってますけども、ありますし、大芝高原、この伊那谷の地形の中央アルプスは南アルプスが何百万年前に押し上げたというような地形の部分もありますし、大芝高原から見る南アルプスのすばらしい遠景、それからいろんな動物等もいるわけであります。そういったことも総合的に学んで、大芝高原に訪れてきた人たちにガイドをしてあげるという、そういうことは単なる観光地っていうんでなくても大事かなと。例えば、毎年大芝高原にはいろんな学校の、中学生、高校生あたりの夏休みに合宿に来る皆さんもおりますし、家族連れで県外からおいでになる皆さんもいらっしゃいます。その皆さんが、トカゲを見て、子供が本当に喜んで、何もレジャー施設等がそんなにあるわけではありませんけども、満足して帰ったという、そういう話も聞いたことがございます。そういう点で、自然に触れ合う部分で、このガイドを養成していくというのは、非常に重要な視点かなというふうに思います。それには、ぜひ公民館活動等も利用したらいいのかなとか、そういうふうに思いますし、親林自然の保護の会の皆さんも活動していらっしゃいますし、公民館の自然観察会の中で教員の生物の担当の先生たちがガイド役を担っていただいたと、こういうような面もあります。そういったところを生かしながら、ガイドの養成をしていく事が必要ではないかなというふうに思いますので、観光協会のリーダーでもあります村長の考えもお聞きしたいなというふ

うに思います。
議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。
村　　長（唐木　一直）　ガイドの養成の御質問であります。ガイドには、大きく３つが考えられるんではないかなというふうに思っております。インストラクターの資格や専門的な知識などを有して、専門的にガイド案内する人は有料となるかと思いますけれども、こういったガイドの皆さん、また資格を持たずに、大芝高原の魅力や楽しみ方、自分の経験や体験などで伝えられる人、これはボランティアを含めての、そういった方になろうかと思います。そして、３番目といたしましては、全体を統括しながら、ガイドをしながら運営する人、この場合には、一般的にはコーディネーターなどと言われている人であります。こういった３種類が考えられるところであります。
　確かに、一流の観光地へ行けば、ガイドはいるわけであります。ただ、大芝高原が本当に一流の観光地かどうかというと、なかなかそうなっていないという面もあるわけであります。していかなければならないというふうには思っております。その中では、ボランティアを含めたガイドという、このことは必要であるというふうに思っておるところであります。
　大芝高原はもともと、健康と癒しの森ということで位置づけておるところでありますし、森林セラピーロードなどは、大勢の皆さんが利用していただいております。私もこのところの土日は、行事が全くなくなってしまいまして、暇になっておりますので、この土日、一般質問の整理をしながら、１時間半ぐらい、間を見て歩きました。久しぶりにリスを見ました。本当にそういった動物もいるんだなという、こういうことであります。そういったところも魅力かなというふうに思ったところでございます。
　このガイドにつきましては、森の交流施設のインストラクターとか健康運動士、地域おこし協力隊が役割を果たしていただいておるところでございます。
　今の大芝高原が絶対的に欠けておるというのが、先ほども申し上げました全体的を統括するコーディネーター的な人が欠けておるかなというふうに思っておるところであります。このガイドにつきましては、人材養成していかなければなりません。一朝一夕に養成できる、こういったものではございませんので、長い目で人材を育成していく必要があるというふうに思っております。
　当面は、地域おこし協力隊に期待をしておるところであります。やる気を持った人、積極的な人、豊富な経験を持った方、そういった方を期待をしておるところでありますけれども、この地域おこし協力隊、最近は募集をしてもなかなか来ていただけないという、こういう現実があるわけであります。このことも悩みの１つとなっておるところでございます。
　大芝高原を多くの人に楽しんでもらうには、他の観光地でも見られるような、自分たちの喜びや体験を分かち合えるボランティアで活動していただけるガイド、このことは大切かなというふうに思っておるところでございます。
　この辺は模索していきたいと思っております。観光協会を主体にしながらということになろうかと思います。そんなところはぜひお願いをしたいと思います。
　ただ、このボランティアの活動というのは、大芝高原の規模では、なかなかこれは難しい面もあるのかなという、このことも考えられますので、その辺も含めて、これから長い目で検討させていただければというふうに思っておるところであります。
　現在でも、大芝高原は森林セラピーガイドというような形でやっておりますし、自然観察

会の講師等々もお願いをしておるところでございます。そういった皆さんにも協力をしていただく中で、ボランティア的な組織が育っていければというふうに思っておるところでございます。

また、この大芝高原にある各種の施設を有効に利用して、ヨガだとか、ピラティスや、体をケアするための運動トレーナーなどの専門の講師にも協力をいただきたいなというふうに思っているところであります。運動健康士もおります。そういった皆さんと一緒に活動していただけるような、そんな講師も必要かなというふうに思っておるところでございます。

そんなことを考えながら、どうしたら大芝高原がさらに魅力を増していくのかという、このガイドというのも１つの提案でありますので、真剣に捉えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　山﨑議員。

２　　番（山﨑　文直）　いろんな方法があるかと思います。ぜひこういった養成の講座等も、もし、できたらいいなということで、最初からすごい高度なガイドということでなくて、できる部分から、余りお金をかけずに、ボランティアに期待していくという、そういうようなアイデアを出しながら、ぜひ、これは質問にはありませんけども、公民館のあたりでも取り上げてもらったらいいのかなというふうに思いますので、今後の課題としてお願いをしていきたいなというふうに思います。

３番目ですが、大芝高原にキャンプ場がございます。このキャンプ場もシーズンとなれば、非常に人気の高い場所であります。このキャンプする人たちというのは、意外とキャンプする仲間というか、グループがあって、そういう人たちの、情報源の中で、あっちのところに新しいキャンプ場ができたとか、キャンプ場が整備して、このごろキャンプの仕方も高度になってきまして、キャンピングカーで来て、場所によっては、そのキャンピングカーのし尿をそのキャンプ場でも処理してくれるというか、引き取ってくれるというか、そういうところもできたよという情報が、また仲間うちでどんどん拡散していくという、そういう部分があります。そういう意味で、今結構、自然に帰るという意味での家族でキャンプに来るという人たちが多くなってきてます。そういう点では、キャンプ場というのも、これからも魅力のある施設かなというふうに思います。

ただ、その中で、このごろのキャンパーの姿を見てみますと、家族で来る車が大型化していくという部分もありますし、寝泊まりするテントと、それに、今タープということで、日陰になるようなのを張って、ゆっくり過ごしていくという、そういうケースが多くなってきています。友達の中で、大芝高原も、道が非常によくていいんですけども、ちょっと狭いんだよねという話を聞いたことがございます。そういう点で、これからの課題として、大芝高原を整備していくという１つの計画の中で、キャンプ場のテントサイトというのを拡充、大きくしていく、それによってはテントサイトの数が減るということもあるのかなというふうに思いますけれども、今どきのキャンパーの要望に合ったようなテントサイトをつくっていくというようなことも必要だというふうに思いましたんで、今後の課題としておりますけど、この辺について、少し計画等がありましたら、また考えがありましたらお聞かせいただきたいというふうに思います。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　キャンプサイトの御質問であります。まず、実績から若干捉えていく必要があるかなというふうに思っております。今年度の状況でいいますと、件数といたしましては年間で1,409件、前年度に比べまして51件増加しております。人数では7,380人と476人の増加となっております。

こういったことを見ましても、道の駅効果になるのかどうかわかりませんけれども、ふえたということは、そういうことも影響しているのかなというふうに考えているところであります。

また、利用した月の問題であります。８月が全体の35％、これは最も多く、続いて５月の19％、これはゴールデンウイークがあります。また、９月の13％の順となっております。ここの８月、５月、９月の３カ月間で70％近く利用がされておるということであります。今までの利用実績から、夏休み中の利用者が本当に多くて、お盆は利用者が集中し、満員により、利用をお断りをしているという、こういうケースもあるわけであります。

その他の月では、現状の32あるキャンプサイトと４つのバンガローで十分利用可能な状況となっております。

ただ、今御質問にありましたように、現在のキャンプ場では、拡大を図るスペースがないということであります。と同時に、夏休みの期間中におきましては、共同の洗い場等は混雑いたしまして、これ以上の拡大を望まないという声も聞こえてきておるところであります。したがいまして、大きな車で来た皆さん、この余裕のあるときにつきましては、複数のテントを張る希望がある、大きな車があるというような場合には、２区画一緒に使っていただけるということも利用の方法かなというふうに思っておるところであります。

この辺は、申し込み時の宣伝だとか、ＰＲの必要性はあります。そういったことを宣伝をしながらということで今考えているところであります。したがいまして、現状の中では、用地もありませんので、新たにキャンプサイトの拡張等の計画は持っておりません。ただ、最近は手ぶらで来て、キャンプをしたいというような方、グランピング希望のお客様がふえておるという、こういう状況もあるようでありますので、そういったニーズには対応していく必要があるというふうに思っております。

味工房だとか、そのほかの施設の利用拡大にもつながってまいりますので、また新たな顧客の獲得が期待できる、こういうことから開発公社内部で検討を今しておるところであります。こういった皆さんの対応をどうしていくのかということも検討しておるところであります。

それから、森のコテージ、お試し住宅が４月から２棟オープンするわけであります。これすばらしい施設でありますので、大いに宣伝をしながらというふうに思っております。

それを含めまして、食材の提供、このことを積極的にやっていきたいなというふうに思っておるところであります。焼き肉をする、そういったものをそろえる、食材をそろえるということ、施設はそろえてありますけれども、そういった食材をそろえるという部分、積極的にやっていきたいという、こんなことも考えております。いろんなことをしながら利用拡大につなげていきたいというふうに思っております。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　山﨑議員。

２　　番（山﨑　文直）　キャンパーにも、いろんな人たちがいますので、全部が全部聞い

てるというわけにもいきませんけども、キャンプのスタイルが順に変わってくるという、そういう部分もある程度ニーズをつかんでいただいて、改良するところはするという形で対応していただければいいかなというふうに思います。食材の提供というのもすばらしいなというふうに思います。

つけ加えておきますけども、昨年、洗い場の奥にある多目的トイレ、低いところにあって、車椅子の人が通れないと言われたんですけど、村のほうで舗装してもらって、非常に使いやすくなったというふうにありますので、こういう点で改良もしていただきました。そういうお声も聞きましたのでお伝えしておきたいと思います。

４番目の、誰でも親しめるようなユニバーサルデザインを取り入れてというふうにしておきました。いわゆる、誰でもが使いやすい大芝高原にしていくことを目指してほしいということであります。前にも、そういう質問をしたことがございます。今回、例えば専門家を入れるとかということだけではなく、入れられれば一番いいんですけども、いろんな車椅子の人だとか、高齢者の人だとか、幼い人たちを連れた家族連れだとか、そういう人たちの何か意見を聞く、場所も見ていただいて、こういうところはこういうふうにしたほうがいいんじゃないかというような取り組みをぜひお願いしたいなと、今は道の駅でいろんな層の人が訪れるようになると思います。

ただ、例えば、陸上競技場の西側のマレットゴルフ場との間のところは、ずっと長い間砂利道でありますし、南北のところは、ガードパイプがあって、普通の人なら入って歩けますけども、少し障害を持った人とか、そういう方たちはなかなか使いづらい。それから、森林の中の遊歩道も、セラピーロードのほうが、チップを敷いたりして、結構通りやすくなってきたんですけども、６号線より北のほうのところは、入っていくと、途中で水たまりができちゃってて、歩きづらいとか、水路の上を渡るに歩きづらいとか、それから６号線の脇にある駐車場からセラピーロードに渡るところには、たしか茶色い横断歩道の部分の表示があったんですか、今は、何か、わかりづらくなってて、駐車場からセラピーロードへ渡るにも、てんでに渡るところ、はっきりしてないというような、そういう部分もあります。そういう点で、より一層大芝高原がいろんな人たちに使ってもらえるような、そういうのをどこかでみんなに見てもらったり、意見を聞いて、それを整備に生かしていくということが、これからはもっともっと大事になるかなと、こういう思いで質問をするところであります。

特に、調査をする大手のコンサルに頼むとか、そういうことではなくて、使ってる人たちの意見を聞くような機会、そういうのを設けて、この大芝高原の使いやすさというのを追求していくということが必要ではないかというふうに思い、質問するところでありますので、この辺について、考えをお聞きしたいなというふうに思います。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　時間がありませんので端的にお答え申し上げます。

大芝高原の一番の魅力は、自然の中で安心して楽しめることができる、この安心・安全の分野というのは、これは非常にすぐれているのではないかなというふうに思っております。

公園の中に入れば、車は通りません。そういった中では、安心して子供を遊ばせる最適な場所かなというふうに思っております。

また、遊具等々につきましては、まだこれから充実をしていく必要性は感じておるところでございます。

大芝高原の園路、車椅子利用者でも十分に幅等々確保してありますし、いわゆる舗装、自然に近い舗装もしてあるところであります。そういったことでは、できるだけユニバーサルデザイン等々に配慮しておるところでございます。

案内看板も今つけておるところでありますし、ただ、問題は看板につきましては、外国人向けの多言語表記がまだないというのが、これが問題かなというふうに思っておるところであります。

ユニバーサルデザインには、施設のみならず、文化だとか、言語だとか、そういった面のことも必要になろうかというふうに思っているところでございます。大芝高原自体は、これからいろんなことも考えていかなければならないというふうに思っております。先日も申し上げましたけれども、今、プールもすぐ使えなくなります。このときにどうしていくのか、あるいはそういったときに全体をどうしていくのか、こういったことも検討していく必要があろうかなというふうに思っております。今、大手のコンサルというような、いれなくてという、このことは、まさにそれはそのとおりだというふうに思います。利用している皆さん、村民の皆さんの幅広い御意見をお聞きしていくという、こういうことになっていくんではないかなというふうに思っております。

経年劣化で傷みが進んでいるところは、すぐ直していかなければならないというふうに考えております。この問題につきましては、たびたび議会からも質問が出ますアスレチック等の質問も出されました。この辺は使えるように、お金をかけずに使えるようにしていく必要はあろうかというふうに思っております。

また、トイレの問題がまだ全て片づいていないわけであります。この辺も大量に、多額なお金がかかりますので、計画的にやっていく必要があろうかというふうに思います。来年度につきましては、みんなの森の中にあるトイレ、つくっていくということで、改修をしていくということで予算づけをさせていただいておるところであります。できるだけそういったことに配慮をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　山﨑議員。

２　　番（山﨑　文直）　ぜひ、地元の人たち、村の人たち、そういった幅広い意見を聞く機会をぜひ設けてほしいなと、それを計画に生かしてほしいなと、こういうふうに願うところであります。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

２番目の質問であります。

先月の２月18日に議会の福祉教育常任委員会で東京都の千代田区の麹町中学校を視察することができました。申し込みが多くて、１回目は外れたんですが、これが実現してとてもよかったなというふうに思ってます。

幾つも参考になるところがありました。後での同僚議員の質問等もありますので、私はその中で、工藤校長の講演の中で一番印象に残ったのが、中学校の体育部門の中で、中体連の参加をしなくなったということで、校内の体育祭も生徒たちが自主的に計画し、楽しむ体育祭、そういうような目標で実施をしているということが非常に印象に残ったもんですから、この辺について教育長に見解をお聞きしたいというわけであります。

学校の体育は、いわゆる戦後の復興の中で、国民体育大会の中にも、いわゆる教員部門というようなものがありましたし、そういう体育の教育の部分で中学校だとか、高校だとか、

そういう先生たちが果たしてきた役割は非常に大きなものがあったなというのは承知をしております。

しかし、近年は体育の中の勝負にこだわるというか、いわゆる郡大会、南信大会、県大会、そういうような上を目指すというような大会が非常に強くなってきたなと、その傾向が強くなってきたというふうに思いますので、これがどこまでが正しいのかどうかというのは、すぐに判断できませんけれども、そういった意味でこの麹町中学、数ある学校の中で、この麹町中学校が、いわゆる中体連の大会に参加をすることを見合わせて、楽しい体育、そういうものを目指すというのも非常にすばらしいことだなと思いましたので、この南箕輪中学校の中で、すぐどうするかというのはわかりませんけども、現時点での教育長のお考えをお聞かせいただければと思います。

議　　長（丸山　　豊）　答弁を求めます。

清水教育長。

教 育 長（清水　閣成）　山﨑議員、麹町中学校に学ぶということで、今、中体連の参加についてということで御質問いただいてます。

結論から申し上げます。今、議員もお話しされましたけれども、現在の状況の中で中体連から距離を置くというのは非常に難しいかなというふうに思っております。子供たち、今、郡、南信、県、北信越、あるいは全中等々、その大会に向けてといいましょうか、勝ち負けももちろん大事にしながらも、チームの中、つながりも大事にしながらも、自分自身で部活へ打ち込んで、それで１つの張り合いとしての大会というか、そういうものがあるかなというふうに思っております。勝ち上がっていけば、それはそれでまた張り合いというふうに思っております。

それから、工藤校長先生のお話の中に、私、メモを探したんですけど、なかなか見つからなかったんですけれども、部活動はクラブに移行と、クラブチームに移行というふうに私は受けとめさせていただきました。それは、地域が、千代田区が、あるいは麹町中の学区が、周りがクラブチーム的なものがかなり充実している、そちらに放課後、子供たちは行って、そこでクラブチーム、例えばサッカー等々、具体的な言葉はちょっと私受けとめてませんが、そうすると、そこの中で練習をしながら、また大会等も組まれている、そこのところが整っていると、部活動と中体連、そこは距離が置けるかなというふうには考えます。また、近い将来、そんなことがもし描ければと思うんですけれども、というふうに思っております。現状としては、わくわくクラブ、お力をいただきながら、支援をいただきながら、部活動動いていますので、そこのところでは中体連は外せないかなというふうに考えます。

以上でございます。

議　　長（丸山　　豊）　山﨑議員。

２　　番（山﨑　文直）　現実では、確かにそのとおりで、ここで突然、上伊那の中で、南箕輪中学校だけが中体連を離脱という話になると、いろんな、大変な事態にはなるかと思いますが、これからの体育の中で、私は競技的なものについては、やっぱりクラブの中でやっていく傾向にあるのかなと。学校の中では、基礎体力だとか、ルールだとか、それこそ楽しむとか、そういった部門で体育の授業をやっていくということではないのかなというふうに、私個人的には思っていますので、そういう点です。

ぜひ、これは教員の働き方改革という部分でも、大いに参考になるのではないかと思いま

すので、ぜひこの辺を、難しいからもう検討しないよというんじゃなくて、今後の課題として捉えていただいて、検討を続けていっていただきたいなということをお願いをしたいというふうに思います。

以上で今回の私の質問を終わりたいと思います。

議　　長（丸山　　豊）　これで、２番、山﨑文直議員の質問は終わります。

ただいまから11時05分まで休憩といたします。

休憩　午前　１０時４８分

再開　午前　１１時０５分

議　　長（丸山　　豊）　休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

議席番号３番、原源次議員。

３　　番（原　　源次）　３番、原源次です。前置きは同僚議員が言われましたので、抜きにしまして、通告に基づいて、私は質問をいたします。

まず、農業問題について質問します。

最初に、第49回日本農業賞県代表において、集団組織の部で農事組合法人まっくんファームが県知事賞、ＪＡ中央会長賞、ＮＨＫ長野放送局長賞を、そして全国日本農業賞で特別賞を受賞されました。大変おめでとうございました。

今、農業をめぐる問題が山積しております。我が国の農業は農地面積の減少や農業従事者の減少、高齢化が進行しており、農業構造の脆弱化が進行、農家１戸当たりの農地面積は1.8ヘクタール、これは2006年です。ＥＵの９分の１、アメリカの99分の１です。農地の拡大、縮小に関して、調査したところ、拡大理由は農地を引き受けてほしいとの依頼、拡大する農地が隣接が多い、一方、縮小する理由は、高齢化で労働投入量が減少、農産物価格や、単位面積当たりの収益の低迷が多いです。稲作経営農家が多い南箕輪村においても、経営主の高齢化、後継者の不在、収益の低迷が規模の縮小につながっていると思われます。農地は、1961年をピークに一貫して減少してます。

そこで村内の農地の減少、遊休農地、耕作放棄地の実態はどうですか、質問します。

議　　長（丸山　　豊）　答弁を求めます。

髙木農業委員会長。

農業委員会長（髙木　繁雄）　久々に登壇の機会をいただき、また日ごろは村の農業に対し、さまざまな御提言をいただきまして御礼を申し上げるところでございます。

なお、７月はこの農業委員会改選となります。ひとつまた、いろいろと御提言いただくよう、よろしくお願いをしたいと思います。

では、３番、原源次議員の質問にお答えをいたします。

農地の減少状況ということでございますが、現在、村の農地の総面積は約930ヘクタールであります。でありますが、原議員御指摘のとおり、この５年間におきましての平均で約、毎年５ヘクタールほどずつ減少をしております。ほとんどが白地の農地でありまして、主な要因としては、宅地化への転用であります。少し前までは、太陽光発電への転用もありましたが、ここのところはわずかとなっております。

農業委員会としましては、農地を守る一点張りというわけにもいきませんので、人口増とか、あるいは他の産業の発展も踏まえて、転用許可の判断を行っております。

多くは、御指摘のように農地を手放したい志向によるものかなと考えられます。

次に、荒廃農地、遊休農地、耕作放棄地についてですが、これも１つ、荒廃農地という用語、これ用語なんですが、ありまして、それぞれ定義がありまして、少しずつ異なっております。でありますが、そのことはともかく置いて、きょうはここでは一般的に言う耕作放棄地について状況をお答えいたします。

農業委員会では毎年８月に地区営農組合と協力して農地パトロールを実施しております。それで、全ての農地の利用状況を調査しております。その結果ですが、平成28年度の12.7ヘクタールの耕作放棄地をピークに、29、30年と減少をいたしましたが、ことしは残念ながら前年よりも1.4ヘクタールほど増加し、約9.5ヘクタールでありました。これは村の全農地に閉める割合としましては、1.1％と、こういう数字になります。

以上でございます。

議　　長（丸山　　豊）　原議員。

３　　番（原　　源次）　中山間地域等直接支払制度や、多面的機能支払制度を使用して農地保全に取り組んだところは、耕作放棄が抑制されて、農地再生も進んでいると思われます。また、高齢化の進展や、担い手不足などで新たな荒廃農地の発生が大きく、見通しを上回ったと新聞等にも発表されております。南箕輪は、今言われたように1.1％ですかね、やられてるようですが、現行の対策だけでは農地減少がなかなか食いとめられないと思います。引き続き努力をお願いしたいと、そう思います。

現在、農家の高齢化は深刻で、農業従事者の平均年齢は70歳に近づいています。高齢者と呼ばれる人たちが日本の農業を支えています。新規参入者にとっては、補助金制度などが導入されたとはいえ、初期投資の費用が大きな壁となっています。当村での後継者対策はどうですか、質問いたします。

議　　長（丸山　　豊）　答弁を求めます。

唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　３番、原源次議員の御質問にお答えをいたします。

農業後継者対策の御質問であります。村内の産業は、地域の基幹産業がかつては第１次産業は主幹産業でありましたけれども、近年は第２次、第３次産業へ移ってきております。農業は兼業農家や土地持ち非農家の割合が高くなってきておるところであります。農業者の高齢化も進んできており、まさに高齢者が日本の農業を支えているというような、こんな状況も生まれてきておるところであります。

そういった中で、認定農業者や、まっくんファーム等の担い手の役割というのは、これはますます大きくなってきているというふうに考えております。

ここ二、三年の新規就農者であります。新規就農者は３名、インターンシップ１名であります。３名はそれぞれ親元や、また独自で就農をしておりますし、インターンシップの１名につきましては、上伊那農業高校の授業などで農業に興味を持ち、農業をやりたいという思いの中で、ＪＡのインターンシップ制度で就労体験をしておるところであります。

このほか、上伊那農業高校の卒業生でできれば農業をやりたいという志を持って専修学校で学んでいる若者もいるところでございます。農業、大変難しい産業であります。ふだんから農業に触れることがない人たちが農業に触れ、興味を持ち、農業を志す、小さなうちから農業に触れ、自然や農業に興味を持ってもらう、このことが就農では大事なファクターであると思っておるところでございます。そんなことが言えるんではないかなというふうに思っ

ております。

先日、農と食の審議会から答申を受けました。農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の中でも、担い手の育成を進め、担い手への農地の集積・集約を進めていくこととしています。村内では、現在、将来の認定農業者になる認定新規就農者に助成する国の農業人材育成事業や、まっくん野菜家等への法人で将来就農に向けて研修を行うＪＡのインターン制度等を利用いたしまして、農業に取り組んでいる青年もおり、今後もこれらの制度を活用して認定農業者や法人の作業従事者等の後継者を確保していきたいと考えております。

現状で申しますと、まっくんファームや、まっくん野菜家、認定農業者によって支えられているというのが実態でございます。

そんな状況の中で、新規就農者の相談の窓口としては、村だけではなくて、県の農業改良普及センターやＪＡ等、これらの関係機関と情報を共有しながら、相談体制を行っております。

今後も、これらの関係機関と連携を密にしながら、相談に当たっていきたいというふうに思っておるところであります。

一方では、小規模農家、兼業農家、小規模の兼業農家も大切な担い手であるというふうに思っておるところであります。今、農業の大規模化というのを国では進めておりますけれども、一方では、兼業農家の両立ができればというふうに村は考えておるところであります。

昔は、そうはいっても、みんな勤めながら農業をやっていたわけであります。そういったことが今ほとんどなくなってきている、このことが問題であるかなというふうに思っておるところであります。

いろんな状況があると思いますけれども、いわゆる一緒に生活をしてても、子供の農業離れというのはかなり進んできているんではないかなというふうに思っているところであります。

この兼業農家をどうしていくのかという、このこともしっかりと捉えていく必要があるんじゃないかと、昔のような、そういった形態ができれば、一番いいのかなという思いもあるところでありますけれども、そういったことも大切にしながら、受け皿としては、やはりまっくんファームや認定農業者という、こういうことになっていこうかなと思います。そういった中で、新規の就農者をどう確保していくかということ、現在でも何人かは毎年ありますので、それらを大事にしながら進めていく必要があるんではないかなというふうに思っております。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　原議員。

３　　番（原　　源次）　私もその１人の兼業農家です。私の小さいころは、よくおやじに畑に連れられ、田んぼに連れられていって、よく働かされたと言っちゃいけませんが、働いたものですが、今振り返ってみると、私も子供にはあんまり畑へ来い、田んぼへ来いとは言っていません。そういうところから改めていかなければいけないかなと思っていますが、農業の魅力を最大限に利用して、何か１人でも多くの農業者が生まれればいいかなと思っております。

今お聞きしたところによると３名プラス１名が農業を目指しているということでありますので、大変喜ばしいかなと思っております。

それでは次に行きます。

さきに述べましたように、当村では集団的組織のまっくんファームがあります。農業をする上では、大変ありがたい組織です。今後どのように発展させるか、また近年は大型機械、ＡＩを導入したスマート農業等が注目されています。後継者不足の対応や、高齢者の労働負担の軽減等、有意義と思われます。その点、村での取り組みの方向がまだ見えておりませんが、どのような考えかお聞きします。

議　　長（丸山　　豊）　答弁を求めます。

唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　農業につきましては、大変難しいなというふうに思っております。いろんな産業がありますけれども、私、15年間やってきまして、この農業問題が一番難しいなという考えでおります。昔でいいますと、今、原議員おっしゃいましたように、みんな農業やりました、子供たちも。私も勤めながら、五、六反歩、７枚くらいの稲作をしながら、勤めをしていたということでありますけれども、現在は全くやっていないという、こういうのが実態でございます。

２番目の質問といたしまして、スマート農業をどう展望していくかという、そういう質問であります。

現在のところ、手がついていないというのが実態でございます。スマート農業、今、いろんな技術が進んできております。ＩＣＴ技術、ＩＴセンサー等によりまして、水田の水位を感知する、別の場所にいながらスマートフォンで確認ができて、圃場の見回りを省力化する、あるいはハウス栽培では光センサーで日照度合い、温度センサー、気温等を感知する。露地栽培ではロボット化されたドローンが空を飛びながら、作物の生育状況などの情報を収集する。全ての圃場のデータが離れた場所のパソコンで一括管理され、収集された情報や栽培基準データなどからシステム化されたＡＩによりまして、病害虫の発生予察や病気の予防対策、そして最適な栽培環境のシステムを案内し、農産物の品質向上や生産力の向上が図られる、こういうことが言われておりますし、これからの農業というのは先端技術を活用しながら、農業形態になっていくものと思っておるところでございます。

また、ＧＰＳなどを利用したロボット作業が実現化されつつあります。ロボット化されたトラクターや、トラクターが田畑を自動運転で耕して、ロボット化された田植え機が田植えをする、まさにテレビドラマで行われていたロボット農業の機械は、昼夜を問わず稼働するようになるんではないかなという、こんな期待もあるところであります。

このスマート農業が進んでおるのは伊那市であります。伊那市の実態は、農業用ドローンを使って、水稲の除草剤を散布する、さらには直進機能つきの田植え機によって田植えをする。これは旋回は手動であります。真っすぐ進むときは何もしなくてよいということ。あるいは、自動給水栓による田んぼの水管理などを行う実証実験が行われておるところであります。

水耕栽培におきましては、ホウレンソウをロボットが早期収穫するなど、人工知能を備えたロボットがこれまで機械化できていなかった果菜類や果樹の収穫等の複雑な作業、色を判断して赤いトマトのみ収穫することができるようになるんではないか、なっております。そういった技術も進んできておるとこころであります。

従来、専門的な知識や技術を有する熟練農業者や数多くの労働力を必要とする農業現場に

おきまして、担い手の高齢化が急速に進み、労働力不足が深刻化する中で、オートメーション化された工場のシステムが農業現場に生かされて、農作業の省力化等が進んで、農業に対するイメージというのが大きく変わってきておるというのは実態でありますし、これからさらに進んでくるんではないかというふうに考えておるところであります。

本村の場合には、稲作など土地利用型農業が主であります。したがいまして、経営の少数の担い手により行えるものというふうに考えておるところであります。そういったことを考えれば、このスマート農業にも手をつけていく必要があろうかというふうに思っておりますけれども、このスマート農業の最大の課題であります、これは設備投資に莫大な資金が要るということであります。コストがかかる、このことであります。したがいまして、スマート農業の実現のためには、農業機械等の低価格化が絶対条件になってくるんではないかというふうに思っておるところであります。その辺が解消されていけば、かなりこういった先端技術の活用はできていくというふうに思っております。

まっくんファームは一村一農場の構想のもとで、大型農機械の効率的な利用や、経営面積をふやしながら、特別栽培米の風の村米だよりのブランド化の取り組み、信大生や上農生も参加して行った田んぼ体験隊は米づくりを通じて都市部や村内の非農業者の交流を図ったことなどが評価され、御指摘のように日本農業賞、集団の部で特別賞を受賞することができました。そういったことが評価されたということでありますし、現地審査も行われたところであります。その中で、オペレーターの確保や、コンバイン等の大型機械の活用、タブレット端末を用いた作業管理や農地の集積状況などについても質問があったところであります。

一方では、一村一農場構想の中におきまして、主要農産業の受託や農地の借り受けなどが中心的な担い手であること、さらにはコンバインの台数の削減やＩＣＴ技術のさらなる活用によることの提言や、農地の集積等、作業の効率アップになる圃場の大規模化などが今後の方向性として意見として出されたというようなことをお聞きしております。

いわゆる先端技術の活用につきましては、圃場の大型化という、このことも必須条件になってくるというふうに思っておるところであります。この辺につきましては、また検討していく必要があるんではないかなというふうに考えておるところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、まずはスマート農業を取り入れるにも、このまっくんファームから取り入れていく必要はあるんではないかなというふうに思っております。

そういったことができるかどうか、これからも本当に重要な課題になっていくというふうに思っております。スマート農業と圃場の大型化、大規模化、このことが２つの課題になってくるというふうに考えております。

取り組み、研究等はしていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　原議員。

３　　番（原　　源次）　やっぱり圃場整備の大型化というのが必要になるかと思います。引き続き御検討をお願いしたいと思います。

それでは次に行きたいと思います。

先ほど同僚議員が大芝道の駅の質問をされましたが、私はちょっと違った角度で質問したいと思います。

道の駅と関係施設を利用しての、健康増進及び観光客誘致の質問をしたいと思います。

新聞によると、平成29年に自転車活用推進法が施行されました。自転車を公共の利益の増進に資するものとし、国全体で活用しようとする趣旨です。

自転車のすぐれた点として、地球環境への負荷を減らし、騒音や振動も発生させず、渋滞緩和の効果もある交通手段であります。災害時も交通の機能を持続できる、国民の健康を保つことに役立つことが上げられます。

国の推進計画の中の１つで、サイクリングスポーツの振興などによる健康長寿社会の実現で、自転車に乗り、日常の活動量をふやし、スポーツやフィットネスの手段として自転車を楽しむ機会をふやすことが想定されております。

それで質問ですが、大芝高原にある体験施設等と併用させて、また公園内にマウンテンバイクのコースもありますが、自転車により自然に親しみながら健康増進に役立たせることに取り入れてみたらどうか、質問いたします。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　自転車の活用についての御質問でございます。

自転車の効果というのは運動不足を解消したい方や、健康維持に興味のある方にお薦めのアクティビティーとして紹介をされております。運動不足がもたらす主に５つの弊害というのは、筋力低下によりけがをしやすくなる、心肺機能が衰える、さらには肥満や高血圧や糖尿病などの生活習慣病を引き起こす原因、毛細血管の機能が衰えて、血液循環が悪くなって抵抗力低下につながること、また骨が弱くなる、こんなことが考えられるところでございます。

自転車の効果としては、有酸素運動による血圧を下げる効果や、体脂肪を燃焼させるダイエット効果があること、また血糖値が下がり、糖尿病の予防にもよいということ、筋肉を鍛え、疲れにくくなること。筋肉を鍛えることで、将来寝たきりにならないこと。ランニングなどと比べて、腰や膝への負担が少なく運動ができること。気分転換やストレス解消が図られることなどが考えられておるところであります。

したがいまして、自転車の効果というのは、体力維持につきましては、かなり効果があるんじゃないかと。運動不足の解消にメリットが多いんではないかというふうに思っております。ただ、これは継続をしていくこと、このことは大切なことであります。

今現在といたしましては、手軽にできるものとしては、森の交流施設にエアロバイクがあります。そんなものも利用していただければというふうに思っておるところであります。大芝高原の自然の中で風を切って自転車に乗れれば、これはかなり体力の維持や、ストレスの解消にもなるんではないかなというふうに思ってはおります。取り入れてみる必要性というのはあるんではないかなという思いはあるところであります。

まずは、本年度からでありますけれども、県の元気づくり支援金事業を活用して、マウンテンバイクイベントを観光協会事業として実施をしております。そういった子供たちを初めとした若年層から家族や多くの皆さんに利用していただき、健康づくりの推進につなげていただければと思っておりますし、大芝高原の誘客を図っていく、このことを目的にもしております。まず、このマウンテンバイクを取り入れてやっていくということをまず第一番目にしていきたいというふうに思っております。

続きまして、考えられることは、今、原議員も提案がありましたけれども、大芝高原内、自転車で走れば、かなり健康維持や、ストレスの解消にもなるんではないかなというふうに

思います。この問題につきましては、安全性も考えていく必要もあるというふうに思っておりますので、そういった場所をどう確保していくのか、この辺の検討も必要かなというふうに思いますし、大芝で自転車を貸し出して利用していただくという方法も考えられるところであります。効果等々、十分なこれも検討が必要であるというふうに思っております。

そういったことを考えれば、先ほども申し上げましたけれども、ユニバーサルデザインの質問も出ました、そういった中で、大芝高原全体構想をもう１回考えていく時期に来ておるのかなという、こんな気がしておるところでありますので、またこの辺につきましては、議員の皆さんからの御提言もいただければというふうに思います。

それと同時に、日常生活の中でどうかということも考えていく必要があるかというふうに思っております。今、本村のようなところは、自動車社会であります。近くへ行く場合は自転車を利用していただくとか、あるいは通勤、比較的近い皆さんには通勤として自転車を利用していただくとか、本村の議会でも宣言をしていただきました、そういった低炭素化にもつながっていくんではないかなというように思っております。そういった普及というのも必要かなと、これはちょっと質問からずれますけれども、日常生活の中での普及ということも考えていく必要があるんではないかなというふうに思っております。

この辺も含めて、また検討をさせていただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　原議員。

３　　番（原　　源次）　新聞によると、自転車を使った観光周遊を意味するサイクルツーリズムが県内観光の活性化のキーワードに浮上していますとのことです。電動アシスト式のスポーツ自転車、ｅバイクが普及しつつあるのも、起伏の多い信州には追い風で期待する声は多いと思われます。移動しながら豊かな自然や町並みを楽しむ自転車観光が脚光を浴びています。伊那谷北部町村での構想はあるようですが、そこで大芝高原を起点として、サイクリングをしながら伊那谷の西部地区にある、例えば、羽広の自然公園、仲仙寺、大泉所ダム、花桃街道などを取り入れ、伊那のサイクリングコースから箕輪辰野サイクリングコースを周遊する伊那谷めぐりのサイクリングコースをつくり、健康と観光をキャッチフレーズに、観光客を誘致してはどうか質問いたします。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　サイクリングコース等々の質問であります。近年は、こういった自転車を利用しての観光というのは、かなり今盛んになってきております。原動機付自転車、ｅバイクを利用してのという、こういう部分、盛んになってきたなというふうに思っております。

昨年、上伊那広域連合議会、首長も含めての視察の、この視察を行いました。私も往復で１時間ほどであります、ｅバイクを利用して周遊コース、周回をいたしました。本当に気持ちいいなと、これ私でも乗れるなという思いをしたところでありますけれども、なれないと、なかなか難しい面もありますし、安全面の部分、こういったことも必要かなというふうに思ったところであります。

先ほども申し上げましたけれども、県の元気づくり支援金事業で、北部観光連絡協議会というのがありますので、そこでこの自転車のサイクリングを目的として、この事業の採択を

受けておるところであります。３年間の事業としてサイクリングルート造成をできればというようなことで、今行っておるところでございます。

本年度につきましては、サイクリング用自転車の駐輪用のスタンドを製作するイベントというのを実施をいたしました。家族を中心に13名ほどの参加があり、３年間の事業期間中に毎年このサイクルスタンドの製作イベントを行ってまいります。でき上がったスタンドにつきましては、大芝高原にも設置をしていく、そんな計画をしておるところであります。

さらには、サイクリングコースは、モニターツアーなどを開催をして、参加者等の意見を聞きながら、マップを作成をしていくという、こういった計画をつくったところでありますけれども、今年度につきましては、新型コロナウイルスの影響により、開催ができなくなってしまって、来年度へ向けて準備をしていかなければならないと思っております。

この自転車の周遊観光コースにつきましては、多くの市町村と一緒にやっていかなければならないというふうに思っております。北部の３町村、伊那市、さらに諏訪地域、辰野はかなり盛んでありますので、辰野は諏訪との部分も見据えてやっておるところでございます。そういったところを組み合わせながら、広域的なコース設計をしていく、より広域的な観光事業に発展をしていく、そういったことは必要であるというふうに考えておるところであります。この辺は、これからの課題ということで捉えていただければというふうに思いますけど、既に取り組みは始まっておりますので、そんなふうに御理解をいただければというふうに思っております。

また、上伊那でも、観光ＤＭＯが既に設置をされております。そういった中でも、こういったことも考えていければいいのかななんていうふうには思っておりますので、また機会があれば提言もさせていただきたいというふうに思います。

まずは北部３町村の、この観光協議会でしっかりとそれを植えつけていくというか、こういうことから始めていきたいと、今始まっておりますので、それらを参考にしながら、また発展をしていければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議　　長（丸山　　豊）　原議員。

３　　番（原　　源次）　引き続きよろしくお願いしたいと思います。

それでは次に行きます。

交通問題で運転免許証の自主返納についてお聞きいたします。

毎日のように、テレビや新聞で痛ましい交通事故のニュースが伝えられています。その中で、最近になり、多く耳にするのが高齢者による交通事故です。警察庁によると、昨年に75歳以上の過失の重い第一当事者となった死亡事故は401件発生、75歳以上の免許人口10万人当たりの死亡事故は6.9だったようです。こうした報道により、高齢者が運転免許証を自主返納する件数が増加していることが紹介されてました。免許証の自主返納は、平成10年より施行されたとのことであります。

それでは、村での運転免許証の返納状況はどうか。また、これは個人の問題ですけれども、村ではどのような方針を持っておられるかお聞きしたいと思います。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　運転免許証の返納についての御質問であります。

返納状況はどのぐらいあるかという、このことでありますけれども、伊那警察署に確認をしましたけれども、市町村ごとの実態というのは公表していないということであります。し

たがいまして、公表されているものといたしましては、伊那警察署全体の返納状況ということで御理解をお願いをいたします。

高齢者ドライバーなどの返納者は、平成30年で452人、令和元年で609人となっております。これは伊那署管内ということでありますので、辰野町、箕輪町、南箕輪村、伊那市という、この４市町村であります。返納者はふえておる、増加傾向にあるということであります。

この中には個別的な理由による返納者も含まれておりますが、ほとんどが高齢者ということで返納をされておるということであります。

免許証を返納された方や免許証がない高齢者に対する施策、このことが重要になってくるわけであります。

福祉施策における以外にはないというふうに考えておりますけれども、現状では75歳以上の方のまっくんバスの運賃の無料化や、福祉移送サービスなどがあり、買い物や病院等への通院などの利用が高まってきております。

まっくんバスの利用者につきましても、平成30年度の利用者数は１万3,479人で、前年を667人ほど上回る利用者となっております。

福祉移送サービスの利用登録者につきましても、利用者は年々増加をしてきておりますし、ここの利用状況といいますか、利用回数もふやしたところであります。今までは月２回ということでありましたけれども、月３回にさせていただきました。この福祉移送サービスにつきましては、まさにドア・ツー・ドアという、このことであります。今後も、この部分をさらに充実させ、免許証返納後の高齢者の足の確保に努めていく必要があるんではないかと思っております。

この福祉移送サービスにつきましては、さらに利用回数を高めていくことができるかどうか、今、検討もしておるところであります。買い物だとか、病院だとか、公共施設、これにつきましては保険料さえ払っていただければ、無料でドア・ツー・ドアということで移送をしておるところであります。この施策につきましては、地域公共交通会議の中で、交通機関代表の委員から、ほかに余り例のない施策であり、ドア・ツー・ドアのサービスとしては最適であるとの御意見もいただいたところでございます。これはＡＩによる配車サービスに関連をしてのことで、こんな意見もいただいたところであります。ＡＩによる配車サービス、検討している自治体もありますけれども、南箕輪村は、まさにこのドア・ツー・ドア、福祉移送サービス、これを充実していけば、本当にすばらしい施策になるんではないかという意見もいただきました。それらを受けまして、回数をふやせないかという検討も始めておるところでありますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　原議員。

３　　番（原　　源次）　できるところは、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

運転免許証の返納がふえる中、やっぱり生活の足をどう確保するか、生きがいを持って暮らせる社会を築くか、問題になります。先日の議員と語る会で、高齢なので家族は免許証を返納してもらいたいが、ここでは車がないと大変と、不便ということで、なかなか納得に応じてもらえないというような話がありました。特に、農家では、余計に不便じゃないかなと思います。

当村では、車がなくても、今言われたように、いろいろ政策があると思いますが、運転免

許返納後は、自転車とか、シルバーカー等に乗る人が増加することが予想されます。そこで、それらの購入補助等の財政支援はできないか、質問します。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　シルバーカー等への財政支援の御質問でございます。この件につきましては、９月議会の一般質問でも同様な質問でお答えをしておるところであります。このシルバーカー、電動四輪カートにつきましては、道路交通法では歩行者として扱われております。歩道、路肩等などを走行し、右側を通行するものであり、車道を運転するということは禁止をされておるところでございます。

また、本村の場合は、これは地方はどこでもそうでありますけれども、路肩や歩道が整備されているところが非常に少ないということであります。運転操作を行うには、走行時の安全性も確保していかなければなりませんし、かなり重いものでありますので、高齢者が転倒した場合は、これはとても起こすことは困難であります。危険を伴う部分もあるというふうに感じております。

したがいまして、この幹線道路でのシルバーカーの利用というのは推奨するというものではなくて、個々の判断にお任せをするしかないというふうに今村は捉えておるところであります。したがいまして、村といたしましては、この購入に対する補助につきましては考えていないというのが今の現状でございます。

なお、経済産業省では、65歳以上の高齢運転者による安全サポート車の購入等を補助する制度が３月９日から開始され、サポカー補助金の申請受け付けが始まっております。これは衝突被害軽減ブレーキや、ペダル踏み間違い急発進等の抑制装置、これが搭載された車の購入、こういうことが必要ではないかなというふうに思っております。後づけでペダル踏み間違い急発進抑制装置の設置に対する費用に対して補助をする、こういうこともあります。こういった制度の活用もいただければと思っております。高齢者の皆さんへの周知も図っていきたいと思っております。

ただ、これによって高齢者の運転を奨励するものではありません。本当に危ないなと思ったら、返納をしていただくという、このことが大原則でありますけれども、そうはいっても、車がなくて生活に不便を来すという、こういう面もあるわけでありますので、サポカー補助金を利用してということでお願いができればというふうに思っております。

そのほか、先ほど申し上げましたように、まっくんバスの利用だとか、福祉移送サービスより利用しやすくなるようなこと、あるいはタクシーの利用券、これらの使いやすさ等々も考えていく必要があるんではないかと思っております。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　原議員。

３　　番（原　　源次）　先日、伊那警察署に行ってお聞きしたところ、運転免許証返納後は、運転経歴証明書を取得できるようです。取得できますが、期間は１カ月半ぐらいかかると言ってました。お聞きするところによると、他の市町ですね、さっき言った伊那警察署は４つですので、伊那市と箕輪ですかね、運転経歴証明書を取得するための費用として、助成してるようです。ぜひ、南箕輪村でもできないかなと思いますが、どうでしょうか。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　返納者に対して、まっくんバス無料という部分をやっておりまし

たけれども、高齢者全員無料にしましたんで、これがなくなってしまいました。そういったことをやっている市町村もあるということは、これ承知しております。この辺は、検討課題とさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　原議員。

３　　番（原　　源次）　ぜひよろしくお願いしたいということで終わります。ありがとうございました。

議　　長（丸山　　豊）　これで、３番、原源次議員の質問は終わります。

ただいまから午後１時半まで休憩といたします。

休憩　午前　１１時５２分

再開　午後　　１時３０分

議　　長（丸山　　豊）　休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

議席番号５番、笹沼美保議員。

５　　番（笹沼　美保）　議席番号５番、笹沼美保です。通告書に基づいて質問をさせていただきます。的確な答弁をお願いいたします。

まず１項目め、副学籍についてです。

副学籍制度とは、特別支援学校に通う子供が居住地の小・中学校に副次的な学籍を置き、日常的な交流や共同学習を通して同じ地域の子供としてともに育つことができることを願う仕組みです。

特別支援学校に通っていても、地域の友達とのつながりを大切にしていきたいという子供とその保護者からの切なる思いがきっかけで始まった制度です。本村は、2013年に副学籍制度を導入し、特別支援学校の小・中学部に通う村の全ての子供が村内の小・中学校に副学籍を有することとなりました。

副学籍制度の導入により、特別支援学校と地域の小・中学校の児童・生徒がさまざまな形で交流をしています。本村における副学籍制度の利用状況はどのようになっているかお聞きします。

議　　長（丸山　　豊）　答弁を求めます。

清水教育長。

教 育 長（清水　閣成）　議席番号５番、笹沼美保議員の御質問にお答えいたします。

まず、令和元年度、副学籍の利用状況についてお答えいたします。

現時点の状況でございますけれども、副学籍制度対象児童・生徒は小学校が９名、南小さんが７名、南部小さんが２名、中学校が７名、計16名であります。

南小さんのうちの１名は松本聾学校のお子さんです。活用した児童・生徒ですが、15名、活用しない児童・生徒は１名でございます。

活動内容ですが、交流活動、主に特別支援学級との交流となっております。また、行事への参加、副学籍校での机、椅子、下駄箱等の備品配置、それから出席簿等への氏名の記載、それから副学籍校のお便り、あるいは年間計画の受け取り等であります。

交流活動、行事への参加についてですが、南箕輪中学校が４日間、延べ10名、南箕輪小学校が14日間、延べ12名、南部小学校が６日間、延べ11名、合わせまして計25日間、延べ33名となっております。

内容について、中学校の例ですが、家庭科の授業に参加したり、文化祭、若竹祭への参加、南箕輪小学校は運動会、音楽会、あるいは図書館での交流、体育、音楽等の授業へ参加、南部小では、運動会、音楽会、児童会祭り等でございます。

また、来年度の話になりますが、先ほどお伝えした松本聾学校のお子さんは、中学校での生活を指向し、週１回程度のペースで南箕輪中の授業に参加することを今考えているところであります。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　笹沼議員。

５　　番（笹沼　美保）　2018年８月号の広報みなみみのわに副学籍制度についての特集記事があります。一部読み上げます。

村が目指すのは、副学籍制度の利用を通して、特別支援学校と副学籍校の児童・生徒が活動をともにすることにより、互いの存在感や仲間意識を育てること、また副学籍制度は学校に通っている子供たちの今を支援するだけではありません。交流を重ねて、子供たちの関係性を充実させることは、将来の成人式や地域での活動などに安心して参加するための大きな道筋にもなります。

交流及び共同学習を通して、仲間意識を持つこと、副学籍校の児童・生徒が障害に対する正しい理解と認識を深めることは、共生社会を構築していく子供たちの未来につながっていきます。とあります。まさにこれが副学籍制度の意義です。子供には子供の、大人にはわからないコミュニケーションがあり、どんな専門的療育やリハビリよりも、子供同士の関係性が子供を育てます。ですから、子供たちの今にとっても、これからにとっても、障害があってもなくても、さまざまな形の集団の中で学ぶ機会を確保していくことは必要不可欠です。ただ、子供本人や保護者の希望、各家庭の事情などはそれぞれで、丁寧なかかわりの中でそのニーズを把握していくことが重要です。

中には、もっといろんな場面で交流したいとか、逆に交流したくないからそっとしておいてほしいとか、さまざまな希望があることと思います。小・中学校の入学時には、面談をして、各家庭の希望を聞いているということですが、進級する際には書面のアンケートしか行っていません。本来であれば、毎年面談をして、意見交換しながら、丁寧に希望を聞いていくべきであると考えます。ですが、それについても、それぞれ希望が違うということもあるので、アンケートの中に面談の希望の有無を問う項目をつくり、面談の希望があれば、面談をして、副学籍制度をさらに有意義に、利用しやすいものにしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

議　　長（丸山　　豊）　清水教育長。

教 育 長（清水　閣成）　より副学籍制度を活用するためにという、そういうお考えだと思っております。

３年前より希望する保護者、子供たち、特別支援学校、それから小・中学校の職員、教育委員会により、副学籍意見交換会を行ってきております。ここで出された意見、あるいは考えの反映、これを大事にしていきたいと思ってます。

次に、交流及び共同学習の場に保護者の方が送迎できない場合、学校の職員は乗せることができないので、保護者の送迎となりますが、その場合の移動手段の確保が今まで課題となっておりました。今年度、文部科学省の心のバリアフリー推進事業の委託を本村受けていま

す。それによって、必要な送迎を行ってきております。県内でも、そんなにやってない、全国的にもそんなにやってないというふうに思っておりますが、今年度は現時点で保護者のかわりに８回の送迎を行っております。

また、行事等の案内に、ここがうんとまた大事だと思うんですけども、本人が何をするのか、何を願うのか、何ができるのかを明らかにしていく、このことは教育的ニーズともかかわるんですけれども、いわゆる合理的配慮をどう考えていくか、そこが双方にとって大事な学びの場を構築していく上で必要なことというふうに思います。それをもとにしながら連絡・連携をとっていく、そのように思います。

今、昨年８月の広報のお話されましたけれども、学校の先生方、職員はもちろんですが、子供たち、あるいは地域の方に副学籍制度についての周知、または啓発的な意味合いも含めて共生社会に向けての歩みというのも伝えていく、発信していく必要があるかなと、そんなことを思っております。

それから、私個人的な願いかもしれないんですが、交流及び共同学習を進めている子供たちが、何年か後に成人式というお話もありましたけど、成人式もそうなんですけど、何年か後に、村の中、あるいはまちで会って、元気にしてるかい、そんな会話が交わされる、そんなことを描いている自分があります。共生社会、多様性を認め合えるインクルーシブな社会の実現にもこの制度はつながっていくかなと、そんなことを思っております。

以上でございます。

議　　長（丸山　　豊）　笹沼議員。

５　　番（笹沼　美保）　もう１点、副学籍制度の利用について、中学校の対応です。南箕輪中学校は、時間割がスライドになっています。スライドとは、時間割を曜日で割り振るのではなく、教科を数字に当てはめて順番に時間割に当てはめていくものです。この授業構成がスライドになっているということと、先生の多忙さゆえに、交流を望んでいても、交流の場面をつくるのが難しいと言われてしまうことがあると聞きました。そのような状況は個々のニーズに合った交流の妨げになっており、改善が必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

議　　長（丸山　　豊）　清水教育長。

教 育 長（清水　閣成）　先ほどアンケートのことを出していただきながら、アンケートについては、必要なところは改定というか、直しながら充実に向けてということを考えたいと思っております。

それから、中学校、実際には時間割がスライド、テープで動いている中で、非常に時間の設定的なものが難しい状況があるかなというふうに思っていますが、いずれにしろ、それを踏まえながら、どう連携をとっていくか、そこがポイントかなというふうに思っております。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　笹沼議員。

５　　番（笹沼　美保）　副学籍についての意見交換会で要望を出しても改善してもらえないとか、意見が出しづらいといったことのないようにお願いしたいと思います。

特別支援学校と地域の小・中学校を行ったり来たりしながら、子供たちがさまざまな学びを共有できる、そして互いの存在を尊重し合う意識を育てる、そんな交流をしてほしいと思います。また、交流を望まない場合には、どんな支援をしていくのがよいのかを一緒に考え

ていくことが必要ではないかと思います。

２項目め、災害時の要配慮者への対応についてです。

災害が発生したときや、避難勧告が発令されたとき、自力では、あるいは家族の助けだけでは避難ができない、あるいは避難に時間がかかってしまう方々がいます。災害時の避難に助けが必要である方を要配慮者、または要援護者と言うわけですが、事前に要配慮者の登録をしておくことで、災害時に自主防災組織の協力を得て、スムーズに避難を行えるようにする仕組みがあります。この災害時の登録についてですが、本村では、どのように行われていて、どのくらいの人数が登録しているのか、また登録された情報は自主防災会、民生委員など、どこまで共有されているのかお尋ねします。

議　　長（丸山　　豊）　答弁を求めます。

唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　５番、笹沼美保議員の御質問にお答えします。

要配慮者の登録状況等々の質問であります。

まず、村では、災害時における要配慮者の登録は行っております。災害が発生したときや、災害が発生するおそれのあるときなどに、１人では、あるいは家族の介護だけでは避難ができなかったり、避難に時間がかかって困難であったりという方に、事前に登録を行っていただく制度であり、いざというときに、民生児童委員、地区自主防災からの協力を得て、スムーズな避難を行えるようにしたいというのが狙いであります。

対象者の把握についてでありますけれども、個人情報を含んだ内容となることから、対象となる御本人の意思を尊重した自主申告制となっております。なかなか登録が進んでいないという、そういう実態もあるわけでありますけれども、そういった中で対象となる全ての方が把握されているというわけではありません。この方法による登録者は、現在118名となっております。

この台帳は所管する総務課及び健康福祉課で保管するとともに登録台帳を、児童民生委員、地区自主防災会組織にお渡しをし、情報を共有しております。これお渡しをしておるというのは、本人からの申告、同意を得ておるということであります。そういうことでお渡しはしてあります。

このほかに、健康福祉課では所管する災害時要援護者システムによりまして、全住民リスト、要介護者情報、三障害情報により把握している対象者リストがあるわけであります。この情報は、１年に１回更新し、対象者を把握しております。このリストにつきましては、災害発生時の非常時における避難誘導や、安否の確認の際に使用するものとして限定をされておるところであります。

したがいまして、情報の共有がなされているという、こういうことはできないわけであります。このシステムによりまして、ほぼ全ての対象者を把握しているという状況はあるわけでございます。

以上でございます。

議　　長（丸山　　豊）　笹沼議員。

５　　番（笹沼　美保）　要配慮者の登録は、主に長く村に住んでいる高齢者など、近所づき合いのある方たちには知られており、地区の自主防災会でも把握できていることと思います。しかし、転入してきた世帯や、配慮が必要な子供がいる保護者などには周知が徹底して

おらず、この仕組みを知らない方たちが多いのが現状です。これでは、災害時に必要な支援を受けることができず、避難できない、またはおくれてしまう事態になってしまいます。ですから、この仕組みの周知をもっと積極的にしていく必要があります。村報や村のホームページに掲載するだけでは不十分で、介護認定、障害者手帳、療育手帳の申請をするときなど、必要がありそうな方に周知を徹底するべきと考えます。

そこで、登録をするかどうかは、各家庭の事情もあり自由ですので、この仕組みを知らなかったということがないようにしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

議　　長（丸山　　豊）　藤田総務課長。

総務課長（藤田　貞文）　では、災害時の要配慮者の登録の周知方法ということで答弁を申し上げます。

笹沼議員おっしゃるとおり、要配慮者台帳への登録の周知方法ということにつきましては、民生児童委員、あと自主防災組織の協力を得まして、把握が可能な範囲内での対象者への周知ですとか、また各活動地域内での周知を図っていただいて登録を行っているということで、ある程度、やはり事前の情報がある方が対象となってきている状況であります。

ホームページ等にも周知を図っているところでありますけれども、本当に登録が必要と思われる全ての方に登録することですとか、その必要性が理解をされて、周知を徹底できているということは言い切れないところもあろうかと思っております。

今後も、当然広報紙ですとか、さまざまな広報媒体は活用してまいりますけれども、担当課におけます個別相談の際ですとか、関係団体、また関係施設等を通じての周知を図ってまいります。また、さらなる周知方法も検討しながら、多くの皆さんにこの制度のあることを周知をして、台帳への登録を推進してまいりたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

議　　長（丸山　　豊）　笹沼議員。

５　　番（笹沼　美保）　要配慮者の登録は、自主申告制でよいので、知らなかったということのないようにお願いします。

そして、要配慮者への災害時の対応については、自主防災会役員、民生委員など、かかわる人が毎年変わる中で、情報の共有はもちろんのこと、個別避難計画の作成も必要ではないでしょうか。多くの自治体では、民生委員など支援の担い手不足が要因となり、個別避難計画が進んでいない現状があります。本村ではどのような状況ですか、お答えください。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　個別避難計画の作成状況であります。

民生委員さんにつきましては、３年ということがありますので、３年の交代ということでありますし、ほぼ６年間やっていただいているような状況でありますので、そういった点では、かなり把握はしていただいておるんではないかなというふうに思っております。

登録台帳には、ふだんの状況や避難の方法、緊急時の連絡先などを記載していただくようにしており、これをもとに各地区自主防災組織におきまして、避難の支援方法について検討をしていただいております。また、村と社会福祉協議会と共同で要配慮者を住宅地図上で確認できる支え合いマップを各地区で作成しておりますので、これらも活用し、災害時の適切な避難につなげていくこととなります。

避難計画の作成に当たりましては、よりきめ細かな計画内容とするため、村と各地区とが

連携し、検討していただいております支援方法等のすり合わせが必要であります。しかし、現状では村の職員体制の中では、なかなか思うように進んでいないというのが実態であります。

計画の作成には、まだまだ時間を要しますが、要配慮者の安心・安全で確実な避難には欠かすことのできない重要な計画でありますので、少しでも早く作成できるよう努めてまいります。この点は御理解もいただきたいなというふうに思っておるところであります。できるだけ早くという気持ちはあります。しかし、なかなか今の体制の中では、思うように進まないというのが実態であります。今、この係につきましては、いろんな計画をこれから作成をしていかなければならないというのが立て続けに、ここに来て起きておりますので、若干時間がかかりますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　笹沼議員。

５　　番（笹沼　美保）　要配慮者の情報の共有については、個人情報の管理の上で慎重な取り扱いが求められます。村が情報共有をどこまでして、どう活用するのか、平時から考え、村民の理解を得ておく必要があります。また、災害時のスムーズな避難のためにも、個別避難計画の作成は必要です。ぜひ積極的な姿勢で取り組んでいただきたいと思います。

２項目めの要配慮者に関連して、３項目め、福祉避難所について質問します。

災害時には、一般の避難所とは別に高齢者や配慮が必要な方を受け入れる福祉避難所が必要であり、設置についての国のガイドラインがあります。ガイドラインでは、自治体に対して福祉避難所の情報を住民や支援団体に周知するよう求めています。しかし、2016年の熊本地震の際には、福祉避難所に一般市民が押し寄せる事態となりました。一般の人が殺到して、本当に必要としている人が利用できなくなるとの懸念から非公表とする自治体もあります。

昨年の台風19号の際には、福祉避難所を開設した16市町村のうち、約６割に当たる10市町が開設したことを公表していませんでした。長野県内では、東御市が協定を結んでいる福祉施設内に開設しましたが、一般の人が殺到して、もともとの施設利用者に不便をかけてはいけないと懸念し、公表しませんでした。

一方、長野市は開設を公表し、その後の問い合わせで適切に被災者を案内できたというケースもあったようです。

本村の福祉避難所の開設について、災害のどの段階でどのように開設するのか、公表・非公表を含めてお答えください。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　福祉避難所の開設・公表の件であります。

福祉避難所につきましては、災害発生時に指定避難所において避難生活を送ることが困難な、介護が必要な高齢者や障害者が落ちついた環境で避難生活ができるよう、村が指定した施設があり、現在、本村では９カ所の福祉系事業所と協定を結んでおります。今後、２カ所と協定を結ぶべく準備を今進めておるところであります。

公表についてでありますが、防災マップや、村ウエブページに記載する形での公表は行っておりません。協定を結んでいる各事業所は、ふだんは利用者がいて、福祉サービスの提供をしておりますので、災害発生の時間帯によって受け入れ可能人数が変わることが想定されます。そのため、各施設の被災状況や受け入れ可能人数が確定した時点で、必要な方に御案

内をしていく計画であります。

ふだんから名称を公表することで、災害時に被災者がいきなり事業所に避難することで混乱することを危惧した対応であります。そんなことで、本村の場合も、公表はしておりません。しかし、この避難につきましては、災害の規模だとか、災害の種類等により、移動手段を含めて柔軟な対応をしていく必要があると思っておりますので、その辺はケース・バイ・ケースに応じてしっかりと対応はしていくつもりでおります。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　笹沼議員。

５　　番（笹沼　美保）　福祉避難所は具体的にいつ開設され、みずからが要配慮者として利用できるのか、特に利用できるとして、どこの福祉避難所が利用できるのかが事前に周知されていません。多くの自治体では、福祉避難所の利用手順は、まず一般の避難所へ避難し、そこでの申し出と判定を経て福祉避難所への自主移動となるようです。しかし、この過程は要配慮者には困難であり、スムーズな避難の妨げになります。

そこで、先ほどの質問で取り上げた要配慮者の登録とあわせて、福祉避難所の案内もしておくのはいかがでしょうか。また、個別避難計画にどこの福祉避難所を利用できるのかを盛り込んでおくのもよいと思います。

災害時はただでさえ混乱しているのに、たらい回しにされたのでは、特に医療ケアが必要な方は命の危険にさらされてしまいます。配慮が必要な方への福祉避難所の周知と個別避難計画についてですが、いかがお考えでしょうか。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　御指摘のとおり、避難についてでありますけれども、まずは一般の避難所に避難をしていただきたいと思っております。

その後福祉避難所の受け入れ態勢が整い次第移動していただく、こういうことで本村はやっておるところであります。

ただ、その過程でいろんな問題が起きるという、こういう御指摘でありますので、その辺につきましては、しっかりと対応をしていく必要もあるのかなというふうには思っておるところであります。

現状では、一般避難所に避難をしていただいて、福祉避難所の要請をして、これは同時にしますけれども、その受け入れ態勢が整い次第、そちらに移っていただくという、こういうことで行っておるところであります。

また、その点につきましては御意見もいただければというふうに思っております。

ただ、この福祉避難所は、本人と付き添いの御家族１名で避難生活を送っていただくよう考えておるところであります。スムーズな避難につながっていく、このことが一番大事なことでありますので、その点では、村では防災訓練の際にも、福祉避難所の協力を得て、実際に要配慮者を御家庭から避難所へ、そして避難所から福祉避難所へ移送する訓練も行っておるところであります。これは全ての避難所でというわけではありませんけれども、そういった訓練も行っておるところであります。

より多くの避難所でそういった訓練を重ねながら、適切な支援ができるようにしていかなければならないというふうに思っておるところであります。

防災訓練の中で、精度をどう高めていくか、そのことも考えながら、訓練内容をその都度

検討しながら実施をしていく必要があるのかなというふうに考えております。
　以上です。
議　　長（丸山　　豊）　笹沼議員。
５　　番（笹沼　美保）　より速やかな避難を実現するために、今からできることは何なのか、災害が発生する前に思いをめぐらせていただきたいと思います。
　次の質問に移ります。
　福祉避難所は、多くの自治体で第二次的避難所と位置づけられているため、一般の避難所整備よりも後回しにされがちです。ですが、福祉避難所は一般の避難所に比べて当事者における避難所運営への期待が難しい、また地域の自主防災組織の支援についても大きな期待は難しいという基本的な状況があり、支援人材の確保や物資、機材の確保は重要です。内閣府が出した福祉避難所の確保・運営ガイドラインには、市町村における福祉避難所の施設整備、物資、機材、人材、移送手段の確保、また社会福祉施設や医療機関との連携の必要性が明記されています。配慮が必要な方々が災害時に取り残されることがないよう、村は備えを十分にしているのでしょうか、お尋ねします。
議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。
村　　長（唐木　一直）　福祉避難所の備えの質問でありますけれども、協定を結んでいる福祉避難所は、現在福祉サービスを提供している事業所でありますので、要配慮者の皆さんが落ちついて避難生活をおくれる施設であるというふうに考えております。それなりの施設となっておるところでございます。
　しかし、この要配慮者の皆さんの中には、医療的ケアが必要な方を初め、支援の内容はさまざまでありますので、全てに対応できる器具・機材をそろえておくということは、これは不可能であります。特に、医療的ケアの必要な人をどうしていくのかということは、これは避難所だけではなくて、一般の福祉施設におきましても課題となっておるところであります。
　まずは、各御家庭で災害を想定した備蓄をしていただき、避難する際には、できるだけ持参をしていただきたいというふうには思っておるところであります。しかし、必要な方につきましては、医療機関にもつなげること、これは想定をしております。
　村では、さまざまな業種の皆さんと災害協定を締結をしておりますので、その中で避難生活に必要な物資は調達をしてまいります。今後とも足りないところは補いながら、村民の皆さんが安心して暮らせる村づくりに努力はしていきたいと思っておるところであります。
　福祉避難所だけではなくて、いろんな業種の皆さんと協定をしております。災害の規模にもよりますし、災害の地区はどういう地区、この上伊那全体でそうなった場合に、本当にそれが足りるのかどうかという、そういう懸念もあるところでありますけれども、多くの業種の皆さんと協定をしております。必要に応じて調達ができるという、こういう体制はとっております。その中で、福祉避難所にも十分配慮をしてまいりたいというふうに考えております。
　以上です。
議　　長（丸山　　豊）　笹沼議員。
５　　番（笹沼　美保）　各地でさまざまな災害が発生し、本村にもいつどんな災害が起こるかわかりません。常に危機意識を持って備えておくことは重要であり、特に配慮が必要な方は、必要な支援を受けられなければ、すぐに命が危険にさらされてしまいます。どうか、

その方たちの声に耳を傾けて、村としてできる備えをしっかりしていっていただきたいと思います。

４項目め、母子・父子家庭高等学校生徒通学費補助金についてです。

この補助金は、母子または父子家庭の高校に通学する生徒の保護者に通学費の補助をしているものです。近隣の自治体では、こういった補助金制度すらないところもある中で、とてもよい制度だと思います。本村での補助金額は、通学距離２キロメートル以内で年額5,700円、通学距離２キロメートルを超えると年額１万4,250円です。この制度の周知、申請の状況、また補助金交付はどのくらいされているのかお尋ねします。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　母子・父子家庭の高校生の通学補助金についてであります。この通学費の補助につきましては、本村ではかなり前からやっておるところでございます。昭和62年、制度ができたのはその当時だというふうに思っております。令和元年度のひとり親の家庭で高校に通学しているお子さんは69人であります。このうち、母子・父子家庭高等学校生徒通学費補助金の申請者は32人、補助額にて45万6,000円となっております。全員でないという部分もあるわけであります。自転車通学は対象外となっておるという、こんなことで人数的には、この人数なのかなというふうに思っております。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　笹沼議員。

５　　番（笹沼　美保）　補助金額は通学距離２キロメートル以内と通学距離２キロメートルを超える場合とで区分されています。この区分だけだと、遠くの高校に通う生徒のための補助金はとても少ないと思われます。

わかりやすく、ざっくりと例を挙げると、本村から弥生ヶ丘高校に電車で通う場合、通学定期券代、年額２万6,000円ほどに対して、補助金は１万4,250円です。そして、駒ヶ根工業高校に電車で通う場合、通学定期券代、年額８万円ほどに対して、補助金は２キロメートルを超える場合の適用しかありませんので、同じく１万4,250円になります。辰野高校、赤穂高校、駒ヶ根工業高校など、通学距離が10キロメートルを超える場合の補助金枠を新たに設けていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

議　　長（丸山　　豊）　答弁を求めます。

唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　補助制度の見直しであります。先ほど申し上げましたけれども、この補助制度につきましては昭和62年３月に制定され、内容につきましては５回改正をされております。今まで調べてみましたら５回であります。

現在の補助額につきましては、御指摘のとおり、通学距離が２キロメートル以内は5,700円、２キロメートルを超える場合は年額１万4,250円となっております。

昭和62年３月の時点では、補助額が一律１万5,000円、平成２年４月からは２キロメートル以内が年額5,000円、超える場合が１万5,000円、平成16年３月以降は現在と同じ額となっております。これは、補助金額が減ったというのは、その当時、合併論議もありまして、三位一体改革で、かなり市町村財政が厳しくなってきたという、こういう部分がありまして、平成16年には各種補助金の一律カットということを実施をいたしました。それによって、補助金額が減ってきたという、こういうことになっております。

近年の市町村についても調査をいたしましたところ、伊那市、駒ヶ根、飯島、宮田は補助制度がありました。補助の対象者については、伊那市と宮田村はひとり親家庭で住民税が非課税世帯、駒ヶ根市は母子家庭と生活保護家庭、飯島町は児童扶養手当支給資格者が対象となっております。補助金の額につきましては、それぞれの市町村でかなり違っております。そんなことから、村の通学費の補助につきましては、要綱制定からかなり年数が経過して現在に至っております。また、その過程でどのように検討がなされて、補助の基準額が決まってきたのかというのは不明であります。したがいまして、この辺につきましては、検討をしていく必要はあるのかなと、今御提言もいただきました、２キロメートル未満、２キロ以上、高校のあるところによっては、かなり差があるということでありますので、この辺につきましては、検討はさせていただきたいというふうに思っております。ただ、その中で考えていかなければならないことは、本村の場合には所得制限を設けていない部分があるわけであります。ひとり親家庭でも所得の多い家庭があるんではないかとか、あるいは両親がいても、生活が苦しい家庭というのもあるわけであります。したがいまして、この補助制度については、子供のいる家庭の貧困対策としての一面もあるというふうに考えております。

したがいまして、このひとり親家庭だけでよいのか、所得制限はどうなのか、あるいは距離はどうなのか、この辺を総合的にちょっと考えていく必要、検討していく必要があるというふうに思っておりますので、その点は、若干時間をいただきたいなというふうに思います。

ただ、御指摘をいただきました２キロと、それ以上というのは、ちょっとこれは大ざっぱかなと、確かにそういう感じがするところであります。

それから、どうも要綱を見ますと、自宅からということになっておるというふうに思います。これも、定期を対象にしていると、なぜ自宅からなのかなとか、いろんな不備もあるわけでありますので、その辺も含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　笹沼議員。

５　　番（笹沼　美保）　遠くの高校に通う生徒、また貧困対策も考慮に入れた通学距離や補助金の見直しを検討していっていただきたいと思います。

５項目め、放課後等デイサービスについてです。

放課後等デイサービスは、学校に就学している配慮が必要な子供を対象に、授業の終了後、または休業日に、困り感を減らすための学びの取り組みを行っていく場所のことです。６月定例会の一般質問の中で、配慮が必要な子供の居場所が足りないことに少しだけ触れました。本村にも放課後等デイサービスは１カ所しかなく、伊那市や箕輪町の事業所を利用している方もいて、それでも、そこもいっぱいなのですが、南箕輪村にもっとあったらいいのにとの要望も耳にします。このような現状について、村はどうお考えでしょうか。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　御指摘のとおり、現在、村では30名ほどの子供たちが村内や伊那市等の10カ所ほどある放課後等デイサービス事業所を利用しておるところであります。

村内に足りているのか足りてないのかということであれば、足りていないというのが実態ではないかというふうに思っております。

放課後等デイサービス事業所にはそれぞれの特色があり、個々に必要な療育を希望する事業所を利用していただいておるところであります。定員がいっぱいの場合は、希望した以外

の事業所に通われているケースもあるとお聞きしております。

そのようなケースのときには、個々に寄り添っている相談支援員が計画を立てていますので、相談をしていただければというふうに思っておるところであります。事業所不足の現状といたしましては、医療的ケアが必要な児童等の重症心身障害児を受け入れできる事業所が近隣にはないということであります。今後も利用希望の把握に努め、どのような支援ができるのか、模索はしていく必要はあるというふうに考えております。

この医療的ケアの必要な皆さんの受け入れをどうしていくのかというのは、今本当にこれが課題であります。県にもそんなお願いもしたときもあるわけでありますけれども、なかなか前に進んでいかないというのが実態であります。

したがいまして、これらを含めまして、村内で足りていないというのは、確かに足りていないという現状もあるわけでありますので、この辺はまた検討をしていく必要はあるなというふうに思っておるところであります。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　笹沼議員。

５　　番（笹沼　美保）　村が主体の運営で放課後等デイサービスを行っていくのが難しい場合、民間の力をかりなければなりません。４月に新しく民間の放課後等デイサービスが１カ所オープンする予定ですが、開設・運営に対する補助金がないことを残念に思います。本当に困っている子供たちに何がしてあげられるのか、少しでも困り感を少なくしてあげるにはどうしてあげればいいのか、補助金があることで、放課後等デイサービスを開所しようと思ってくださる方がいらっしゃるかもしれませんし、せめて今ある放課後等デイサービスがなくなってしまわないように、補助金を検討する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　放課後等デイサービス事業につきましては、今のところ、村が開設をしてやっていくという、こういう予定は持っていないところであります。したがいまして、民間の皆さん、民間の事業所にやっていただければ一番いいのかなという思いがあるところであります。その折に、補助制度がないというのは御指摘のとおりであります。今現在、村でそういった皆さんの補助制度があるのは、これ単費の補助制度でありますけれども、グループホームを建設するときには、単費の補助制度を設けておるところであります。したがいまして、この辺も事業所の意向というのも確認をしながらということになろうかと思いますけれども、同時に、利用希望者の動向を勘案、推考していく、このことも必要であります。足りていないという話も申し上げましたので、そういった民間事業所がある場合には、補助制度というのは、これグループホームにあるわけでありますので、検討していく必要はあるというふうに思っております。検討させていただきたいなというふうに思います。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　笹沼議員。

５　　番（笹沼　美保）　検討していただけるということで、ぜひお願いしたいと思います。

予算編成に当たっての村長の話では、防災面を含めて生活の安心・安全な村づくり、福祉教育の充実を考えながらの予算編成ということでした。また、定例会開会の村長の挨拶では、行政とは誰のために、何のためにあるのか、初心を忘れずに、行政の役割を果たしていきた

いとおっしゃっていました。ぜひその気持ちを常に意識した村づくりをしていっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議　　長（丸山　　豊）　これで、５番、笹沼美保議員の質問は終わります。

本日、３月11日は、東日本大震災が発生し、９年目を迎えます。多くのとうとい命が失われ、今なお避難生活を送られている方もおります。地震発生時刻の午後２時46分にサイレンが鳴ります。犠牲者への御冥福をお祈りするため、黙禱をささげたいと思いますので御協力をお願いいたします。

ただいまから２時45分まで休憩といたします。

休憩　午後　２時１６分

再開　午後　２時４７分

議　　長（丸山　　豊）　御協力ありがとうございました。

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

議席番号１番、百瀬輝和議員。

１　　番（百瀬　輝和）　議席番号１番、百瀬輝和です。新型コロナウイルスの猛威は世界102カ国地域に迫る広がりとなっております。感染者は11万人以上、死者は4,000人を超えました。日本国内においても各地に感染者がふえ続けており、依然として拡大抑制のめどが立たないままです。

世界保健機関、ＷＨＯは、日本も含めた４カ国に最大の懸念をし、同時に封じ込めは可能とし、世界各国に最優先事項で対応をとるように呼びかけました。まさに世界中が協調して対応に当たらなければならない正念場を迎えております。具体的な戦略はクラスターの早期発見、早期対応、患者の早期診断、重症者への集中治療への充実と医療提供体制の確保、市民の行動変容の３本柱です。一人一人がしっかりと受けとめ、対応していきたいと思います。

今、鎮魂の祈りをささげた3.11から９年を経て、記憶と記録の中で、小松理虔氏は原発事故や震災、あるいは風評被害など、経験した人たちの喪失感のようなものを、まずは社会全体で受けとめる時間が必要だったということ、そして個人の復興というものは、心の復興なのだと語っております。私も忘れることのないようにしっかりと応援していきます。

最初に持続可能な力強い農業の実現を目指して、農地を未来につなぐ取り組みについて伺います。

本日は、農業委員会長にお越しいただいております。日ごろ農業行政に御尽力いただいていることを感謝申し上げます。ありがとうございます。

国内の農家を取り巻く現状について、福島大学、生源寺眞一教授は農業従事者の高齢化が進み、その人口も減少し続けている、これは確かに事実であるが、農業全体の問題として一律に論じることはできない。高齢化と人口減少は基本的に水田農業において顕著であり、施設園芸や畜産では若者が比較的多い。比率から見ると、水田農業者が圧倒的な割合を占めている。農業の持続的発展については、農地を十分確保した上で、それを引き受けて耕作する担い手をいかに生み出し、支えていくかが大きな鍵になると述べております。

そこで、村の農地耕作の現状、午前中、同僚議員から荒廃農地、遊休荒廃農地については9.5ヘクタールとお伺いしましたので、農地の耕作の現状について伺いたいと思います。

議　　長（丸山　　豊）　答弁を求めます。

髙木農業委員会長。

農業委員会長（髙木　繁雄）　１番、百瀬輝和議員の質問にお答えをいたします。

村の農地耕作の現状ということですが、総面積については930ヘクタール、農家数は約1,000戸であります。多くは兼業農家であります。また、認定農業者数、個人組織、それから法人、合わせて44経営体であります。村の人・農地プランの分類になりますが、西部畑作地帯、これ南部、中部、北部と分かれていますが、こちらの面積が約350ヘクタール。こっちの圃場では酪農や飼料用作物、あるいは国営のかんがい事業を取り入れた露地野菜、あるいは果樹等の栽培が行われております。

西天竜水田においては、稲作とともに、転作作物が複合的に栽培されておりまして、一村一農場構想のもとでのまっくんファームの大型機械が活躍しているところであります。

水田面積は約580ヘクタールということになっております。その他の集落の中には、小区画の農地が点在しておりまして、こちらは主に家庭菜園等に利用されているところであります。

今、始まったわけではございませんけど、ちょっと危惧していることがございまして、今、それぞれの農家が、それぞれ思い思いの圃場で作物を栽培されております。このことが、ちょっと危惧することは、農薬のドリフトですね、拡散が他の作物へ影響をしないか、今は発生を聞いていません。ＪＡでも神経を非常にとがらせているところでございます。このことにも政策を講じていく必要があるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

議　　長（丸山　　豊）　百瀬議員。

１　　番（百瀬　輝和）　農業委員会の皆さん、遊休農地の集計というのはいただいたんですが、解消されるところ、また新たにふえるところって、大体同じ割合で上下している現状だと思います。その中で、皆さんが日夜、地域の荒廃農地を出さないように活動されているということは伺っております。その取り組みの中で、特徴的な取り組み、各地域で荒廃農地をなくす取り組みなんかで、特徴的なものがあれば教えていただきたいのと、あとは集積率というのが今盛んに言われております。そういう中で、長野県の集積率は39％と伺っておりますが、村ではどんなふうか伺いたいと思います。

議　　長（丸山　　豊）　答弁を求めます。

髙木農業委員会長。

農業委員会長（髙木　繁雄）　耕作放棄地に対する取り組みということについてお答えをいたします。

農業委員会では、各委員の担当地区においての活動はもとより、夜間の農地相談会、あるいは農地パトロールを通した農地利用意向調査を行いまして、人・農地プランと連携した農地利用調整会議などを行うなど、関係機関や団体とも連携しまして、農地は農業生産のためのものであると、耕作放棄地を減らす、出さない、そして農地利用の最適化を図るを目標に取り組んでおるところであります。

各地区でも、今、お取り組みをいただいた一例として紹介をいたしますと、これ百瀬議員の地元になります久保の地区でお取り組みをいただいた例でございます。これについては、近年問題となっています相続の放棄により、耕作放棄地となって荒れていた農地、約1.4ヘクタールですか、地区の営農組合や、農地水環境保全会と協力して３年がかりで復元をされ、

村でも奨励されていますところの、そばの栽培がなされております。地主不在の土地をいじるということは本当に簡単にはできません、今の中では。多くの御苦労もあったと感じております。このことは、多面的機能支払制度の本質を利用されたすばらしいことであると評価をいたし、他の地区への広がりにも期待をするというところでございます。

次に、農地の集積率でありますが、これは水田地帯と畑作地帯とは若干異なっておりますが、平均して今約50％ということを聞いております。この集積と似たような言葉で集約ということがございます。集約のほうについても進めてはいますが、この集約というのは、非常にいろいろ難題がありまして、簡単にはいかないなということを感じているところでございます。

以上でございます。

議　　長（丸山　　豊）　百瀬議員。

１　　番（百瀬　輝和）　ありがとうございます。私も、ここの壮年クラブに入って、尽力、そば畑を一緒につくらせていただいてます。

今、集積率、南箕輪は50％、結構いいんだなという、今伺いましたけれども、農林水産省の19年農業構造動態調査によると、農業を主な仕事とする基幹的農業従事者140万人のうち、65歳以上が７割を占めております。一方で、40歳以下は約１割、年齢構成が非常に偏っていることがわかります。

また、40歳以下の農業従事者の数の推移を見ると、2010年、30万6,000人から、2018年には33万4,000人と増加しております。これを受けて、国も2023年までに40万人まで拡大させる政策目標を掲げ取り組んでおります。しかし、現状は高齢化による離農などにより、遊休農地がふえているというのが現状だと思います。

貸し借りにおいては、農地は借り手市場になっております。規模拡大の好機が到来しているとも言えると思います。農業、農村の価値を再認識する取り組みが重要と考えます。長野県の集積率の目標は68％です。村では農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想で目標を65％としております。一番近い現場にいる農業委員会長がこれからこの課題に対する対策として、必要だなと考えるものがありましたらお伺いしたいと思いますが。

議　　長（丸山　　豊）　髙木農業委員会長。

農業委員会長（髙木　繁雄）　今、今後の課題と対策ということで質問をいただきました。お答えを申し上げたいと思います。

非常に難しい質問でございまして、的を射た回答になるかどうか、ちょっと私も不安なところではあります。

南箕輪村は人口も増加しておりまして、県下一若い村と言われております。農業者はと見れば、他にもれず、やはり高齢化や離農は進んでいるというところでございます。

一方、後継者と言われる人ですが、私は意外と存在してるんじゃないかなということも感じております。まっくんファーム、まっくん野菜家さんあたりを中心とした法人組織や、まだ御存じかどうか知りませんが、農村青年クラブ、これ若い方たちが大勢でグループ組んで、いろんなことを話し合ったり活動している皆さんですが、私も呼ばれて行くんですが、非常に熱気というか、熱いものにあふれているということを感じます。

村のほうでもインターン制度も活用されており、これも将来につながるものを感じております。

ただ、御指摘のように、これらの皆さん、やっぱり園芸作物とか、果樹とか、あるいは畜産といった分野での就農が多いところはあります。これらの皆さんも農業者年金という制度もありますので、ひとつ若い人たちの、大いに発掘を努める必要はあると考えております。

あと、村の農業経営の多くは水田であります。特効薬は見出せませんが、いかに経費を抑えて所得を上げるかというところであるかと思います。

御指摘のように、国の施策では、農業を国際競争力をつけた産業に育てると捉えまして、大規模化を推し進めて、助成制度も拡充されております。規模拡大ということを図るためには、やっぱり先ほども話ありますように、農業基盤の整備は欠かせないことと捉えまして、中間管理機構への農地の集積や集約、あるいは人・農地プランの実質化に向けた見直しにも取り組みを始めております。

そういうこともありますが、一方、この地域の農業は中小の兼業農家の皆さんの頑張りで成り立っているという面も多々あります。そのことは、豊かな農村環境を守り、地域のきずなや生きがいを生み出す場にもなっているんじゃないかと考えます。大型機械を導入して、規模拡大を図る一方では、こうした農業も引き継がれるような配慮も必要であると考えております。

また、今言われてるような農業版の働き方改革も必要であるのじゃないかと考えます。

そんな中、農業委員会としては、意欲ある農業者や法人組織等の意見や要望を聞きながら、関係機関とも連携した中で、地域農業振興のために活動してまいる所存であります。

以上であります。

議　　長（丸山　　豊）　百瀬議員。

１　　番（百瀬　輝和）　済みません、大変難しい質問をしてしまったと思いますが、水田農業が南箕輪の場合は多くて、若い人たちは酪農だとか、花卉だとか、イチゴ栽培だとか、そういうところは比較的若い人たちが多いと、全国的なバランスと似たような構造になっていると。

午前中も、村長も同僚議員の質問に答えてましたが、スマート農業に対して答弁した圃場の大型化というのも言われてましたし、今、農業委員会長も大規模化というところを言われておりました。持続可能な力強い農業を目指すために、圃場整備事業の提案をしたいと思います。これは、土地改良法が改正され、平成29年９月に施行された農地中間管理機構に貸した農地を対象に県が事業主体となり、農地所有者、耕作者の負担金がなしで圃場整備を実施できる事業制度、農地中間管理機構関連農地整備事業が新設されました。事業費の負担比率は国が62.5％、県が27.5％、村が10％です。圃場整備した地区の効果では、労働時間の、整備前と後では10アール当たり２分の１になり、経営規模は約２倍になり、水稲生産費は約３割減少できたと、いい効果が出ていると言われております。５年後、10年後、農業・農地を守る取り組みとして、村長、進めていきませんか。

議　　長（丸山　　豊）　答弁を求めます。

唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　１番、百瀬輝和議員の御質問にお答えいたします。

圃場整備を進める考えはという御質問であります。

御指摘をいただいたとおり、農業経営の効率化を考える上で、生産コストを圧縮するためには、農作業の効率化の向上というのは、これは本当に大切な課題であると理解をしておる

ところであります。

国は、農業競争力強化を図るため、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化、ＩＣＴ化等の整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、農業の高付加価値化、高収益作物の導入、水利用の効率化、水管理の省力化等を推進するとしておるところであります。

国は、より一層強力にこの基盤整備等の事業を進めていくものというふうに思っておるところであります。

国は、公共の基盤整備事業といたしまして、主に農業競争力強化農地整備事業と、農地中間管理機構関連農地整備事業の二本立てで事業を進めております。それぞれ事業で共通していることは、農地中間管理機構を通して、担い手への農地の集積・集約化を図っていく、このことであります。

これは申し上げるまでもなく、所有者の農地に対する意識変化というのは、大変大きいところであります。かつては農地は生きていくための絶対的な基盤であったところでありますが、産業構造が変わる中で、農地に資産的な価値が見出せない、現在では農業者の高齢化や後継ぎがない、兼業農家として土地持ち農家の大幅な増加に加えまして、農振の縛りによりまして、農地転用が厳しく制限されていること、こういったことの中で、農地を保全をしながら保有をしていくという、このことを負担に感じている人が多くなってきております。本当にただでもいいから借りてもらいたいという、こういうことであります。

圃場整備の話が出ました。農地中間機構が借り受けた農地については、農地整備事業を行う場合には、農家負担を発生しないという事業もあります。本村の場合は、大泉川南の圃場整備の経験があるわけでありますけれども、あれは個人負担が発生し、その分は宅地造成という余剰地の部分で賄ったところであります。この現在ある制度につきましては、問題といいますか、課題でありますけれども、農地中間機構へ15年以上の期間で貸すこと、これが条件となっております。農家の同意なしに農地中間管理機構が事業を進めることとなります。その点で農家の理解が得られるかが焦点となってまいります。また、一定規模の団地化された農地を農地中間機構へ預けなければなりません。現在、農地中間機構を利用した賃借は10年間がほとんどであります。したがいまして、15年という部分、これをどう考えていくのか、あるいは、いわゆる一定規模のそういう皆さんを集めなければいけないという、このこともあるわけであります。

そのことから始めていかなければならないのかなというふうに思っております。私自身は、これからの農業を考えるときに、特に土地利用型農業につきましては、圃場整備は必要であるというふうに考えております。したがいまして、そういった農業者の理解を得ることから始めていく必要があるというふうに思います。手をつけていく時期かなという思いはしておるところであります。

ただ、これをやるには、やはり今、現状の体制の中ではこれは不可能であります。大泉川の南地区の圃場整備やったときも、独立した課をつくりまして推進をしたところでありますので、その辺を含めて、検討させていただきたいと思います。必要であるということはそのとおりでありますので、検討課題ということで、この辺は農業委員会とまたしっかりと話をしながら、前向きに進めていければというふうに思います。本当に難しい問題である、これは以前の圃場整備、大変な苦労があったという、こういうことでありますので、難しい問題

でありますけれども、これをしていかないと、土地利用型農業というのは、なかなか難しいということでありますので、そんな理解でお願いをしたいと思います。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　百瀬議員。

１　　番（百瀬　輝和）　私もかなりハードルが高いということで質問させていただいております。ただ、村長が前向きに答えていただいたんでありがたいなと思います。農業委員会長もそう思っているということです。

村の農と食の審議会も、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の答申をされた内容も同じ内容が書かれていると思いますし、村の計画の中の施策では、高齢化による担い手不足対策と、農地利用の集積化が必要となっている、法人化されたまっくんファーム、本日、ニュースで流れていましたが、伊那のほうで受賞されたということで、本当にうれしいことで、またさらなる活動を期待したいと思います。まっくんファームのさらなる組織強化を推進します、また支援を図るため、農地中間管理事業を活用し、効率のよい農地の集積や農作業の受委託業務を推進し、積極的なコスト削減と担い手意識の醸成を図ります。展開としては先ほどの農と食の審議会の調査・審議を柱に計画を進めますと書いてあります。

また、農地プランにも農地中間管理機構の活用方針検討中と公表しております。遊休農地、荒廃農地をふやしてしまうのか、美しい田園風景を守り、農業経営ができる農地にしていくかの取り組みです。ハードルの高いことは承知しております。この事業は計画から完成まで、５年から10年かかる事業です。区画整理の技術も重要です。畦抜き工法とか、道路１本抜き工法とかありますし、用水路のパイプライン化もあわせて検討していく必要があります。将来の村の農業を守るため進める必要があると考えます。まずはスタートラインに立つことが未来につながります。困難な事業ですが、後回しや、先送りをしては何も始まりません。その音頭を取って進めていくのが村の務めだと考えます。

次に情報公開、公文書管理の現在と未来に生かすためにを伺います。

住民のための自治体公文書管理へ。昨年は情報公開法の成立から20年、公文書管理法の成立から10年の節目の年でした。公文書をきちんと管理し、公開することが行政への信頼を向上させるために必要なことです。自治体の中で情報収集、調査、確認、報告、会議、起案、決裁、執行など、業務のあらゆる過程において文書が作成、取得されていると思います。その管理ができていなければ、日々の仕事は回っていきません。目的として見ると、自分の仕事のため、後任者の仕事、便宜のため、情報公開条例、個人情報保護条例に基づく開示請求等に対応するためであると言われております。南箕輪村文書規程があり、令達文、公示文、一般文とあり、管理はされていると思いますが、村の公文書の位置づけについて伺います。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　公文書の管理についての御質問であります。

御指摘のとおり、この公文書の種類につきましては、文書規程に規程をしております令達文、公示文、一般文となり、さまざまな種類があります。その位置づけといたしましては、実施期間の職員が職務上作成し、または取得した文書、図面及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものと解釈をしておるところであります。

公文書から除かれるものといたしましては、広報だとか、新聞だとか、雑誌だとか、書籍、

その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの及び図書館、郷土館、その他これに類する施設において当該施設の設置目的に応じて特別の管理がなされているものは除くということとなっております。

文書規程に沿いまして、現在はしっかりと管理はしておると、こういうことでございます。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　百瀬議員。

１　　番（百瀬　輝和）　これだけ厚いものが村ではつくってあるわけですね。私も見させていただいて、しっかりしたものだなと感じました。ただ、その中で公文書等の管理に関する法律では、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであるとしています。この法律が南箕輪村に直接適用されるものではありませんが、この法律にのっとって文書の適正な管理が必要であり、住民による利用を前提とした公文書管理が求められております。

今は公文書管理の根拠は村の文書規程です。公文書管理法の趣旨にのっとるために、条例による公文書管理が必要ではないかと考えますが、その件、村長いかがでしょうか。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　公文書管理条例が必要ではないかという御質問であります。折しも、長野県会におきましても、この公文書管理条例というのが議論をされておるところであります。本村における公文書の管理につきましては、現状では申し上げましたように、文書規程に沿って、文書の種類及び保存年限ごとに保存して適正に管理はしております。

御質問の条例制定につきましては、全国的に徐々に取り組みが始まりだしたところであります。総務省の調査によりましても、平成31年１月現在の状況で６都県４政令指定都市12市区町村となっている状況であります。ほとんどの市町村で条例は制定していないというのが今の状況であります。長野県内では小布施町のみが制定をしておると、こういう状況となっております。平成31年１月で１年前でありますので、その後、進んでおればというふうには思いますけれども。

村の条例制定につきましては、今後の全国や県内の制定動向を見ながら、村としての考え方を検討していくことにしたいというふうに思っております。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　百瀬議員。

１　　番（百瀬　輝和）　私も国立公文書館の資料を調べて、村長が今言われたようです。ただ、公文書管理、条例等の制定状況に関する調査というのがあって、規程まで定めているという市町村がほとんどあるということで、都道府県は100％、指定都市は100％、市区町村については93.3％とありますが、南箕輪の場合は、こういう文書規程つくってますので、つくってるというほうに入ってると思います。ただ、条例については、まだこれから全国的にも進んでいくだろうっていうふうに言われております。公文書の管理の方法では紙、電磁的記録、電子メールやパソコン内に保管されているものがあります。この電子データは容易に削除が可能であります。厳密な管理規程が必要と考えます。公文書の定義、管理、作成義務、保管期間、廃棄等など、村情報公開条例では、村が持っている情報は村民のもの、ちょっと中略します。村民全てが積極的に村政に参加し、開かれた透明性の高い村政を実現する

ために、この条例を制定しますとあります。公開条例の定義、第２条では、実施機関としては、村長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員及び議会を言う。一方、村の文書規程では、文書取り扱い責任者の部分の４条になるんですが、課、会計係、議会事務局及び教育委員会事務局に責任者を置くとなっております。文書管理情報公開は、同じ定義で情報を作成し、保有することが条件になるんだろうなと思いますが、また公文書管理では紙だけではなく、電子メールやパソコン内の電磁的記録も公文書となると思います。容易に削除されないような規程をつくることが必要であります。

当然、職員が組織的に用いる文書も含むべきだと考えます。文書の作成義務、管理機関、廃棄、罰則等がありますが、これ、村長、先ほど進めていきたいという答弁をいただきましたけど、この公文書のこの規則との違いもあるもんですから、しっかりとした条例をつくっていくということで進めるべきだと思いますが、村長、もう一度お願いします。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　条例制定ということにつきましては、検討していく必要はありますけれども、全国的にまだまだ進んでいないという実態があるわけであります。南箕輪村のような、この小さな自治体で進めるということは、なかなか困難性もあります。したがいまして、大きな自治体が手がついてくれば、そういったことになってくるんではないかな、それを参考にしながらという部分もあるかというふうに思っております。

公文書管理といたしまして、電磁的な記録も公文書であると捉えておりますが、この電磁的な記録につきましては、文書規程に基づいて、基本的には紙ベースとして保存して管理をしております。したがいまして、これが消えてしまうということはないというふうに、紙ベースで残っているということで御理解をお願いをしたいというふうに思います。

保存期限を定め保管をしております。そういったことで、保存文書は年々増加をして、文書の保管場所も手狭になってきている、こういう状況も生まれてきておりますので、文書管理方法についても検討する必要があるというふうに思っているところであります。

議員御指摘のとおり、村の情報公開条例の前文にも、村が保有する情報は村民の皆さんのものでありますということであります。したがいまして、求めに応じて公開できる、積極的な公開を本村の場合はとっております。今後の文書の保管方法の見直しの際には、条例の制定も必要になってくるんではないかなというふうに思っておりますけれども、すぐに手がつくということは、これは不可能でありますので、その点は御理解をお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　百瀬議員。

１　　番（百瀬　輝和）　小布施町さんは、平成25年３月に制定されております。また、文書規程のほう、本当にこれ大変だなと思いますが、総務課がかなり担う部分が多いのかなという思いもありますし、しっかりとした取り組みをお願いしたいと思います。

自治体公文書管理は、公文書のライフサイクルを受けとめていかなくては体制整備ができません。一連の文書管理は政策、取得、整理、管理、廃棄、移管、利用、そうした流れの中で、ホームページ等への公表も住民への周知をするために大変重要だと考えます。ネット社会では必要な情報が瞬時に、いながらにして知ることができる、そんな時代に今なっていると思います。

私も、何か議事録が見たくて探したんですが、公表されていなかったということがありました。各課の情報も、公表はしていますけれども、ホームページ等への公表のルールなんかはどうなっているのか、村長に伺いたいと思います。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　ホームページ等の公表のルールの御質問であります。現在は法令等によって公表が定めれているものにつきましては、担当課において適切に公表しております。そのほかには、村民の皆さんに知らせなければならないこと、あるいは知っていただきたいことは主体的に、積極的に掲載をしておるところであります。

ホームページの公表のルールでありますが、今のところ特に定めておりません。議員御指摘のように、村民ニーズに合わせた情報を適切に選択し、公表できればいいわけでありますけれども、これを実現することは、非常にこれは大変だなと。これは本当に大変であります。その都度、会議録等々をつくりまして、公表していくということは、今手いっぱいの状況でやっている職員体制の中では、時間的な余裕がないというふうに思っておるところであります。したがいまして、法令にのっとって、定められているもののみについてはきちんとしていきたいというふうに思っております。

そのほかのものにつきましては、積極的な情報開示という、このことはさせていただいておるところであります。

全体含めまして、これは大変な問題でありますので、体制整備ができない限り、これは不可能であります。その辺も含めて、今後の課題ということにしていただきたいと思います。

これと関連する部分もあろうかと思いますけれども、小規模自治体では本当にこれは難しい問題だなというふうに思っておりますし、条例をつくってやっていくこと、これは必要でありますけれども、問題は、その運用をどうしていくのか、本当にこれが大事であるというふうに思っておるところであります。昨今の国の状況を見ますと、本当にこれでいいのかなという部分も発生をしておるところであります。文書の改ざん、決裁文書の改ざん等々も行われたりというようなこともあるわけでありますし、最近では口頭決裁というような言葉も出てきております。本当にこれでいいのかなという思いもしておるところであります。私も先般の庁議で、簡単なものは口頭決裁でいいよ、国がいいって言ってるんだからと言って、冗談で、これは冗談でありますけれど言いました。そういった部分を考えますと、これは本当に文書というのは、市町村そのもの、住民のものでありますから、しっかりと運用管理をしていく、このことの姿勢はそういう姿勢で行ってまいりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　百瀬議員。

１　　番（百瀬　輝和）　職員の仕事量の関係もあると思いますけれども、各会議の議事録等の公表、速やかにできるようなルールづくりというのは必要だと思います。いろいろな公文書管理等も言いましたけれども、しっかりとした取り組みを考えていただいて、早いうちに進めていただきたいと思います。

次に職員の働き方改革を進めるためにということで、以前少し触れましたが、ＲＰＡ、ロボティック・プロセス・オートメーション、ロボットによる作業自動化ツールの導入提案です。ちょっと資料をお配りしてありますけれども、また見ておいていただければと思います。

働き方改革の大きな柱は、長時間労働の是正です。ほかには、勤務間インターバル制度や、同一労働同一賃金などもあります。時間外労働、残業なんですが、原則月45時間、年間360時間までと設定され、特別な事情がある場合は年720時間、１カ月100時間未満、休日も含むです。となっております。原則である月45時間を超えられるのは６カ月までとしております。そうした中で、村の職員も時間外労働がふえてきております。提案するこのＲＰＡの長所は、作業ミスがない、24時間365日作業が可能、人間では不可能な超スピード、計算はとても得意。短所としては、自動化する業務がシステム化されていることが前提、紙を活用している場合はシステム化する必要あり。作業対象のシステムやデータが少しでも変わると動かない、いわれたことしかできない。アナログ、アバウトな思考や処理は苦手、作業用パソコンにロボット１台分のライセンス費用が発生するとなっております。

昨年塩尻市で総務省のモデル事業で取り組みました。今なぜ業務改革が必要なのか、保育業務改革プロジェクトとして、行政経営の課題として経常比率の悪化、義務的経費の増加、職員数の増加、業務量の増加が続く、そのことから目的、位置づけをして、重点改革項目、全庁業務の棚卸し、プロセスの見直し、ＩＣＴ、ＲＰＡ、ＡＩ等の活用、業務の効率化の検討・推進を行いました。

導入の費用対効果もありますけれども、村行政経営の課題も多くなってきていると思います。聞くところ、広域の情報センターでも検討は始めていると聞きました。これ、村も検討していく必要があると考えますが、村長いかがでしょうか。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　ＲＰＡについての御質問であります。本村の場合は、職員数もふやしていただいておりますけれども、まだまだ足りないというような状況も発生してきております。このマンパワー不足、本当に感じておるところであります。こういった中におきまして、本当に定例的な、定期的な用務の効率化をやっていくには、このＲＰＡの導入、これを検討すること、導入することは必要であるというふうに思っております。これからはこういう時代になるだろうというふうに思います。塩尻市でも保育業務で大幅な時間短縮ができた、あるいは伊那市におきましても人事給与面での短縮効果が実証されたという話は聞いておるところであります。

御指摘のように、このＲＰＡというのは定形的かつ膨大な作業量を伴う業務には適しておるところであります。一方では、判断や意思決定が伴うような、そういう業務には適さないという、そういう面もあるわけであります。全国的には導入に失敗した事例も多いというふうにお聞きをしておるところであります。

今、御指摘のように、このＲＰＡにつきましては、これから必要になってくるシステムでありますので、上伊那広域連合において、専門部会により調査研究を進めたところであります。先行事例の視察を行ったり、費用対効果を検討したり、どうやったら導入ができていくのか、今研究の緒についたところでありますので、本村も積極的にこれにかかわりながら、できれば実施できるような、そういうふうには考えております。

費用対効果の面から、これ単独では無理でありますので、できれば共同利用の中で検討していければというふうに思っております。したがいまして、上伊那広域連合の調査研究に積極的に参加をしていくということであります。

私も先般、県の町村会がありまして、長野市で実施しているふるさと納税事務の実証の部

分を見させていただきました。検討課題もあるというふうなこともありましたけれども、これからはこうした時代になってくるんだなというふうに感じたところであります。そういった推移を見守っていく必要があるというふうに思っております。本当に、難しい字や、くだけたような字まできちんと読み取っていくという、非常にすぐれたシステムだなというのを感じました。くどいようですが、上伊那広域連合について調査研究が始まっておりますので、その推移の中で積極的に会議にかかわっていきたいと思います。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　百瀬議員。

１　　番（百瀬　輝和）　よろしくお願いします。

これ一方で教職員の働き方改革では、変形労働時間制の導入を目指す改正教職員給与特別措置法が昨年12月に成立して、自治体の判断でまとめ取りが可能になります。時間が何より大切な教育現場が効率化によって余力が生まれることで、教員が子供たちと向き合う時間と、心に余裕が生まれるということも言われております。学校現場もこのＲＰＡで効率化できる可能性を秘めていると言われております。学校現場にも導入を検討していく必要があると考えますので、これは通告してありませんので提案として言っておきます。

最後に、日本の野球を変えた野村克也氏の言葉です。どうするかを考えない人に、どうなるかは見えない。

以上で質問を終わります。

議　　長（丸山　　豊）　これで、１番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

ただいまから３時45分まで休憩といたします。

休憩　午後　３時３６分

再開　午後　３時４５分

議　　長（丸山　　豊）　休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

議席番号６番、都志今朝一議員。

６　　番（都志　今朝一）　議席番号６番、都志今朝一です。私はさきに通告いたしました３項目について、村長並びに教育長にお伺いいたします。的確なる答弁をお願いいたします。

コロナウイルスが日本中に蔓延し、収束が見えません。一日も早い収束の来る日を願いながら、本日最後の質問を行います。なお、質問は信濃毎日より引用しております。

それでは、１項目めの村の防災計画及び対策についての１件目、村内避難所の非常用電源の設置計画についてをお伺いいたします。

南箕輪村第５次総合計画前期基本計画と村総合戦略最終年度を見直し、新たな１年に向け、唐木村政が新年の村政展望が報道された。展望では、選ばれる村、元気・活力ある村づくりを推進するとうたわれ、その中に防災に強い村づくりをさらに進めるために、村民体育館、区公民館など、避難所機能を高めるため、エアコンの設置、給水車の導入、小・中学校の非構造部材の改修を実施、また有利な制度を活用して、大芝に防災研修センターの建設も上げられている。また、２月20日に南箕輪村の2020年度一般会計当初予算を発表し、過去最大の予算規模65億8,000万円であり、主な事業の項目の中に自治・協働・安全の項目に新規事業で避難所空調設備設置が上げてあります。避難所に指定している村民体育館と全12区の公民館へのエアコン設置費２億750万円の予算づけがされております。2019年９月の台風15号では、千葉県において風速40メートルを超える風により電柱の倒壊が起き、93万戸にわたり最

大で280時間の停電が発生しました。私たちの生活にとっては、電気は欠くことのできないエネルギー源であります。20年度当初予算で計画している村指定の避難所空調設備にも電源が必要であると思います。全12区の公民館、エアコンの稼働には200ボルトの電圧が必要と思われます。停電時、村内避難所の非常用電源が必要不可欠になると思われますが、必要性についての考えと設置についての計画はどうであるかをお伺いし、１件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議　　長（丸山　　豊）　答弁を求めます。

唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　６番、都志今朝一議員の御質問にお答えを申し上げます。

村内避難所の非常用電源の配置計画につきましての質問であります。村では、村内に26カ所の避難所を指定をしておりますが、非常用電源、ほとんど設置はされておりません。信州大学農学部にはあります。昨年、台風15号、千葉県で大規模な停電が発生し、非常に住民生活に混乱が生じたことは記憶に新しいところであります。こうした状況を踏まえまして、非常用電源の配置、特に通信機器の機能を維持し、いち早く被災状況を発する、このことが必要ではないかなというふうに思っておるところであります。

しかし、１施設全体の電力量を賄うための電気供給の非常用電源設備を設置するということは、これは多額な費用を要するということで、必要性はありますけれども、全ての避難所に設置するということは困難であります。村では、平成29年度までに各避難所に簡易発電機を配置をし、必要最低限の電源を確保できるように対応はしております。また、災害時は停電が発生した際に、電気復旧をスムーズに行うために、昨年11月に中部電力株式会社と災害時における相互協力に関する協定を締結をしたところであります。

また、さらに電気自動車等を利用した避難所における電源確保を目指して、自動車企業と連携した防災協定の締結も進めているところであります。そのほか、現在協定を締結しているリース関係企業との有事の際における大容量の自家発電機の借り受けの確認や、来年度予算に計上させていただいておりますスマホなどの電気機器類の充電を可能とするソーラーパネルつきの非常用の移動式電池などを備えていく計画でおるところであります。そんなことで、徐々に整備をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　都志議員。

６　　番（都志　今朝一）　大芝公園に設置されている非常用水源の確保にも電源が必要です。村の多くの施設が電気エネルギーで稼働しています。非常用電源施設設置には、多額の予算が必要と思われますが、いつ起きるかわからない災害に対して村民の安全・安心の生活に対しての対策をお願いし、２件目の信濃毎日新聞の市町村長アンケートの回答についてをお伺いいたします。

信毎は昨年10月の台風19号豪雨災害から４カ月となるのを機に、県内77市町村長を対象にアンケートを行い、２月11日に結果をまとめた。最多だったのは防災訓練・教室など、住民の防災意識向上で54市町村、70％が着手済みか、着手を検討している。次いで、住民・自治組織との連帯強化が50市町村、65％。ハザードマップの見直しが45市町村、58％。続いて、災害時の職員体制運用の見直しが44市町村、57％で、いずれも県内市町村の過半数に達した。

台風19号災害をきっかけに、着手したこと、着手予定、前向きに検討しているとの問いの項目で、南箕輪村の回答では、着手済みには防災訓練など住民の防災意識向上、着手予定・検討には、ハザードマップ見直し、自治体庁舎設備の見直し、拡充、移設とあります。庁舎設備の見直し、拡充、移設に着手予定に検討とした内容についてをお伺いし、２件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　報道機関が行った市町村アンケート調査の中からの質問であります。

庁舎施設の見直し、拡充、移設に着手予定について検討したことにつきましては、令和２年度に実施を予定しております防災研修センター建設に基づくものとなります。この計画によって着手予定ということにしたところであります。

この施設につきましては、防災の研修を行う施設のほか、役場庁舎が被災した場合における災害対策本部の設置を可能とする機能も兼ね備えた施設とし、非常用電源設備等の災害対応設備の設置を考慮し、建設を進めていくよう計画をしておるところであります。

こういった事業が予算案として計上されておりますので、この事業計画の実施を予定していることをもってアンケート調査への回答をしたということでございます。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　都志議員。

６　　番（都志　今朝一）　大芝へ建設予定の防災研修センターが防災の拠点となることをお願いし、続いて３件目の大芝高原道の駅を防災道の駅の認定制度に申請する考えがあるかをお伺いいたします。

国土交通省は道の駅の防災拠点化を進める自治体に対し、財政支援を拡充する方針、防災道の駅の認定制度を2020年秋ごろに創設し、広域的な救援・復旧活動の拠点としての機能強化を重点的に後押しする。道の駅は全国1,160カ所あり、自治体の防災計画に拠点として位置づけられている施設は約500カ所に上る。防災道の駅は、主にこの500施設の中から各都道府県一、二カ所を選定する。高速道路のインターチェンジや幹線道路に近く、洪水や津波などの危険区域にないといった要件が設けられる見込みである。大芝公園自体が現在、上伊那の防災拠点にもなっており、要件も満たしていると思います。認定に申請する考えはどうであるかをお聞きし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　大芝高原の道の駅を防災道の駅にとの質問であります。防災道の駅につきましては、御指摘のように国土交通省が2020年度に全国にある道の駅の中から、より広域的な防災拠点となる防災道の駅を選定する新たな認定制度であります。

この認定制度につきましては、国交省が全国道の駅連絡会などと連携して、防災機能を持つ既存の道の駅から、地域にとって広域的な防災拠点、災害時の復旧・復興拠点となり得る場所を選定する見込みとされております。

ただ、この具体的な選定方法につきましては、今年度中に検討されるとされておりますが、今のところ検討結果が示されておらず、未定であります。したがいまして、この方針が決まったところで大芝高原の道の駅が選定要件に該当することとなれば、村としての考え方をまとめていきたいというふうに思っております。

大芝高原は、県の防災拠点の場所となっております。津波だとか、そういった心配もないところでありますし、防災のヘリの発着等々も考えられるところでありますので、どういった方針になるのかわかりませんけれども、防災道の駅になり得るというふうには思っておりますけれども、それが明らかになったとこころで、十分また検討し、議会にも御相談を申し上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　都志議員。

６　　番（都志　今朝一）　大芝高原道の駅が防災道の駅の認定になることを願いながら、４件目の大雨・洪水警戒レベル、住民へはどのような形で周知を図るかをお伺いいたします。

大雨・洪水警戒レベルは豪雨時の防災気象情報を政府指針に基づき、５段階の警戒レベルで住民に伝える自治体避難情報と対応させ、３が避難準備、高齢者など避難開始、４は避難、全員避難で、避難勧告と指示とした。５は川の氾濫など、既に災害が起きた状況で命を守る行動を求めている。2018年の西日本豪雨で逃げおくれた人が多かった教訓から避難のタイミングを直感的に認識してもらう狙いで、昨年の梅雨時期から運用が始まった。

昨年の台風19号では広い範囲で大雨特別警報が発表されたが、多くの自治体の担当者は切迫感が伝わらない、レベル４の中に２つの避難情報があるのは、市民にとってわかりにくいとして、改善を求めている自治体もある。このように避難勧告と指示が同じレベル４にあり、大雨警戒レベルが村民にとっても理解しづらいと思います。わかりにくい大雨・洪水警戒レベルを村民に対してどのような形で周知を行うかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　防災関係の大雨洪水レベル周知方法であります。昨年３月に内閣府より示された避難勧告等に関するガイドラインによりまして、本村も８月から警戒レベルの導入における避難情報の発令基準の運用としました警戒レベル３から５を用いて、避難情報を伝達することとしております。避難をする際にわかりにくいというこういう点がありますが、災害のおそれのある場合、２つの情報が発令・発表され、自治体が発令する避難情報、警戒レベル３から４と、国・県・気象庁等が発表する防災気象情報警戒レベル３から４相当があるところであります。この３から４ということで、両方から発令されるという、こういう可能性もあるところであります。

防災気象情報というのは、自主的に避難行動をとるために参考とする情報であり、村から避難情報が出ていない場合でも、この情報を参考にして危険を感じたら自主的に避難を始めていただくための情報となります。

村から避難情報が発令された場合には、直ちに避難行動等をとっていただくものとなります。この点がわかりにくいという部分ではないかなというふうに思います。

避難勧告、避難指示が同じ警戒レベル４に位置づけられているところでもあります。避難勧告を発令する場合には、警戒レベル４、避難勧告発令として伝達し、避難指示の発令も同様に、警戒レベル４として伝達を行います。この点もわかりにくいということであります。しかし、警戒レベル４の避難勧告発令の際には、直ちに避難していただくこととなりますので、警戒レベル４が発令された場合には避難勧告、避難指示、どちらであっても、直ちに避難をしていただくことは同じであります。住民の皆さんには、みずからの命はみずから守っ

ていただくという意識を持っていただき、警戒レベル４が発令された場合には、直ちに避難行動を開始をしていただくよう、再度周知を図ってまいります。わかりにくいという部分であれば、本当にわかりにくいなという面もあるわけであります。しかし、現状ではこういったことを住民の皆さんに理解をしていただくということに努めてまいりたいというふうに思います。

この警戒レベルの説明につきましては、昨年の自主防災連絡協議会防災士会での説明を初め、村広報紙の７月号により周知をしてまいりましたが、より理解を深めていただくよう、引き続き梅雨の時期や台風シーズン前に、防災訓練などの機会等々を捉えながら、区や自主防災組織にも協力をいただき、周知を図っていきたいというふうに思っております。なれていただく、避難勧告、こういった情報になれていただく、このことも必要かなというふうに思いますので、その点は何回も周知をしていく必要はあるというふうに思います。本当にこれは命にかかわる問題でありますので、常に広報をしていく必要があるというふうに思っております。折を見ながら、その都度その都度、周知をしてまいりたいというふうに思っておるところであります。

本村の場合、地震というのは一番大きいかなというふうに思っておりますし、天竜川の氾濫等々の危険性もなきにしもあらずというところでありますので、そういった災害を想定しながら、また住民の皆さんに周知もさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　都志議員。

６　　番（都志　今朝一）　災害時、村民の皆さんが混乱なく避難できるよう周知をお願いして、２項目めの子育て対策の多胎児家庭に対する支援についての取り組みについてをお伺いいたします。

双子や三つ子といった多胎児を育てる家庭を支援するため、厚生労働省は2020年度から育児サポーター派遣事業を始める、多胎児の育児をめぐっては、愛知県で18年、三つ子の母親が次男を床に落として死亡させる虐待事件が発生している。裁判で弁護側はかわるがわる三つ子が泣き、自殺することばかり考えていたと苛酷さを主張した。育児の悩みを抱え込む親の姿が浮き彫りになった。支援策は育児サポーターを各家庭に派遣、家事やおむつがえなどを手伝ったり、外出に付き添ったりする。実施主体は市町村で国が費用の半額を補助するとしている。村の支援に対する取り組みはどうであるかお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議　　長（丸山　　豊）　答弁を求めます。

唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　多胎児家庭に対する支援の取り組みの御質問であります。これは、かなり前の話、過去の話になりますけれども、本村でも平成13年４月に南箕輪中学校に７組の双子が入学したと全国ニュースで放送されたことがありました。これはかなり話題になったところでございます。

そのころ、村では双子の出生者数が年間３組から５組あり、保健師の担当係で毎月１回、双子の会のクローバーの会を開き、双子の子育ての大変さや、工夫したらうまくいったなどの情報を交換したり、衣類の交換などを行い、交流をしてきました。

そのお子さんが大きくなり、自主組織となってからは、村では直接はかかわっておらないところであります。最近、四、五年の双子のお子さんの出生数を見ますと年間ゼロから２組ぐらいという状況で推移をしておるところであります。

また、三つ子以上の多胎児の出生については、村では把握をしている限り例がないところであります。したがいまして、平成13年の、この７組の双子が入学したというのは本当にまれの例だったのかなというふうに思っておるところであります。

さまざまな育児の支援の中で、産後育児ヘルパー事業を子育て支援課で行っておりますが、これは出産後の体調不良等の時期に家庭にヘルパーを派遣して、家事や育児支援を行い、母親の精神的・肉体的負担を軽減するための事業で、多胎児世帯につきましては、利用回数が１人延べ20回のところを延べ40回、最大80時間、１人に比べて倍に拡大をしておるところであります。ただし、今のところ、この多胎児世帯で利用された家庭はないということであります。

厚労省では2020年度から新たに多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や、育児サポーターを派遣する事業を開始することとなっております。この中で、該当する家庭があれば、事業の内容を案内し、希望があれば支援はしてまいります。子育て関係につきましては、きっちりと支援をしてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　都志議員。

６　　番（都志　今朝一）　日本一の子育てを目指している村政です。よりよい支援策をお願いし、３項目めの学校教育の１件目、県内不登校過去最多数に対する対策についてをお伺いいたします。

報道によると、県教委は2018年度に不登校だった県内の児童・生徒数は小学校で1,032人、中学校で2,197人となり、調査を始めた1991年以降で、それぞれ最多となったと公表した。県教委の支援課は、不登校が問題行動ではなく、無理して学校に行かなくてもよいと考える親がふえたことが一因と分析している。不登校の要因を学校にかかわる状況では、学業の不振が最も高く、本人にかかわる要因では、不安の傾向があるが最も高い。県と県教委は総合教育会議で不登校の児童・生徒への対応を抜本的に見直すため、新たな対応策への基本方針をまとめることを決定した。全国的に見ても、前年度から約２万人がふえ、増加は６年連続である。南箕輪村の傾向はどうであるかと、対応策はどのようであるかをお聞きし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議　　長（丸山　　豊）　答弁を求めます。

清水教育長。

教 育 長（清水　閣成）　本村の小・中学校不登校児童・生徒の状況についてでございます。

議員お話しされましたように、県内では昨年度、不登校、病欠の児童・生徒を除きますが、30日以上欠席ということで、1,032人、中学校では2,197人となっております。全国的にも少子化が進む中で、不登校の児童・生徒はふえてきている、そういう現状がございます。

本村の小・中学校の現状ですか、29年度、不登校の児童・生徒、南箕輪小学校が10名、南部小ゼロ、中学校19、30年度南箕輪小学校８名、中学校19名、南部小ゼロでございます。昨年度といいましょうか、29年度、30年度、郡内では比率的には高い状況がございます。

31年度、12月末現在でございますが、南箕輪小学校８名、南部小ゼロ、中学校24名という

状況でございます。

対応策についてですが、子供たち一人一人の状況というのは異なっております。その子の状況をしっかり受けとめることを基本に、各校の教頭、コーディネーターを中心に支援会議等が行われております。学校、相談室、教育委員会、保健師、そして特に家庭等とつながることを大事にしながら、その会議は持たれております。

サポート体制、仕組みですが、南小の校内中間教室、ゆりの木といいますが、中学校の中間教室、若竹、そして村の中間教室をこども館内に整えております。中学校にはＳＳＷ的な動きをする心の相談員も配置し、力を発揮していただいております。

子供たちの動きとしては、小・中、先ほどゆりの木、若竹という教室をお伝えしましたが、の活用により、学級に復帰したり、あるいはゆりの木から村の中間教室、それから中学校の若竹教室、それから学級というか、通常級というような歩みがあります。個によって、それぞれさまざまでございますが、いずれにしましても、中間教室は大事な場所であるというふうに考えております。

また、中間教室担当、それから学校職員、学校教育専門員、教育相談員により中間教室連絡会を年に四、五回開いております。子供たちの情報交換を行っており、特に小・中の接続といいましょうか、連携のところでは、丁寧に情報共有、状況、あるいは支援のあり方について共有を図っております。

今後について思うことなんですけれども、子供たちの自立に向け、今までの営みのより適切さとともに、今年度から子育て教育支援相談室のスタッフが小学校でＳＳＴをやって、そこに力を入れております、ソーシャル・スクール・トレーニング的な人との関係性も含めてということで、それを継続・充実していくことが大事というふうに考えております。

それから、私にとっては衝撃的な言葉がこの間、会議で出されたんですけど、これまでの不登校対策は、何か根本的に間違っていたのではないか、これは県の言葉です。先ほど、議員おっしゃられた新たな方策、それにつながる言葉かなというふうに受けとめております。ですので、県との情報共有を図りながら、村としても子供たちの支援にしっかり当たってまいりたいと、そんなことを考えております。

議　　長（丸山　　豊）　都志議員。

６　　番（都志　今朝一）　不登校の児童・生徒が１人でも少なくなる対策をお願いし、２件目の中学校の部活の状況はどうであるかをお伺いいたします。

県教委は昨年２月、中学生の運動部活に関する指針を改定、長時間化や過度な練習によるけがを防ぐため、１日当たりの時間を長くとも平日２時間、土日などは３時間程度とした。週に２日以上の休養日を設け、土日のどちらかは休みとすることも定めている。

県内の中学校では、地域の大会で１、２回戦どまりだった生徒が土日も練習に力を注いだ結果、上位入賞を果たし、自信を得たと強調、勝つ喜びを味わわせるための練習時間は必要だと話す。熱心な練習を歓迎する親は発言力が強い。県内の複数の保護者からは、社会体育の名目での練習が長時間になっているとの声もある。県教委も指針に従ってもらうよう、顧問対象の研修会を開くなどしている。このように、県内部活についてさまざまです。南箕輪中学校の現状はどうであるかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議　　長（丸山　　豊）　清水教育長。

教 育 長（清水　閣成）　南箕輪中学校の現状についてお答えします。

現在、新型コロナウイルスの感染予防対策ということで部活はずっと休みになっております。４月の３日までといいましょうか、来年度のスタートまでということで、そういう状況ですが、子供たちはうずうずしてるかなと思っておりますが、いたし方ないなと思っております。

通常の状態においてですが、村では部活動ガイドラインを国のスポーツ庁から出ているガイドライン、それから県の中学生期のスポーツ活動指針に準じて、平成30年４月に、また令和２年４月からは、来年度当初ですが、来月からですが、文化活動を含めた改訂版を整えております。ガイドラインに、趣旨として南箕輪中学校部活動は、学校教育の一環として行われ、家庭との連携のもと、生徒が興味関心がある活動にみずから取り組むこととして、個々の個性や可能性を伸ばすことができるを根底に置きながら活動が営まれております。

また、指導方針、幾つかあるわけですけど、その中に、心身の調和のとれた育ち、発達を考えた活動内容により、健康で明るく、潤いのある学校生活を送ることができるようにするを据えております。

１番は生徒の願いの具現、実現に向けてということであります。朝部活は通年、原則としては行わない、校長が認めた場合は可としております。放課後の活動は、長くとも２時間程度、最大夜６時45分までの活動としております。ここで言う活動時間なんですが、文化部の活動は会場への移動、当日の準備、片づけ等の時間は含まない。それから、スポーツ活動でいいますと、身体的な活動を行う時間として、会場への移動とか準備、片づけ、ミーティング、試合後の休憩、見学等は含まないということで決めております。

平日１日、それから土日少なくとも１日以上の休養日とする、これも定めております。

村の特徴であるわくわくクラブとの連携により、クラブから部活動の場所の確保、それから消耗品の支給や、コーチの方の派遣等の支援を受けております。ジュニアユースのクラブとしての活動もあり得るわけですが、スチューデントファーストの理念のもとの活動と受けとめております。

以上でございます。

議　　長（丸山　　豊）　都志議員。

６　　番（都志　今朝一）　勝つことでしかスポーツの価値を教えられないとすれば、そこが問題だと思います。中学生期のスポーツ活動指針に基づいての活動をお願いし、３件目の二学期制に対する考えについてをお伺いいたします。

県内で二学期制が始まったのは、ゆとり教育を掲げた学習指導要領が導入された2002年ごろ、完全週５日制が始まり、年間授業時間の確保が課題となったのがきっかけで、１年を前期、４月から９月ごろと、後期、10月ごろから３月までに分ける二学期制の小学校では、冬休み前の通知表がない、県内では諏訪市を中心に始業式や終業式を減らして、授業時間を確保するために始まった。ただ、現在でも導入している公立小・中学校は、箕輪町の箕輪北小学校など、県下では18校である。箕輪町箕輪西小学校などでは三学期制に戻した。

理由は長年夏休みと正月が生活上、１つの区切りとして、子供や保護者の意識に定着しているためとしている。三学期制だと、夏休みや冬休みに入る直前は通知表のために連日残業する教師も多い。一方、通知表が２回なら前期末の９月に出す分は夏休み期間を使って、ゆとりを持って作成ができる。始業式・終業式を少なく、授業時間を確保、通知表作成にゆとりが持て、教職員の負担軽減ができる。そうした状況下、二学期制への移行を視野に入れて

いる小学校などもある。二学期制と三学期制については、一長一短があると思います。今後、南箕輪村の教育委員会で二学期制への移行の考えがあるかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議　　長（丸山　　豊）　清水教育長。

教 育 長（清水　閣成）　二学期制に対する考えはという御質問でございます。

議員お話しされましたように、二学期制は４月から９月までと、10月から３月までを学期のまとまりとし、三学期制は現在、南箕輪村は３校で実施している学期制でございます。先ほどありましたが、学校完全５日制以降、二学期制を導入する学校というのはふえてきたんですけれども、三学期制に戻している学校が多いとも聞いております。現に、郡内でも、先ほど箕輪西小のお話ありましたが、そのほかの学校でもそのような動きをしている状況がございます。

子供たちは学校、家庭で生活していくわけで、その生活を通して、自立する力を培っていきます。その意味で、学期制は大きな意味を持つというふうに考えております。三学期制は、子供たちが目標を持って頑張ろうとするときに、二学期制の６カ月という長さは目標を持って生活するときに長いかなと、そういうふうに考えております。１学期、４カ月、２学期４カ月強、それから３学期３カ月程度の三学期制のほうがスパンとしてはちょうどいいのかなという、そんなふうに受けとめております。

各学期の終了後に休みがございます。夏休み、冬休み、春休み、それで通知表等によって評価がなされ、それを自分のものとして、宿題等、自分で計画を立てて休みを過ごす、また新学期新たな気持ちでスタートを切る、そういうことができるなと思っております。

教職員の関係ですが、通知表が２回になって、その分時間ができるわけですが、９月末に終業式を行い、それから気持ちを切りかえるために、わざわざ若干休みを入れたり、そういう状況もあります。それから、１学期と２学期の終業式のかわりに夏休み前集会、冬休み前集会等を行うと、かえって授業時数がふえる結果となりかねません。また、上半期のまとめとしての時期、９月になりますけれども、そこは運動会、中学校でいうと文化祭がちょうど重なってくる時期になります。それで、大変忙しく窮屈な状況になるなというふうに考えられます。

村は春夏秋冬、非常に自然豊かな村でございます。その季節の流れ、生活の流れに応じた三学期制が望ましいというふうに考えております。

以上でございます。

議　　長（丸山　　豊）　都志議員。

６　　番（都志　今朝一）　二学期制のよいところは取り入れながら、ゆとりある教育を進めていくことをお願いし、最後に４件目の学びやに防災備蓄品の保管の取り組みについての考えをお聞きいたします。

報道によると、松本市源池小学校ＰＴＡが３学期から災害に備えて児童の食料や医薬品を校内に保管する取り組みを始めました。

災害時に保護者がすぐに迎えにこられず、児童が学校に長時間滞在する事態を想定、各家庭で袋に詰め、専用倉庫に保管する、児童は始業の日に持参、校舎２階に設置してある学級ごとに備蓄品を入れた箱を詰め、職員が必要なときに鍵をあけられるようにした。備蓄品は学期ごとに見直す。各家庭で防災について考える機会にするとした。備蓄品には賞味期限が

長く、飲んだり、食べやすいものを選んだ。また、寂しくなったときに温かい気持ちになるようにと、お守りや家族の写真も添えられた。また、時間のあるときに、遊べばと折り紙を入れた児童もいた。災害はいつあるかわからない、意識を高く持つことが必要であると思います。南箕輪小・中学校でも取り組んでみませんか。考えをお聞きし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議　　長（丸山　　豊）　清水教育長。

教 育 長（清水　閣成）　学びやに防災施設の考えはという御質問でございます。

今、松本の源池小学校の例を参考にということで答弁をさせていただきます。

児童・生徒の防災備蓄品を学校に保管する取り組みについてでございますが、学校における防災教育関係につきましては、これまでも議員の皆様からたびたび御質問をいただいてきております。

小・中学校では災害に備え、定期的に避難訓練、防災訓練、引き渡し訓練を実施しておりますが、自分の命を自分で守る能力・態度を育てること、さらには自分で判断して行動・避難できる力を育てることを大事に取り組んできています。

今年度南部小学校では６年生のＰＴＡの方が中心となって、１泊の避難所訓練、避難所体験をしております。議員の御質問は、災害時に児童が長時間学校に滞在することを想定した場合の取り組みについてでございます。

このような場合、村では非常用の食料等で対応させていただく計画でおりますが、先ほどの源池小の場合、児童たちが柔軟に使用できる備蓄の必要性を考え、取り組んだということでございます。実施するに当たって、一番の問題は、備蓄品の保管場所というのが実際には問題になってくるかなというふうに思っております。本村の小・中学校、南箕輪小、南箕輪中学校ですが、備品等のスペースを確保するのは非常に苦しいかなというふうに、今、これからＩＣＴの関係で、キャビネット等が入ってくるわけです。そこもどうしようかって、非常に事務局悩んでいるところでございます。その辺の解決を図ることが必要となってくるかなというふうに思います。

源池小の取り組みは、ＰＴＡが地域と連携しながら、防災をテーマにした活動を行う中で必要性を感じたということであります。備蓄品として何を入れるのかを一緒に考えることで、各家庭でも防災について考えるとてもよい機会になり、子供たちの防災教育になると思います。ＰＴＡの皆さん、学校と一緒に検討してまいりたいなと、そんなことを思っております。

以上でございます。

議　　長（丸山　　豊）　都志議員。

６　　番（都志　今朝一）　学校教育については、課題が山積していると思います。児童・生徒が明るく楽しく学べる学びやをつくっていただくことをお願いし、以上で私の質問を終わらせていただきます。

議　　長（丸山　　豊）　これで、６番、都志今朝一議員の質問は終わります。

なお、１名の議員の質問が残っていますが、あす12日の午前９時から一般質問を続けることといたしまして、本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

事務局長（松澤　さゆり）　御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議　　長（丸山　　豊）　お疲れさまでした。

散会　午後　４時３２分

議　事　日　程（第３号）

令和２年３月１２日（木曜日）　午前９時００分　開議

第１　一般質問（質問順位第７番から）

９番　　三　澤　澄　子

○出席議員（１０名）

１番	百瀬輝和	６番	都志今朝一
２番	山﨑文直	７番	加藤泰久
３番	原　源次	８番	小坂泰夫
４番	藤城栄文	９番	三澤澄子
５番	笹沼美保	１０番	丸山　豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	住民環境課長	清水恵子
副村長	原　茂樹	健康福祉課長	堀　正弘
教育長	清水閣成	子育て支援課長	唐澤孝男
総務課長	藤田貞文	産業課長	出羽澤　平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	藤澤　隆
会計管理者	松澤厚子	代表監査委員	原　浩
財務課長	唐澤英樹		

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤さゆり
議会事務局次長	髙木謙治

会議のてんまつ

令和２年３月１２日　　午前９時００分　開議

事務局長（松澤　さゆり）　御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。
〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕
議　　長（丸山　　豊）　お疲れさまです。
　ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。
　日程第１、昨日に引き続き一般質問を行います。
　質問順に発言を許可いたします。それぞれ、的確な質問、答弁をお願いいたします。
　議席番号９番、三澤澄子議員。
９　　番（三澤　澄子）　おはようございます。
　９番、三澤澄子でございます。
　１人はみ出しの一般質問でございまして、よろしくお願いいたします。
　昨日の東日本大震災発生の３.11、９年前と同じ議場で迎えました。住まいを失い、今なお避難生活を続けている人は約４万8,000人、原発事故の影響で避難指示が解除されても、故郷に戻れる人は少なく、解除市町村の居住率は28％にとどまっています。
　住まいや生業の再建など、多くの課題を残したまま10年目に入りました。私たちは福島を忘れないを胸に刻んで、ともに災害から命と暮らしを守る政治の実現に力を尽くします。
　また、新型コロナの影響はあらゆる活動に制限がかけられ、事に突然の休校に追い込まれた子供たちの心の痛みははかり知れません。大人の責任として子供たちの安心と安全を守ること、そして最善の道は何かを考えます。取り組みをよろしくお願いいたします。
　さて、あらかじめ通告いたしました２つの項目について、質問をいたします。
　最初に気候非常事態宣言後の取り組みについてであります。近年、地球温暖化による大規模黄砂が世界各地で頻発し、気候変動への危機感を背景に気候制御を実現しようという世論が高まっています。本議会でも県からの2050年二酸化炭素排出実質ゼロの表明の依頼を受け、気候非常事態に関する決議を採択しました。
　昨年９月のグローバル気候マーチには、185カ国で760万人、日本でも23都道府県で5,000人以上が参加しました。気温上昇は後戻りができない限界点に達しつつあると言われ、今後10年の取り組みが重要だと言われています。ＣＯＰ25の中でも日本はCO_2排出ゼロに向けての消極的な姿勢で化石賞を二度もカウントされました。国の姿勢とは反対にCO_2排出を2050年にはゼロにすると宣言する自治体が急増しています。２月３日時点でありますけれども、53の都道府県と市町村が宣言し、さらにふえ続けています。我が村でも議決を受けて、近々宣言されると思います。
　そこで、１として、昨年12月６日、県は気候非常事態宣言2050、ゼロカーボンへの決意を発表しました。資料としてつけましたこの信毎の記事を見ていただきたいと思います。
　この信毎によれば、2020年の県予算案であります。県内に甚大な被害をもたらした昨年10月の台風19号豪雨災害への対応に重きを置きつつも、気候変動対策、CO_2排出ゼロへ本腰と報道されているところです。まずは気候変動の危機を県民に理解してもらうための取り組

みとして、普及啓発、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及拡大等を予算化しています。環境部には、気候変動担当部長を新たに配置、他部局も巻き込んで対策推進、19年度末に気候危機を突破するための方針を取りまとめ、21年度からの県環境エネルギー戦略を20年度中で改定し、CO_2排出量実質ゼロに向けた道筋を示すとしています。

そこで、村での取り組みとして、2050年の30年間でゼロの目標ではありますが、特にこの10年間が重要ということも含め、推進の方法、実行計画と、庁内体制の強化をどう考えているかをお聞きします。

議　　長（丸山　　豊）　答弁を求めます。

唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　９番、三澤澄子議員の御質問にお答えをいたします。

まず、気候非常事態宣言でありますが、３月議会開会日に議会におきまして気候異常事態を宣言することを求める決議が可決されました。この決議は重く受けとめておるところであります。村といたしましても、即日気候非常事態宣言ということを予定しておりましたが、新型コロナウイルス対策という緊急事態を鑑みまして、当面の間、宣言は延期をさせていただいているところでありますけれども、時期を見て宣言をする予定でおります。

県では、令和元年11月県議会定例会における気候非常事態に関する決議を受けて、12月６日に阿部知事が気候非常事態宣言を宣言されました。今後、県民一丸となって徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の促進、さらには、エネルギー自立分散型で災害に強い地域づくりを進め、2050年には二酸化炭素排出量を実質ゼロにするということを決意するというものであります。

これを受けまして、本村におきましても、今後村民一丸となって気候変動対策を進めていけるようにしてまいりたいとは考えております。もとよりこの小さな村にできることは限られてくる部分はあります。ここ数年の猛暑や猛烈な台風、頻発する集中豪雨など、目に見えない肌に感じる脅威に対し、これを何とかしなくてはいけないという思いがあります。

具体的な取り組みにつきましては、これからとなりますが、令和２年度は第５次総合計画の後期基本計画の策定の年となりますので、この計画づくりの中で施策の具体化を図っていければと思っております。

CO_2削減に向けてでありますけれども、再生可能エネルギーへの転換、これは本当に重要であるというふうに思っております。照明のＬＥＤ化、電気自動車等の導入、あるいはCO_2を吸収する森林整備など、全庁を挙げて横の連携をとりながらできることから取り組んでいく必要があります。また、今体制強化という質問がありましたけれども、さまざまな事業の推進には、体制の強化が必要であります。ただ本村の場合、既に定数が一杯であります。来年度での体制の強化というのは困難ということであります。その点はぜひ御理解をお願いをしたいと思います。今後につきましては、また議会と相談しながらということになります。体制の強化を含めて、取り組みを進めてまいります。

今申し上げましたように、あらゆる施策、可能なところからということで御理解をいただきたいというふうに思いますし、体制強化は今申し上げましたとおりでございます。既にこれ以上、人がふやせないという状況であります。また、ここにきて本当にありがたい、うれしいことでありますけれども、16人、17人ということで育児休業取得者、取得予定者申し上げてきましたけれども、３人ほど新たに生まれてまいりましたので、南箕輪のこれが特徴で

あります、そんなことも鑑みまして、また議会と相談をさせていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

議　　長（丸山　　豊）　三澤議員。

９　　番（三澤　澄子）　2018年の12月議会一般質問で、パリ協定の目標達成の世界的取り組み、世界気候エネルギー、これは首長ですけれども、首長制約というものへの参加を村長に求めたところであります。ことしは松本の市長が署名したと報道されております。そのときは庁内の体制が整わないということで、研究していくということでございました。この首長制約に署名することにより、実行計画の作成支援や推進に向けての提案など、さまざまな助言が得られるメリットがあります。現時点での村長の考えは、どうでしょうか。お願いします。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　本村でも宣言が近々といいますか、コロナウイルスがおさまった時点で宣言をしたいというふうに思っております。

そういったことを考えれば、そういうことも考えられるということであります。ただ、先ほども申し上げましたけれども、どう実行していくかという、このことが大切でありますので、それらを踏まえて、また考えさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　三澤議員。

９　　番（三澤　澄子）　ぜひ積極的な署名のほうもお願いしたいというふうに思います。

２番目として、CO_2排出ゼロに向けて、１つにはエネルギー政策をどう進めるかということが大事になると思います。その中で、現状がどのようになっているかということを把握することが必要だというふうに考えます。村内での再生可能エネルギー、何があるのかをお聞きしていきたいと思います。

この間、村では、公共施設への太陽光発電の設置をしてまいりました。これはちょっとモデル的な位置づけのみであります。また、下水道処理場には太陽光発電一定の成果が出ている大きなものをつくったところであります。

国や村の補助金があったときには、一般家庭の屋根にも設置が進んでおりますが、現在、村内個人住宅の新築、アパートの新築が多く見受けられます。その際に太陽光発電が一体で設置されているというふうに思います。また、村内農地へも日々太陽光発電がふえ続けているところであります。これからの計画には実態をつかむ必要があると思います。これらを合わせてCO_2削減のカウントは可能か実態をつかみながら、これからの計画に反映させていくことが大事だと思いますが、その点をお願いいたします。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　実態はどうかという質問でございます。

実態は現状ではつかみ切れていないというか、つかめることは整っていないということであります。

本村では、平成21年度に南箕輪村地域新エネルギービジョンが策定をされ、太陽光や木質バイオマスなどを利用した環境に負担の少ない新エネルギーの導入を推進するために、住宅用エネルギー施設設置補助金制度を創設いたしました。また、平成26年度には、太陽光発電

施設等の発電施設の容量が10キロワット以上の再生可能エネルギー利用施設の建設等を行う事業者が施設の建設等を円滑に進めることを目的とした南箕輪村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドラインを施行したところであります。

太陽光発電施設の届け出につきましては、平成30年度は13件でしたが、令和元年度は２月末時点で４件といった状況であります。これは10キロワット以上というこういう件数であります。

住宅用の太陽光発電につきましては、当初、200戸目標ということで設定をしたところであります。この地域新エネルギービジョンの中でということであります。平成27年度末までに目標率が100％に達成したので、同年に補助金制度を終了をいたしました。そのため、その後に住宅用太陽光発電を設置された件数は把握ができていないというのが実態であります。そんなことで、最初に申し上げましたが、CO_2削減量のカウントをすることは難しい状況となっておるところでございます。

この太陽光発電をなぜ中止したのかということは、目標量を達成できたことと同時に太陽光発電を設置していない家庭にも、その上乗せ分が電気料金としてお支払いするという、こういう制度になっていること等々を勘案しながら、終了したということであります。同じころ、ほぼ多くの市町村でこれは廃止となったという、こんな実態でございます。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　三澤議員。

９　　番（三澤　澄子）　目標を掲げてこれから取り組んでいく過程の中で、実際どの時点でどういうふうにCO_2がゼロになるのかということを思えば、しっかりとした把握をもう一度体制を整えてしていくことは大事かと思います。

先ほどエネルギー政策としてＬＥＤや太陽光発電などをちょっとお答えいただきましたので、それも合わせてしっかりと庁内の体制も整えて進めていただきたいというふうに思います。

３として、ごみ減量資源化で持続可能な村をということで、昨年委員会視察で、東京都の町田市のごみ処理を学んできました。資料につけました２つのもの、上伊那広域連合の一般廃棄物ごみ処理基本計画という、広域連合の資料から取り上げたものと、町田市の一般廃棄物資源化基本計画をつけました。このレジュメのほうにも挙げましたけれども、上伊那広域連合では、処理の基本計画、町田市のほうは、資源化の基本計画ということで、基本計画の根本的な考え方が違うということがわかりました。

広域連合の基本理念は持続可能な資源循環型社会の実現による人と自然に優しい上伊那となっていますが、ごみ減量や資源化は抽象的な内容となっています。

一方町田市は、基本理念として、ここはとても大事だと思うんですけれども、地域や地球の環境を守るために、ごみになるものをつくらない、燃やさない、埋め立てないを原則として、徹底したごみの減量資源化を図りつつ、持続可能で環境負荷の少ない都市を目指しますということで、全体目標が2020年度までにごみとして処理する量を40％削減することを全体目標で、新たな焼却施設の規模は現施設の６割に縮小すること、そして基本方針として、基本方針１、家庭から出る生ごみの100％の資源化を推進します。２としてプラスチックごみの減量資源化を推進しますとあります。家庭から出る生ごみの100％を資源化という画期的な方針のもとに、バイオガス化施設を現在建設中であります。2020年度から稼働させるとい

うことであります。

上伊那広域連合では、昨日の答弁でも新クリーンセンターで受け入れている可燃ごみが12%ふえている。廃プラスチックが不燃から可燃に移行し、資源プラスチックが分別されず混入しているのが原因と報告されております。

ごみ減量の資源化でCO_2削減目標実現の取り組みが求められています。大型の施設でなく、村でできることは何か、お聞きします。

先日、南原の原さんという方ですけれども、建設中の家庭用バイオガスを見てまいりました。箕輪町では、町内４カ所で堆肥化のモデル事業をやっておりまして、村でできる減量の具体策は何かをお聞きします。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　（２）で若干落としたところがありますので、落としたというか、続けて質問があると思いましたので申し上げなかったところがありますので、させていただきたいと思います。

公共施設からエネルギー政策を進めていくというふうには考えておるところであります。これは、現在、太陽光発電が村としましては10カ所、ペレットストーブが４カ所、ペレットボイラーが１カ所設置しております。また、公用車につきましては５台のクリーンエネルギー自動車を導入しており、令和２年度予算では、村では初となる電気自動車１台を盛り込ませていただいたところであります。

太陽光発電による街路灯、防犯灯は17台設置をしてきております。また、令和２年度には、公民館等へのソーラー式蓄電池の導入を計画をしております。村でできるという部分は、まずは公共施設からやっていく必要があるというふうに思っております。長寿命化の中で増改築をしなければならない施設が出てまいりますので、それらを中心に進めていくことはいいだろうというふうに思っております。

ＬＥＤ化につきましても、一斉にやろうかなという考え方は持っておったわけでありますけれども、なかなか多額な予算が伴うということで、増改築だとか、修繕だとかそういったところから実施をしているというのが実態であります。

これからは木質バイオマスというもの、これもしっかりとやっていかなければならないというふうに思っておるところであります。

続きまして、３番目の質問であります。町田市のごみ処理の状況をお話しされました。町田市では、びん、缶の分別収集を初め、水銀電池の回収では、全国的に見ても早くからリサイクルに取り組んできた実績があります。しかしながら、このプラスチックの資源化では、市民の理解が得られず、資源化が進んでいない状況があったということであります。市民がみずから取り組めることを中心に議論を行い、2011年度から2020年度までにごみになるものをつくらない、燃やさない、埋め立てないと基本理念に町田市のごみ処理量を40%削減する目標を掲げ、町田市一般廃棄物資源化基本計画が策定されたとのことであります。これはそういうことで、今まで進んできておるということであります。

この計画は、燃やすイメージの強い処理という言葉をあえて資源化という言葉に変えて、あらゆるものを対象として資源化に取り組んでいくという姿勢を強調したということであります。資源化という部分であります。

上伊那におきましては、２市３町３村の関係市町村の一般廃棄物に対する取り組みをより

効果的に進めていくために、相互に協力をして補完し合う関係にあります一般廃棄物処理基本計画におきましては、廃棄物処理法に基づく関係市町村の一般廃棄物の処理について定めたものであります。

上伊那広域連合の基本計画名には、資源化という言葉は入っておりませんが、基本的には、これはごみの減量化、資源化に向けて、同じ方向を目指しておるところであります。この辺は次の計画段階では、考えていく必要もあろうかというふうに思っております。ただ、町田市は人口においても本村の28倍、上伊那広域連合全体の人口と比べても2.3倍ほどの40万超えの都市であります。一概に比較するということは、これは本当に難しいわけであります。平成29年度の統計的な資料を見ますと、１人１日当たりの一般廃棄物のごみの排出量は、町田市では554.8グラムと全国的に見ても少ないほうであります。これは少ないと統計的には出ておるところであります。

ただ本村では、これは市と村の違いがありますので、本村では１人当たり１日427グラムであります。市と村の関係もありますので、町田市よりも百数十グラム少ないという、こういう結果となっております。上伊那広域連合の平均値は468グラムであります。そういうことを考えますと、本村の場合、人口が増加しておるにもかかわらず、上伊那広域連合の平均値よりも少ないという、こういうことでありますので、一定程度ごみの減量化が努力されているのではないかというふうに私自身はそう思っておるところであります。

町田市の取り組みから学べるものとしましては、さまざまなことがあるというふうに思いますけれども、まずは家庭から出る生ごみ100％の資源化を推進していくということでございます。本村におきましても、補助金制度があることを含めまして、広報などで引き続きこの生ごみ処理機能活用を積極的に呼びかけていきたいと思っております。

村でできること、資源化をどうしていくのか、ただこれは村で上伊那広域連合の施設がありますので、村単独でやるということは考えていないところでございます。木質バイオマス化というようなそんな部分やら、南原の原さんの取り組みも新聞で大きく取り上げられておりました。それらを参考にして、それぞれでやっていただければ一番いいわけでありますけれども、こういった堆肥化できる業者がいれば、一緒にやっていくということはやぶさかでないというふうに思っております。箕輪町ではそういったこともやっておるようでありますけれども、これはなかなか難しいということであります。経費もかかるということで、前に進めるというのは大変なことであるという、そんな担当者の話はお聞きをしたところであります。

今後も先進事例を参考にしながらやっていく必要はあるというふうに思っております。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　三澤議員。

９　　番（三澤　澄子）　済みません、先ほど公共施設のエネルギー政策ということで、ちょっと聞きそびれたところをお答えいただきましてありがとうございます。

村では今までもいろんな政策を出しながら進めてきたということでありますし、これからも公共施設を中心にして進めるということであります。

ＬＥＤ化でありますけれども、なかなかお金が高いので一遍にはということでありますけれども、先日、私がうちの蛍光灯が２つばかり壊れまして、ちょっと買いに行ったところ、案外安いなというふうに思って取りかえたところでありますけれども、最近は太陽光も含め

てＬＥＤもかなり今のエネルギー政策のもとにいろいろなものが安くはなってきていると思いますので、こういうところは積極的に進めていただければと思いますし、いずれにしても、上伊那広域の方針があるわけでありますし、村としてもごみ減量について、村民が取り組んでいただいているということにあわせて、やはりその施策をもっと進めるためには、村としてできることを積極的に取り入れていく必要があると思います。将来的な課題ではありますけれども、一つ一つできることをクリアしていく中で、CO_2削減に向けての目標が達成できるというふうに思います。その点をお願いしながら、プラごみの排出についてお聞きします。

プラごみは、パリ協定の実現に向けて廃棄物分野での取り組み、事にプラスチックごみの国際的取り組みがこのところされております。新たな局面を迎えているということで、海洋汚染については、前に取り上げましたけれども、全世界でプラスチック生産量が４億7,700万トンと10年間で１億トンふえ、リサイクルはその中の１割にも満たないという状況の中で、海洋汚染が進んでおります。使い捨てプラ製品の排気量は、中国が最も多いわけですけれども、それに次いで日本は世界に２番目に多い排出国となっていると言われています。

日本のプラ製品排気量、年間720万トンのうち、約半分をレジ袋やペットボトルといった使い捨て製品が占めているということで、対策が求められてます。

18年６月のＧ７サミットでは、世界の海洋汚染の原因となっているプラごみを減らすためにリサイクルなどの数値の目標を具体化にして、行動を促しております。

日本では、リサイクルではない熱回収、焼却に高い依存度があります。ごみ発電を導入している広域連合では、発電効率を上げるために従来容器リサイクル法で分別していた廃プラを分別せず燃やすごみになっているということで、先日も議会の中で上伊那広域連合の焼却ごみがふえているという報告がありました。

世界は脱プラスチックへ切りかえる取り組みにあります。使い捨てのプラ容器、レジ袋等、使用禁止したパリやカナダやニュージーランド等の例、マイバッグ、マイボトル等、日々の生活で使わない、買わない、捨てないという選択を一人一人の消費者が実行すれば、環境への影響を大きく減らせると考えます。行政、企業、家庭で何ができるか具体的施策をどう考えるかをお聞きします。

議　　長（丸山　　豊）　唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　プラ問題でございます。

家庭や一人一人がどういうことができるかという御質問でありますけれども、まず家庭でできることといたしましては、これはプラごみを減らすという部分につきましては、マイバッグ持参ということ、これを徹底していく必要があるんじゃないか。大分、定着はしてきておるのかなというふうに思っておるところであります。

いわゆる商品を買ったときにプラ袋に入れてという、こういうことでありますんで、マイバッグを持っていくというマイバッグを推進をしていくということが必要であります。これは、粘り強く広報もしていく必要があろうかというふうに思っております。このプラスチック製のレジ袋につきましては、７月１日から有料化を義務づけるという政府の動きも出てきております。この辺を契機といたしまして、そういう取り組みをさらに加速化させていくこととしております。と同時に、上伊那広域連合のごみ処理の部分といたしまして、プラごみが可燃となったと、可燃となったということではありません。プラごみ、資源プラは資源プ

ラへというのが基本でありますけれども、なかなか洗って出すという、このことが面倒であるという、こういう部分があって、この辺はもう一度資源になるものは資源に回していただくという、こういうことをお一人お一人が認識をしていただく必要があるんではないかなというふうに思っております。そういったことがごみの減量化、資源化への道筋だというふうに思っております。理解をいただけるような、そんな広報もしていく必要があるというふうに考えております。

このプラごみ、資源プラスチック、燃えるごみというこの部分につきましては、徹底をしていく必要があるかなというふうに思っております。我が家庭を顧みても、今までは本当に洗って分別しておりましたけれども、洗うのは苦労するものにつきましては、みんな燃えるごみという、こういうことを考えますと、もう少し努力しておく必要があるのかなと、自分自身も反省をしておるところでございます。

また、このごみ量の増加、これ事業系のごみがかなりふえております。昨年の12月に村内事業者に事業系廃棄物の処理手引書を送付をいたしました。また、同じ時期に事業系ごみの組成調査、こういったことも行っております。違反ごみが出た場合には、納入業者及び排出業者に注意を促しておるところでございます。そういった地道な取り組みをしていくことで、資源化や減量化につながっていけばと思っておるところであります。

今までは３Ｒ、いわゆるリデュース、リユース、リサイクル、このことが言われておったわけでありますけれども、今４Ｒというような言い方をされておるようであります。リフューズ、不要なものは断るという４Ｒ運動という、こういうことも展開をしていければというふうに考えております。

この日々、業務の中で、行政としての責任を果たしていく、このことも必要でありますので、広報等々、強化をしていきたいというふうに思います。

ＳＤＧｓの17個の目標中の12番目につくる責任、使う責任というのがあるわけであります。したがいまして、今日本に求められているのは、個々のそういった努力も必要でありますけれども、企業側の努力、このことも欠かせないんではないかなと、こういうふうに思っておるところであります。

また、私どもは環境に優しい製品を購入をしていくという、そういった機運を高めていく、こういう必要があるというふうに思っております。このことは住民意識を高めていく、これに尽きるわけであります。なかなか広がっていかないという、こういう悩みがありますけれども、この辺は行政の取り組みとしては粘り強く訴えていく以外にないかなというふうに思っておりますので、引き続き強化をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　三澤議員。

９　　番（三澤　澄子）　世界では、大きな大企業、世界的な企業は、プラスチックを使うところとはもう取引しないという、環境に配慮しないところとは取引しないというような大きな流れの中で進んでいます。今、それぞれの意識を高めていくことと同時にやっぱりそういうところにも目を向けて、私たち自身も暮らし方をもう一度見直すということもしたほうがいいのかなというふうに思っております。

それでは２として、教員の超過勤務の実態と長時間労働の解消についてということでお聞きします。

今までも一般質問で２回ほどこの問題について取り上げてまいりました。先生方の働き方はゆっくり子供と向き合い、時間がとれない中で過労死ラインの中でも何とかよい授業をと頑張っています。

県教組の実態調査、ここに資料としてつけておきました。

2019年度は、超勤の平均は前年比１時間48分減の78時間40分となっていて、依然として厚労省が定める過労死危険性ライン80時間に迫っていると報告されています。村でも今までも毎年調査をしていただいているわけでありますけれども、その実態はどうかをお聞きします。

議　　長（丸山　　豊）　答弁を求めます。

清水教育長。

教 育 長（清水　閣成）　三澤議員の御質問にお答えします。

県教組のアンケート、ありがとうございます。村の調査結果でございますが、学校における働き方改革については、議員も御存じのように平成29年６月の22日に中央教育審議会において新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革ということで、それを受けながら各校で、あるいは教育委員会も進んできています。

村の小中学校においてですが、平成29年の５月には、１人当たりの月の超過時間が50.06時間、12月には年２回調査していますので45.25時間でありました。令和元年の５月には、44時間55分、12月には36.37時間となっております。５月においては、5.51時間、12月では8.88時間の縮減となっております。５月と12月を比べた場合に、５月は年度のスタートのところでありますので、時間数が多いのは、やむを得ないというか、そういう傾向が見られるところでございます。

縮減の傾向になっておりますが、これは管理職による呼びかけ、むげに早く帰れといういい方はもちろんしないわけですけれども、働きかけもあります。それからパソコン等を活用した勤務時間の把握、学校における働き方改革への職員の意識、それから自分の１日を考えていく上で、やっぱりその意識とかかわりの中で有効にどう仕事をしていくかということが大きいのではないかなというふうに考えております。

また、会議のあり方も単にこの時間でではなくて、協議事項の絞り方、会議の進め方が上手になっていかなければいけないなと思っているわけですけれども、連絡事項は文書等々というような会議の内容の検討と会議の精選、それから縮減の成果でもあるかなというふうに受けとめております。

組合の資料はなかなか減になっていかない、６月の経年のデータを見させていただいて、その状況も踏まえながら、さらに取り組みが村でも必要かなというふうに思っておるような状況でございます。

議　　長（丸山　　豊）　三澤議員。

９　　番（三澤　澄子）　村ではやっぱり県の平均よりもはるかに低いということになっておりまして、努力していただいているということであります。前にもお聞きしましたけれども、特に部分的にというか、多くなる先生方は部活動の指導があります。それといろんな業務がまだまだ雑用といいますか、そこら辺がかなりまだ持ち込まれるものも多いということが言われておりますが、部活動についても県の指針が出て、一定の休息をとるというようなことになっております。また南箕輪わくわくクラブの協力も得ているわけで、そこら辺でま

た引き続き少なくしていくという取り組みをしていただきたいと思います。

ちょっと時間がなくて次に進めさせていただきます。

２月18日に千代田区麹町中学校を委員会で研修させていただきました。公立学校でこれだけの改革ができるのかと衝撃を受けたところです。教育長さんも参加していただいたので、私たちとは違った感想もお持ちかと思いますが、５時限の授業を参観しました。立地条件のよさもあって、先生だけでなく、経産省の職員とか、近隣大学、民間企業などの協力、支援を得て、多くの外部講師に恵まれていました。そして伸び伸びと楽しそうに学んでいる姿を見て、うらやましいなというふうに思ったわけであります。

その中で、今回視察理由で学校の当たり前をやめたと一つの改革として、固定担任制をなくして全員で１つの学年を見ることでした。子供の面談は、生徒自身が第一、第二希望を出して選べます。職員会議は月に１回15分ほどで、発言は自由にできるということでありました。働き方改革がおのずと実現、朝早く出る必要もなく、定時で帰宅、休みもしっかりととれるといったお話でありました。

新聞報道では、県内でも全員担任制を取り入れる研究をしているところも出ています。村でそのまま受け入れるには課題もあると思いますが、取り入れる考えはいかがでしょうか。お願いします。

議　　長（丸山　　豊）　清水教育長。

教 育 長（清水　閣成）　村で研究はしてまいりますが、現時点で取り入れの方法を具体に描いているというところではございません。12月の議会でも御質問いただいて、答弁もさせていただいておりますが、議員、今おっしゃられた麹町中の関係ですが、私も一緒に行かせていただいて、大きな学びを得ていますが、校長先生のお話と時間の中で学年を見て、すごいなという印象、ハード面でも一番上にプールがあったりとかね、いろいろな思いをしてきましたが、１つは千代田区にある、財政的にも非常に豊かというのがベースにあるかなというふうに思いながらでございます。

一つゆとりという言葉から、麹町中を考えたときに、全担任制がイコールゆとりというところにつながっているかどうかは、私の中では消化できていない状況もあります。麹町中のあり方全体を見ながら、先生方の先ほどのゆとり感が出てくるとしたら、もう少し全体像を見なければいけないなと。きのう山﨑議員から御質問いただいて、今三澤議員さんもおっしゃられましたけれども、部活のあり方も外部講師がかなり入っています。先ほどの大学生、民間企業等、外部の指導者等々、本村は部活指導員３名で今のところ動いておるところですが、その実情もあるわけですけれども、教育課程全体、あるいは学校の全体像を見ながら、ゆとりという観点で研究していく必要があるかな、そんなことを思っております。

議　　長（丸山　　豊）　三澤議員。

９　　番（三澤　澄子）　ありがとうございました。

それでは３として、１年単位の変形労働時間の導入について質問します。

2019年の12月４日、国は公立学校の教員に１年単位の変形労働時間制を導入可能とする法律を強行成立させました。過労死がふえる、先生を続けなくなるなどの強い反対の声を押し切っての導入です。来年度は各自治体で制度導入の是非が問われることになります。今回の制度は、教員や教育行政からの要望ではなく、教育の長時間労働の解決策として国が強引に進めたものであります。この変形労働制は、１として１日８時間の原則を崩し、繁忙期と閑

散期を設定した上で、繁忙期の所定労働時間を延ばし、閑散期の所定労働時間を短くすること、２として過酷な労働条件であるために過半数の労働者の合意なしには導入が不可、あらかじめ一人一人の労働日の労働時間を書面で決めるなどが定められます。３として、公立学校の運用目的は夏の休日のまとめ取りに限定され、５日間程度の休みが想定されているとなっています。４として、制度は完全に選択性で県が条例を定めるかどうか、そのもとで自治体が導入するかどうかは自由な選択だということです。

学校教育をこのような働き方改革として、提案するのがそもそもどうかと思いますが、今でも教員志望の学生が減り続けていて、大学生からはこのままでは小学校の教員のなり手がいなくなると言われています。基本設計は県の権限ですが、条例は県で決め、制度の運営は市町村が決めることになります。県、村の考えをお聞きします。

議　　長（丸山　　豊）　清水教育長。

教 育 長（清水　閣成）　趣旨につきましては、今議員おっしゃられましたので、繰り返しません。

今まで勤務条件については、県の指針に沿ったものとなっております。県の条例改正は、まだという状況があります。教員の働き方改革、長時間労働ということについて、この制度はどうかということを考えたときに、全体の年間の労働時間が変わるわけではないという、そういう前提がございます。また、休み中、特に夏休み中ですよね。夏休み中に必ず休暇がとれるとは限らないというふうに思っております。特に長野県は都市部と比べて、夏休みが短いという、約４週間、都市部は60日ぐらいあるわけですけれども、その間に研修あり、教材研究あり、小学校プール当番あり、中学校部活動あり、職員会議あり、それから夏季特別休暇、この間にとる職員が大勢います。それから、いわゆる学校閉庁日として、学校を閉じる日もございます。それから勤務の割り振り等々、こういうようなことを考えたときに、その期間にいわゆる夏休みがとりやすいだろうからということで、勤務時間の短縮とか休暇というのをそこに持ってくるのは非常に難しい状況があるかなというふうに思っております。慎重に考えていきたいというふうに思っております。

今後、先ほど申し上げましたが、県の動きをしっかり見ていきたい。そんなことを思っております。

以上でございます。

議　　長（丸山　　豊）　三澤議員。

９　　番（三澤　澄子）　ありがとうございました。

４としてであります。今でも新学習指導要領で道徳、小学校英語、プログラミング教育等、十分な先生の配置もなく進められています。こんな制度を入れたら、教員が続けられないとの声が上がっています。学校での研修、部活等の改善で業務削減、少人数学級の推進、教職員の増で学びの保障をということであります。麹町中学校で学んだことは何のために学ぶか、どう実現させるか問われています。

麹町中学校のパンフレットの一部をつけました。見ていただきたいと思います。

工藤校長先生が写っているところであります。

「世の中まんざらでもない！大人って結構素敵だ！」ということであります。

全ての生徒たちがそう思えるようになる、そんな学校を目指していますということで、本当に工藤校長先生の熱のこもった講演を聞きながら、私たちは本当にこの村で何ができるの

かなということを考えながら帰ってまいりました。ぜひ皆さんもホームページにたくさん出ていますので、麹町中学校の様子も見ながら、じゃあ、私たちの村で本当に子供たちが生き生きとして学べる、そして先生たちがそのゆったりとした中で子供たちに接することができる、そういう学校教育をしっかりと目指していただきたいなというふうに思います。御感想があったらお願いします。

議　　長（丸山　　豊）　清水教育長。

教 育 長（清水　閣成）　時間がないようで、ちょっと端的にお答えします。

先ほど私学んできたことという中の大きなものの１つに、手段と目的という言葉を工藤先生うんと使われました。手段と目的を履き違えてはいけないということ。学校では、グランドデザインを３校とも整えています。上位目標からだんだんおりてくるわけですね。今この時間、この瞬間は、その上位目標に対して、どういう位置づけであるか、そこら辺の意識、逆に言うと、グランドデザインを職員がつくり上げていますので、そこの上位と、今ここまでのだんだん学校目標とかおりてくるんで、そこをどう見ていくか、そこを意識していく、有機的に見ていく、それが大事かなと思っております。

それから、私もう一つ思ったのは、子供たちへの声かけでとまってる子たち、今君はどんな状態、君はどうしたい、先生は何をすればいい、そういう問いかけを子供とやりとりしながら、これは家庭生活にも言えることなんですけれども、子供の動きを待ちながらサポートしていく、あるいは指導・支援していく、その立ち位置が大事かなと、これは私自身にとっても本当に学んだところでございます。

済みません、以上でございます。

議　　長（丸山　　豊）　三澤議員。

９　　番（三澤　澄子）　ありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わりといたします。

議　　長（丸山　　豊）　これで、９番三澤澄子議員の質問は終わります。

以上で一般質問を終わります。

明日13日の会議は、議事の都合により、特に午後３時に繰り下げて開くことにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

事務局長（松澤　さゆり）　御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議　　長（丸山　　豊）　お疲れさまでした。

散会　午前９時４９分

議　事　日　程（第４号）

令和２年３月１３日（金曜日）　午後３時００分　開議

第１　行政報告

第２　請願・陳情の採決（審査結果の委員長報告）　質疑～採決

第３　発議第２号～第４号　提案～採決

第４　議案第１号～第４号、第６号、第８号～第１２号　討論～採決

第５　議案第13号～第18号（予算特別委員会の審査報告）　質疑～採決

第６　議案第19号～第20号　討論～採決

第７　継続調査事項

○出席議員（１０名）

１番	百瀬輝和	６番	都志今朝一
２番	山﨑文直	７番	加藤泰久
３番	原　源次	８番	小坂泰夫
４番	藤城栄文	９番	三澤澄子
５番	笹沼美保	１０番	丸山　豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	住民環境課長	清水恵子
副村長	原　茂樹	健康福祉課長	堀　正弘
教育長	清水閣成	子育て支援課長	唐澤孝男
総務課長	藤田貞文	産業課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	藤澤　隆
会計管理者	松澤厚子	代表監査委員	原　浩
財務課長	唐澤英樹	社会福祉協議会事務局長	田中　聡

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤さゆり
議会事務局次長	髙木謙治

会議のてんまつ

令和２年３月１３日　　午後３時００分　開議

事務局長（松澤　さゆり）　御起立願います。〔一同起立〕こんにちは。
〔一同「こんにちは」〕御着席ください。〔一同着席〕
議　　長（丸山　　豊）　お疲れさまです。
　ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。
　本日、意見書案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。
　山﨑議会運営委員長。
議会運営委員長（山﨑　文直）　こんにちは。議会運営委員会の報告をいたします。
　本日、意見書案が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催いたしました。次のとおり決定したので、報告をいたします。
　発議が３件提出されていますので、本日の会議日程といたします。
　また、専決処分事項の報告についてが提出されておりますので、行政報告として日程に追加をいたします。
　以上で、議会運営委員長報告を終わります。
議　　長（丸山　　豊）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、発議３件、行政報告を本日の会議日程とします。
　日程第１、行政報告を行います。
　これを許可します。
　唐木村長。
村　　長（唐木　一直）　報告第５号で行政報告を申し上げます。
　報告第５号は、１件50万円以内の損害賠償の報告であります。
　別紙のとおり、地方自治法第180条第１項の規定により、１件の専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により報告をいたします。
　細部につきましては、報告書をごらんいただきたいと思います。
　以上で行政報告とさせていただきます。
議　　長（丸山　　豊）　これで行政報告を終わります。
　日程第２、請願・陳情を採決いたします。
　総務経済常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。
　百瀬総務経済常任委員長。
総務経済常任委員長（百瀬　輝和）　総務経済常任委員会に付託されました陳情書４件の審査結果を南箕輪村議会会議規則第91条に基づき委員長報告いたします。
　陳情第１号「国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書」、３月２日午後、第一会議室で審議しました。
　意見として、村にも同様の陳情書が提出してある、趣旨はわかるという意見でした。継続の意見はありませんでした。結果、趣旨採択４、陳情第１号は趣旨採択すべきものとなりま

した。
陳情第２号「最低制限価格の設定に関する陳情書」、３月２日午後、第一会議室で審議しました。
意見として、村も最低制限価格を設定している。村にも同様の陳情書が提出してある。趣旨はわかるという意見でした。継続の意見はありませんでした。結果、趣旨採択３、不採択１、陳情第２号は趣旨採択すべきものとなりました。
陳情第３号「耐震診断・耐震改修に関する陳情書」、３月２日午後、第一会議室で審議しました。
意見として、村の公共建物はほぼ終了している。村にも同様の陳情書が提出してある。趣旨はわかるという意見でした。継続の意見はありませんでした。結果、趣旨採択４、陳情第３号は、趣旨採択すべきものとなりました。
陳情第５号「「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書」、３月２日午後１時半から第一会議室で陳情者の上伊那地区労働組合連合会から林さんに来ていただき、説明・質疑を行いました。
質問と答弁としては、質問で賃金アップを要求する春闘・メーデーがあるが、現状はという質問です。答弁は、労働組合のここ20年ほど結集率が少なくなっている。春闘が官製春闘になっている。組織がなくなっている。労働者が不服を感じていないという答弁をいただきました。また、質疑として、平成31年３月に最低賃金の改善という陳情書の中では1,000円以上とあったのが今回は1,500円とある理由はという質問に対して、１日８時間、月150時間掛ける1,500円で22万円以上になる。この金額が必要だというお答えでした。また、中小企業の支援拡充の具体的な内容はという質問に対して、これに対しては、検討中でありますという答弁でした。全国一律にする理由はという質問に対しては、上部組織から指示があってそうしたということです。
意見としては、地域差があることで、起業のしやすさがあると思う。また、自分たちの問題として考えていく必要があるという意見が出ました。それと、前回の陳情書と内容が少し違っているという意見もありました。継続という意見はありませんでした。結果、趣旨採択３、不採択１、陳情第５号は、趣旨採択すべきものとなりました。
以上で、委員長報告を終わります。
議　　長（丸山　　豊）　委員長報告に対する、陳情第１号「国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書」の質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（丸山　　豊）　質疑なしと認めます。
陳情第１号の討論を行います。
原案に反対の討論はありませんか。原案に賛成の討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。
陳情第１号を採決します。
この陳情を委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

議　　長（丸山　　豊）　起立全員です。
　したがって陳情第１号は、趣旨採択することに決定しました。
　委員長報告に対する陳情第２号「最低制限価格の設定に関する陳情書」の質疑を行います。
　質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（丸山　　豊）　質疑なしと認めます。
　陳情第２号の討論を行います。
　討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。
　陳情第２号を採決します。
　この陳情を委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　起立多数です。
　したがって陳情第２号は、趣旨採択することに決定しました。
　委員長報告に対する陳情第３号「耐震診断・耐震改修に関する陳情書」の質疑を行います。
　質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（丸山　　豊）　質疑なしと認めます。
　陳情第３号の討論を行います。
　討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。
　陳情第３号を採決します。
　この陳情を委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　全員起立であります。
　したがって陳情第３号は、趣旨採択することに決定しました。
　委員長報告に対する陳情第５号「「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書」の質疑を行います。
　質疑はありませんか。
　８番、小坂議員。
８　　番（小坂　泰夫）　８番、小坂です。
　基本、委員会の審査結果、趣旨採択に賛同できるかということで、２点質問させていただきます。
　委員長報告にも、１つが陳情書の趣旨の中ほどにあるのかな、最低賃金を全国一律に是正という言葉で委員長さんは地域差があることで起業しやすいというようなお話があったというふうに聞いたんですけれど、済みません、これすごい大ざっぱな言い方で私の考えとしましては、この地方が本当に人口が減ってしまっているという、この日本の構造の中では、下にもありますようにほとんどのＯＥＣＤ諸国で、地域別ではなく全国一律制となっていると

いう考え方に関しては、大ざっぱな言い方になっちゃいますけれど、都市中心ばっかりではなく、そういった考えもいいんじゃないかなと思って、そこら辺がもう少し中身がわかることが審議中にありましたら、お知らせいただきたいのと、もう一点です。時給1,500円前後が必要となるという陳情書の内容で、これは私も例えば、議員生活やってくる中で、小さいながら経営者の立場であったり、また雇用される側の立場であったりして、この時給1,500円というのは本当に勤めて働くという側からすれば、それだけもらえればと正直思いますけれど、実際に経営する立場として、この1,500円をこの時代に物価としても、またサービスの価値としても今度は経営者が最低賃金として上げるということは本当に経済構造上難しいのかなという、その1,500円のことについて、これも説明あったかと思うんですけれど、その２点について、委員会審議でもう少し詳しく御説明できることがありましたら、お願いいたします。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　百瀬総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（百瀬　輝和）　小坂議員からの質問にお答えします。

まず、地域差についてなんですけれども、意見とすれば、都市部と当然今、ここ田舎部と言っていいかどうかわかりませんが、地方との格差があるというのが現状です。そういう中で、あったほうが田舎で例えば起業をしたいと思った人は、その分人件費をかけずに起業ができるという、ただ、都会のほうがある一方では人が多いもんですから、人材は集めやすいという、そういう点がありますよねという意見はいただいております。

それと、済みません1,500円というのは、使用者側にすれば、ちょっと払い切れない金額ですよねという意見は出ました。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議　　長（丸山　　豊）　これで質疑を終わります。

陳情第５号の討論を行います。

原案に反対の討論はありませんか。原案に賛成の討論はありませんか。

〔討論なし〕

議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。

陳情第５号を採決します。

この陳情を委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議　　長（丸山　　豊）　起立多数です。

したがって陳情第５号は、趣旨採択とすることに決定しました。

次に、福祉教育常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

三澤福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（三澤　澄子）　福祉教育常任委員会報告を行います。

３月２日午後１時30分より第３委員会室において、出席議員４名で委員会付託された陳情４号、６号の審査を行いました。

最初に、陳情第４号、「国に対して「国民健康保険料（税）引き下げのため国庫負担の増

額を求める意見書」の提出を求める陳情書」について、陳情者の上伊那社会保障推進協議会の吉田まゆみさんから説明を受けました。

国保は社会保障の一環として、国民全てが何らかの公的医療保険制度に加入する皆保険制度の土台として整備された。しかし、国保は他の公的医療保険に比べ、財政基盤の弱い高齢年金者や非正規雇用が８割を占め、自営農業者の加入は下がってきている。一方、所得に対する保険料の負担割合は17から19％と高く、協会けんぽの12％と比較しても負担は大きい。子供が多いとさらに均等割の負担増になる。また、国庫負担は1980年代の50％から25％まで下がっている。財政基盤の弱い国保会計に協会けんぽ並みの国費投入を求めているもので、全国知事会でも国に要望しているとの説明を受けました。

委員からは、共済組合から移行して国保の高いことを実感した。均等割の負担は大きいものがあるとの意見があり、諮ったところ、採択するが３人で、採択すべしと決しました。

陳情第６号「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書」について、提出者の長野県医療労働組合連合会、飯田民医連労働組合労働組合執行委員長の伊壷一輝さんより説明を受けました。

医療現場での労働環境が深刻になっている。勤務医の過重労働は医療安全、医師の健康面からも抜本的な対策が求められている。日本の医師数はＯＥＣＤ人口1,000人当たり平均3.5人に対し、2.4人と下から５番目、長野県は人口10万人に対し、226.2人、全国で30位であり、県内医療圏内の比較では、木曽の125.8人に次いで上伊那は146.6人と下から２番目の状況にあります。地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会には阿部知事も加わり、国への提言を行っています。こうした状況の中、国は医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針を見直すとしており、地域の実態を踏まえ、少なくともＯＥＣＤ平均への医師数増を求めています。

委員からは上伊那は確かに医師数が少ないと感じていると意見があり、諮ったところ、採択すべきが３人で採択すべきと決しました。

後ほど意見書案を提出しますので、御賛同をよろしくお願いいたします。

以上、委員長報告といたします。

議　　長（丸山　　豊）　委員長報告に対する、陳情第４号「国に対して「国民健康保険料（税）引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書」の提出を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

１番、百瀬議員。

１　　番（百瀬　輝和）　１番、百瀬です。

ちょっとお聞きしたいのが、この審査の中で、提出者から聞いたというのはいいと思いますけれども、そのほかに使われた資料ありますか。というのは、これここに書かれているように平成30年の４月から市町村に加えて、都道府県も国民健康保険制度を担うことになったという制度改正がされて、法律も改正されてきたわけですよね。そういう中で、私が見る限り、ちょっと古いというか、市町村が担っている頃の意見を述べられているのかなという数字的にもちょっと違うところもありますし、そういう中で、資料として使われたものがほかにありましたら教えていただきたいと思いますが。

議　　長（丸山　　豊）　三澤福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（三澤　澄子）　上伊那社保協から出された議会説明資料というものを参考に使わせていただきました。

都道府県別の国保滞納世帯数とか、職業別割合、保険料の加入世帯の平均所得など、協会けんぽ料などの比較などの資料でございます。

そのほかにはありません。

議　　長（丸山　　豊）　ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議　　長（丸山　　豊）　これで質疑を終わります。

陳情第４号の討論を行います。

原案に反対の討論はありませんか。

４番、藤城議員。

４　　番（藤城　栄文）　４番、藤城です。

反対の立場から討論させていただきます。

この出された陳情書の趣旨を見ると、所得水準の低い加入者が多く、被保険者の保険料の負担は重いものとなっていますとあります。ここから基本的には所得水準の低い加入者の負担軽減を一つ大きな目的としているものと読み取れました。

実際に、実は国民健康には既に軽減制度というものがございます。確定申告で忙しい中、財務課の方に調べていただいたんですが、南箕輪村でいうと、令和２年３月のデータから見ると、加入者総数が2,835人、そのうち７割軽減を受けている方が666人、半分５割軽減を受けている方が567人、２割軽減を受けている方が413人と合計で1,646人、パーセンテージにすると58％の方が既に軽減措置を受けています。ここにさらに１兆円を国費で投入すると、既に毎年３兆円規模で投入されていますので、その金額というのは恐らく借金をして、将来次世代にツケを回すことになると思います。少子高齢化がこれから進む中、ツケをこれから次世代に回すべきではないと思いますので、私は反対の討論をさせていただきます。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　原案に賛成の討論はありませんか。

〔討論なし〕

議　　長（丸山　　豊）　ほかに討論はありませんか。

１番、百瀬議員。

１　　番（百瀬　輝和）　１番、百瀬です。

私もちょっと反対の立場からちょっと述べさせていただくんですが、確かに誰もがこの保険料が安いほうがいいと望むところだと思います。ただ先ほども言いましたが、この平成30年の４月から都道府県も加わって制度改正がなされたという流れの中で、財政にも限界がある、どこまで国保のほうに国としても県としても応援できるんだろうという、持続可能な医療保険制度を構築するために、国保だけじゃなくて、全ての医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費の適正化の推進を図るために協議会ができております。これは国保基盤強化協議会というので、平成26年から国と地方の方たちが代表で協議会を計33回にわたって開いております。その資料も見れるんですけれども、私もその資料を出して、しっかりと勉強したつもりなんですが、この複雑な保険制度というのはなかなか理解しづらいものがあります。

ただ、今回、私いい機会だったなと思うんですよね。議員の皆様がこれをしっかりと勉強できる機会ができたんだというふうに思ったんですけれども、なかなかそうはいかなかったということだと思います。

これは国保だけの問題ではなくて、いろいろな協会けんぽにしても、各県ごとでやはり負担が違っていたり、特には後期高齢者だとか介護保険の問題もかなり大きな問題になっております。私、調べた中では、令和の２年度の財政公費負担額というのが出ています。国が３兆4,000億円、都道府県が１兆1,300億円、市町村が1,800億円になっております。事業もかなり複雑になっていまして、低所得者、先ほど藤城議員が言われた低所得者の支援は国が２分の１負担して、１人当たり平均で２万2,936円ほど負担をしております。これ全国知事会では、反対をしているわけじゃなくて、この協議内容に合意し、尊重して、支障を来さないように確実に実行を望む要望書を財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣に出しております。これ10年間で1.3倍になる、また年間１兆円増加するこの医療費、2025年には61.8兆円になると見込まれております。安心して暮らせる保険制度をどうつくっていくかというのは大変難しい問題だと思いますが、この国と地方が協議して時間をかけて決めてきた運営方法というのは、私は尊重したいと思いますので、この陳情書には反対したいと思います。

議　　長（丸山　　豊）　ほかに討論はありませんか。

議　　長（丸山　　豊）　これで討論を終わります。

陳情第４号を採決します。

この陳情を委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議　　長（丸山　　豊）　起立多数です。

したがって陳情第４号は、採択することに決定しました。

委員長報告に対する、陳情６号「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議　　長（丸山　　豊）　質疑なしと認めます。

陳情第６号の討論を行います。

原案に反対の討論はありませんか。

１番、百瀬議員。

１　　番（百瀬　輝和）　済みません、１番、百瀬です。

これも私勉強させていただく中で、30年に医療法、医師法の一部改正がなされております。厚労省の中でも社会保障審議会の医療部というのが平成元年の７月18日に36回社会保障審議会医療部会が開かれております。その内容が、医師養成課程を通じた偏在対策についてということで、話し合われている内容が資料として見れるようになっております。

私も調べる中でこのくらいの資料になっているんですけれども、その内容とあと医師法の一部改正の中では、都道府県の医療計画について、医師の確保、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限が都道府県知事に移譲されましたとなっていました。また、医学部の定員数と地域枠というのも平成19年には7,625人、地域枠が183人、2.4％ぐらいだったんですよね。平成29年には9,420人、地域枠が1,674人、17.8％までふえているんです。部会で

は、令和２年、３年度はおおむね現状程度で必要性を踏まえて調整を行うというふうに言っておりますし、令和４年度以降は医師の働き方改革に関する検討会の結論等を踏まえて、偏在対策、勤務時間等の適正化について、医師需給推進の数を行った上で医師養成数の指針等を見直していくというふうに言われているんですね。

ここに書かれている骨太の2018というのがちょっともう古いんです。2020がもう出ています。それを受けて、こういうふうな会議を開いていると思うんですけれども、医師数を減らすというここに書かれているようなことは一切ないと思います。知事会もと言われていますが、これは６件の知事会、阿部知事も入っているんですが、国への政策立案をするために、発足した会なんです。知事権限が今度持てたために、そういう政策立案をしていこうという会になっていますので、ここで言われているのはちょっと違うと思います。

私はちょっとこれには賛同できませんので、反対します。

議　　長（丸山　　豊）　ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議　　長（丸山　　豊）　これで討論は終わります。

陳情第６号を採決します。

この陳情を委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議　　長（丸山　　豊）　起立多数です。

したがって陳情第６号は、採択することに決定しました。

日程第３、発議第２号「国民健康保険料（税）引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。松澤事務局長。

事務局長（松澤　さゆり）　　朗読

議　　長（丸山　　豊）　本案について趣旨説明を求めます。

３番、原源次議員。

３　　番（原　　源次）　朗読して提案いたします。

「国民健康保険料（税）引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書」。

平成30年４月１日から、国民健康保険の財政運営が都道府県に移管されましたが、国民健康保険は、被用者保険に加入していない75才未満全ての人を対象としているため、所得水準の低い加入者が多く、被保険者の保険料（税）の負担は重いものとなっています。

現状において、国民健康保険は、被保険者の保険料（税）と、国、県、市町村の負担金などで賄われていますが、被保険者の負担を軽減させるためには、国庫負担割合の引き上げを含めた財政基盤強化策を充実させるなど、適切な措置を講じる必要があります。

年々高くなる国保料（税）をつくり出している主な原因は、国保の運営に国庫補助を1984年以来50％から半分以下まで減らし続けてきたからです。

政府の試算でも国保加入者の平均保険料（１人当たり）は、協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍と格差が生じています。家族数に応じてかかる「均等割」も格差拡大の要因となっています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会など地方団体も「国保を持続可能とする」ために、国民健康保険の国庫負担の増額を政府に要望し続けており、公費を１兆円投入して国民健康

保険を「協会けんぽ」並みの負担率にするよう求めています。
以上のことから、国民健康保険被保険者の負担軽減に向け、国庫負担割合の引き上げを強く求めるものであります。
記。
１．国民健康保険料（税）を「協会けんぽ」の保険料並みに引き下げるため、国庫支出金を抜本的に増額すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
以上であります。よろしくお願いします。
議　　長（丸山　　豊）　これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（丸山　　豊）　質疑なしと認めます。
発議第２号の討論を行います。
反対討論はありませんか。
１番、百瀬議員。
１　　番（百瀬　輝和）　先ほども言いましたので、繰り返しませんが、私の中でやはりここで言われている陳情書の中で言われたことをここの意見書にも載っけてあるんですけれども、1984年のこの資料を引っ張り出して見ていただければ、皆さんわかると思いますけれども、45％から50％に上げているんですよ、国は。
あとは、この制度改正された一番新しい資料で出てきた陳情書が正しいかどうか判断しなければいけないと思いますので、それをしっかりとした上でやはり議論して、こういう意見書を提出していくというふうにしていっていただきたいなという僕は気持ちがあります。
その中で、どうしても上げなきゃいけない部分があるよねというところだったら、それを出していく部分だと思います。ここで言われている部分は、やはりいろいろな事業の中で、国が負担してくれているところ、県が負担しているところ、市町村が負担しているところ、あとはこれからの医療費と負担という中では、そこのデータヘルスだとか、検診を勧奨する流れ、検診率を上げていく、元気で健康長寿の方たちをふやしていくという取り組みにも支援が出てくるようになっているわけです。そういうことをしっかりといい機会だったなというふうに僕は感じていたんですけれども、なかなか最新のデータ、資料に基づいて判断できなかったというところがかなり私は悔しい思いがしています。
そういう中で、ちょっとここに書いてあることは、やはり数字的にもちょっと違うところがありますので、そこら辺はしっかりと捉えていっていただきたいし、私自身はこれには賛成できませんので、よろしくお願いします。
議　　長（丸山　　豊）　賛成討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　これで討論は終わります。
発議第２号を採決します。
発議第２号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　起立多数です。

したがって発議第２号は、原案のとおり可決されました。
発議第３号「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。松澤事務局長。
事務局長（松澤　さゆり）　　朗読
議　　長（丸山　　豊）　本案について趣旨説明を求めます。
２番、山﨑文直議員。
２　　番（山﨑　文直）　よろしくお願いいたします。
発議第３号の趣旨説明をいたします。
今、日本の医師数が、人口1,000人当たりＯＥＣＤ平均3.5人に対し、2.4人と極めて少ないというふうに言われております。
その結果としては、医師の皆さんが非常に過労な中での診療をしているということがマスコミでもいろいろ取り上げておられます。また、長野県内の特に上伊那では、県内の中でも地域として医師の不足が指摘をされているところであります。
そういった意味で、医師の確保というのは中央病院を取り巻く中でも大変な事態であります。それに向かって自治体としても努力をしていくということが言われている昨今であります。そういう意味で、医師養成をぜひふやしていっていただきたいという、そういう願いを込めて、この意見書を提出するところであります。
その意見書の内容としては、2022年度以降の医師養成定員減という方向を見直して、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数をＯＥＣＤ平均以上の水準にふやすことということで、これを国に訴えていきたいと、こういうことでありますので、令和２年３月13日、議会として意見書を提出していきたいということでありますので、御賛同をお願いをしたいと思います。
以上です。
議　　長（丸山　　豊）　これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（丸山　　豊）　質疑なしと認めます。
発議第３号の討論を行います。
反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。
発議第３号を採決します。
発議第３号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　起立多数です。
したがって、発議第３号は原案のとおり可決されました。
発議第４号「地方議会議員の厚生年金加入に反対する意見書」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。松澤事務局長。
事務局長（松澤　さゆり）　　朗読
議　　長（丸山　　豊）　本案について趣旨説明を求めます。

４番、藤城栄文議員。
４　　番（藤城　栄文）　地方議会議員の厚生年金加入に反対する意見書の提出理由を３つの観点から申し上げます。
１つ目の理由といたしまして、仮に議員が厚生年金加入となりますと、地方自治体が事業主とみなされ、財政状況が年々厳しくなる我が村に年金の事業主負担という新たな公費負担を生じさせてしまうことを挙げます。試算すると、その負担額は我が村だけでも年500万円程度となります。
２つ目は、現状、個人事業主が加入できない厚生年金に法律を変更してまで、まさに特権的に議員が加入できる形となれば、そのことに住民の理解を得られるとは到底思えません。
現在も支出が続いている過去存在した議員年金とも混同されるでしょう。それらのことは、議員のやりがいと信用を大きく失うことにつながりかねないと私は考えています。
３つ目の理由として、「議員のなり手不足」の解消につながりにくいことを挙げ、こちら詳細を御説明申し上げます。
皆さん、出馬するに当たり、議員って厚生年金に入れるんだ、それじゃなりたいな、こんな普通の会社に入るような感覚であんな大変な選挙に出るような決断をする人はいるのでしょうか。私はほぼいないと思っています。さらに、若い世代であればあるほど、需給が不透明な年金に対して、懐疑的な意見を持っており、魅力的には写りません。加えて、事業主負担分も議員が負担するという結論になるリスクも残されています。
以上が厚生年金加入に反対する意見書を提出した理由です。
平成28年に町村議長会が厚生年金への加入を求める意見書の提出を促した際には、その理由には、議員を志す新たな人材確保につながっていく、さらには幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点からといったことが挙げられていました。
私はその理由であれば、実施すべきことは、例えば、議員報酬に子ども手当を創出するなど、ほかに有効なアイデアがしっかりと議論を重ねれば、たくさん出てくるのではないかと考えています。
議員の皆様、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。
議　　長（丸山　　豊）　これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（丸山　　豊）　質疑なしと認めます。
発議第４号の討論を行います。
反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。
５番、笹沼議員。
５　　番（笹沼　美保）　５番、笹沼です。
賛成の立場から討論させていただきます。
議員のなり手不足が深刻化する中で、老後の保障により人材確保につながるとの意見があるようですが、根本はそこではなく、なり手不足解消に直結するかは疑問です。
若い世代の議員が立候補するには、任期が４年であることを考えても年金よりも報酬の問題が優先されるべきであり、多様な世代、多様な職業、性別にかかわらず、地方議会議員として活動できる環境を整えることがなり手不足解消につながると考えます。国民年金だけの

議員が退職後の不安を抱え、そのことがなり手不足につながっているというのであれば、そもそも将来に不安を感じてしまうような国民年金制度そのものが問題で、その不安は議員だけの問題ではありません。議員のみを優遇する制度には反対です。

また、議員年金制度が廃止されたのに改めて形を変えて制度化することに住民の理解が得られるのでしょうか。議員に安心感を与え、意欲的な議員活動を励ますことに税金を使うのではなく、困っている高齢者や子供たちの支援に使うべきであると考えます。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　続いて、２番、山﨑議員ですか。

２　　番（山﨑　文直）　私が議員になってしばらく前回の議員年金の掛金をおさめてきました。それが途中でなくなり、一時金をいただいた経験がございまして、ちょっと形は違いますけれども、また新しい制度が生まれて、何でこういうことになるのかなということで、どうにも復活しても有権者の皆さんに説明のしようがないということでございますので、この加入には反対をしていきたいと思います。

以上です。

議　　長（丸山　　豊）　ほかに討論はありませんか。

８番、小坂泰夫議員。

８　　番（小坂　泰夫）　私も賛成の立場で、ただ２点、前回先ほど提出議員がおっしゃった平成28年の採決では、この村の議会、当時採決した者がここに７人おるわけですけど、厚生年金に当時は加入を賛成するという立場で採択もした経過があって、そこをある意味覆す形になるのと、あともう一点は、やはりさっき提出議員が言いました長野県町村議長会から、また今後、この厚生年金に議員が加入できるようにというような声を上げるように、また上のほうからおりてくると、そういう見込みもあるというふうにちょっと聞いておりましたので、ここは大事な論議になると思います。賛成討論ばかりなので、蛇足になるかもしれませんけれど、以上の２点から簡単に説明さし上げます。

まず、平成28年の厚生年金に加入しましょうよと、この議会で討論、意見をするに当たっては、先ほど提出議員が理由に挙げた地方自治体、この村が事業主になって、新たな公費の負担、要は村民からの負担が出てくるというような論議は全くされていなかった、そこが一つの落ち度といいますか、１点と、あともう一点、私はもう状況が、この村、この議会にとっては変わっているということを思っているのが、その後、この議会では前任期になりますけれども、定数を検討しました。その定数の検討をした際も大きな理由が10人だけではちょっと意見の考え方の固定化というか、そういう狭さを感じるということがあって、何とか多様な意見を聞くべきじゃないか、聞けるようにすべきじゃないかということで、定数をふやしたらということを検討して、結果、これは議会の大体の見解だと思うですけれども、村民の理解を得られないと、定数をふやすことは村民の理解が得られないから、定数をふやすことはやめようと、そういう結論に至った経過があります。その経過を考えると、先ほど提出議員がおっしゃったような村民の負担を生んでまで、この厚生年金に議員がなれるようにするということは、そちらのほうこそ住民からはやはり理解されないだろうと、先ほどの提出議員が言った試算から考えれば、逆に定数を１人以上ふやしていくことができる、そういった厚生年金を加入することで、起きてしまうことにもなりかねないので、論議すべきは多様な意見を聞くとか、若い世代がもっと出やすくするほかの論議があろうかと思います。

蛇足になって申しわけありませんけれど、提出者に賛成の意見を申し上げました。
以上です。
議　　長（丸山　　豊）　ほかに討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　これで討論は終わります。
発議第４号を採決します。
発議第４号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　起立多数です。
したがって、発議第４号は原案のとおり可決されました。
日程第４、議案に対する討論採決を行います。
議案第１号「南箕輪村職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。
反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。
議案第１号を採決します。
議案第１号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　全員起立です。
したがって、議案第１号は原案のとおり可決されました。
議案第２号「南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」の討論を行います。
討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。
議案第２号を採決します。
議案第２号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　全員起立です。
したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。
議案第３号「南箕輪村消防委員会条例の一部を改正する条例」の討論を行います。
討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。
議案第３号を採決します。
議案第３号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　全員起立です。
したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

議案第４号「南箕輪村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」の討論を行います。
討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。
議案第４号を採決します。
議案第４号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　全員起立です。
したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。
議案第６号「南箕輪村生涯活躍交流センター設置条例」の討論を行います。
討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。
議案第６号を採決します。
議案第６号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　全員起立です。
したがって、議案第６号は原案のとおり可決されました。
議案第８号「令和元年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第３号）」の討論を行います。
討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。
議案第８号を採決します。
議案第８号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　全員起立です。
したがって、議案第８号は原案のとおり可決されました。
議案第９号「令和元年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）」の討論を行います。
討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。
議案第９号を採決します。
議案第９号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　全員起立です。
したがって、議案第９号は原案のとおり可決されました。
議案第10号「令和元年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」の討論を

行います。
　討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。
　議案第10号を採決します。
　議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　全員起立です。
　したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。
　議案第11号「令和元年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第４号）」の討論を行います。
　討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。
　議案第11号を採決します。
　議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　全員起立です。
　したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。
　議案第12号「令和元年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第５号）」の討論を行います。
　討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。
　議案第12号を採決します。
　議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　全員起立です。
　したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。
　日程第５、議案第13号から議案第18号までは予算特別委員会に付託されていますので、ここで委員長の報告を求めます。
　百瀬予算特別委員長。
予算特別委員長（百瀬　輝和）　予算特別委員会の報告をいたします。
　予算特別委員会に付託されました議案第13号から議案第18号までの６議案について、議会規則第74条の規定により、ここで審査の結果を報告いたします。
　議案第13号「令和２年度南箕輪村一般会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。
　議案第14号「令和２年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。
　議案第15号「令和２年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。
　議案第16号「令和２年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」は、審査の結果、原案ど

おり可決すべきものと決しました。
　議案第17号「令和２年度南箕輪村水道事業会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。
　議案第18号「令和２年度南箕輪村下水道事業会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。
　なお、審査の過程において出された意見、要望等は、今後の予算執行に十分反映し、適切で効率的な行財政運営を図られるよう望みます。
　以上で、予算特別委員会の報告を終わります。
議　　長（丸山　　豊）　ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。
　質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（丸山　　豊）　質疑なしと認めます。
　議案第13号「令和２年度南箕輪村一般会計予算」の討論を行います。
　討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。
　議案第13号を採決します。
　議案第13号に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　全員起立です。
　したがって議案第13号は、原案のとおり可決されました。
　議案第14号「令和２年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。
　討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。
　議案第14号を採決します。
　議案第14号に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　全員起立です。
　したがって議案第14号は、原案のとおり可決されました。
　議案第15号「令和２年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」の討論を行います。
　討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。
　議案第15号を採決します。
　議案第15号に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

議　　長（丸山　　豊）　全員起立です。
　したがって議案第15号は、原案のとおり可決されました。
　議案第16号「令和２年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。
　討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。
　議案第16号を採決します。
　議案第16号に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　全員起立です。
　したがって議案第16号は、原案のとおり可決されました。
　議案第17号「令和２年度南箕輪村水道事業会計予算」の討論を行います。
　討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。
　議案第17号を採決します。
　議案第17号に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　全員起立です。
　したがって議案第17号は、原案のとおり可決されました。
　議案第18号「令和２年度南箕輪村下水道事業会計予算」の討論を行います。
　討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。
　議案第18号を採決します。
　議案第18号に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　全員起立です。
　したがって議案第18号は、原案のとおり可決されました。
　日程第６、引き続き議案に対する討論採決を行います。
　議案第19号「伊那市との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について」の討論を行います。
　討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。
　議案第19号を採決します。
　議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　全員起立です。
　したがって議案第19号は、原案のとおり可決されました。
　議案第20号「南箕輪村公の施設の指定管理者の指定について」の討論を行います。
　討論はありませんか。
〔討論なし〕
議　　長（丸山　　豊）　討論なしと認めます。
　議案第20号を採決します。
　議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（丸山　　豊）　全員起立です。
　したがって議案第20号は、原案のとおり可決されました。
　日程第７、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。
　総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長、及び議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。
　お諮りします。
　委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。
〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議　　長（丸山　　豊）　異議なしと認めます。
　したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
　以上で、本日の日程は全部終了しました。
　会議を閉じます。
　ここで村政の発展のため長い間御尽力いただきました藤田貞文総務課長、田中聡社会福祉協議会事務局長が今月をもって退職されます。
　退職に当たり、一言御挨拶をお願いします。
　初めに、藤田貞文総務課長。
　総務課長は、昭和53年に役場に奉職され、42年間の勤務で総務課長を最後に退職されます。それでは、藤田課長、お願いいたします。
総務課長（藤田　貞文）　本日は、皆様の貴重な時間を割いて、このような場を与えていただき、また公的な場におきまして、私的な発言をさせていただくことにまことに恐縮をしている次第でございます。
　議長からも御紹介ありましたように、私は昭和53年奉職以来、昭和、平成の時代の終末を経て、令和の時代の始まりの年度を最後に定年を迎えることとなりました。
　この間、村長を初め理事者の皆様、職場の多くの先輩や同僚の皆様に支えられながら、いまだに未熟ではございますが、40年余にわたりまして、曲がりなりにも課せられた職務を何とか果たしてくることができましたことに感謝を申し上げます。
　また、職務を通じまして、議員の皆様を初め、多くの村民の皆様とかかわり、さまざまな貴重な経験を通じて、多くのことを学ばせていただき、私のこれまでの60年間の人生におき

まして、かけがえのない財産となりましたことにこの場をおかりしまして、お礼を申し上げます。

今後は、次のステージでの再出発となりますが、微力ながら今までの経験を生かしまして、少しでも皆様のお役に立つことができればと思っております。

最後に、ここにおられる皆様のますますの御健勝とさらなる御活躍を御祈念申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。本日は、まことにありがとうございました。

議　　長（丸山　　豊）　御苦労さまでした。

次に、田中聡社会福祉協議会事務局長でございます。

局長は、昭和53年役場に奉職され、42年間の勤務で社会福祉協議会事務局長を最後に退職されます。

それでは、田中局長、お願いいたします。

社会福祉協議会事務局長（田中　　聡）　本日は、定例議会において、貴重なお時間を割いていただき、このような機会を設けていただきまして、ありがとうございます。

このたび、３月をもちまして、定年を迎え、退職することとなりました。先ほど議長さんからの紹介にもありましたけれど、昭和53年有職以来、42年の長きにわたり、大過なく勤務できましたことは歴代の村長を初め、上司、同僚の皆様や関係する多くの皆様の御指導、御支援のおかげだと感謝をしております。

４月からは、再任用で引き続き村にお世話になりますが、これを契機に新たな気持ちで第二の人生のスタートラインを切って、微力ではありますが、村のために頑張りたいと思っております。

今後もこれまでと同様に御指導と御鞭撻のほどをよろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、議員の皆様の今後の御健勝とより一層の活躍により議会の活性化が図られますよう祈念いたしまして、簡単ではありますが、退職の挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

議　　長（丸山　　豊）　挨拶をいただきましたお二人の課長、局長につきましては、退職されましても引き続き村政に御理解、御協力をお願いいたします。長い間、大変お疲れさまでございました。

ここで村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村　　長（唐木　一直）　３月定例会、12日間の会期お疲れさまでございました。また、全議案原案どおりお認めをいただきまして、ありがとうございました。議案審議や予算特別委員会、さらには一般質問でいただきましたさまざまな御意見や御提言は、今後の行政執行に生かしてまいります。

特に、令和２年度の各会計予算が成立をいたしました。予算編成方針に基づき、また最終年度となります第５次総合計画の前期基本計画、村創生総合戦略の着実な推進に努めていくとともに、村の発展や住民福祉の向上、子育て、教育の充実、さらには安心安全な村づくり、地域づくりに努めてまいります。

また、来年度は第５次総合計画の後期基本計画を初め、多くの計画を策定をしていかなければなりません。これからの村を見据えた村の発展、住民生活の向上に資することのできる計画にしていかなければならないと思っております。

多くの皆さんの御意見や議員各位の御意見をお聞きしながら、策定をしてまいります。

また、ことしの予算編成は、本当に財源確保に苦労をした予算編成となりました。年々厳しくなってきているということを感じておるところでございます。

これからは、まだ学校給食センターを初め、長寿命化によります公共施設の老朽化対応、人口増に伴う一部施設の整備等々、やらなければならない事業というのは山積をしております。加えまして、人口増加に伴う諸経費や扶助費の増加など、財政状況は厳しさを増してきております。一方では、持続可能な村を目指していかなければなりません。そのためには、健全財政の維持が不可欠であります。

現在の財政指標は、健全財政の範囲内ではありますが、年々悪くなってきておるというのが実態であります。事業の推進と健全財政の維持、このことを常に考えながら、村政運営をしていかなければならないところであります。

事業の選択、従来事業の見直しも必要となってまいります。バランスをとりながらの村政運営となります。こうした状況も御理解をお願いをしたいと思います。

今までのような行政運営がこれから果たしてできるのかというのは、本当に心配な面もあるところであります。今申し上げましたように、見直す事業は見直していく、このことも必要になってこようかというふうに思っております。そんな折にはまた御相談も申し上げていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

開会の挨拶でも申し上げましたけれども、私にとりましても、４期目の任期のほぼ最後の年度となってまいります。その折にも申し上げましたが、この５年間を振り返りながら、私の行政運営の指針は行政は誰のために、行政は何のためにあるのかという、このことがこの15年間の指針としてきたところであります。常反省をしながら、やってきたところであります。

こういったことをまた思い起こしながら、気力を充実をさせながら、４期目の締めくくりをしていかなければならないと決意を新たにしたところであります。しっかりと４期目最後を締めさせていただきたいなというふうに思っております。

新型コロナウイルスの拡大がいまだとまりません。小中学校休校としながら、各種のイベント、行事を中止、延期、縮小しながら、可能な対応をしております。特に、小中学校休校に伴う問題点は、教育委員会や担当課を中心に万全を期しておるところであります。

また、村民の皆さんには不要不急の外出を控えること、手洗い、マスク等の着用等々、予防に徹していただくよう、さらなる広報をしてまいります。

一番の心配は、経済活動であります。本当に厳しくなってきており、業種によっては、大変なところが出てくるものと思います。資金面の手当ては状況により柔軟に対応をさせていただきます。国でも対応を始めております。国の制度の状況や村での状況を見ながら、対応するよう担当課に指示をしておるところであります。

一日も早く収束をし、もとの生活に、もとの経済活動に戻れることを願うばかりであります。

議員各位も今任期２年目が間もなく始まります。人口が増加し、選ばれる村となっている南箕輪村をさらに元気な活力のある村にするために、また何と言っても行政というのは、住民の皆さんが安心して暮らせる村、このことは理想であります。こういった村をつくるために、ともに歩んでいっていただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

慎重な御審議をいただきましたことにお礼を申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議　　長（丸山　　豊）　最後に私のほうから一言申し上げます。

世界保健機関（WHO）は、新型コロナウイルス感染症を世界的大流行、パンデミックと認めました。また政府は、不要不急や人込みへの外出を控えるなどの自粛要請を延長しております。議員各位には、体調管理など、十分に御留意の上で議会活動をお願いするところでございます。

これをもちまして、令和２年第１回南箕輪村議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

事務局長（松澤　さゆり）　御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議　　長（丸山　　豊）　お疲れさまでした。

閉会　午後４時１７分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員